

令和元年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和元年12月9日(月)

午前9時00分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番	松川正樹君
2番	上田誠君
3番	中村勘太郎君
4番	金元直栄君
5番	滝波登喜男君
6番	齋藤則男君
7番	奥野正司君
8番	伊藤博夫君
9番	長岡千恵子君
10番	川崎直文君
11番	酒井和美君
12番	酒井秀和君
13番	朝井征一郎君
14番	江守勲君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君

教	育	長	室	秀	典	君
消	防	長	朝	日	光	彦
総	務	課	平	林	竜	一
財	政	課	川	上	昇	司
総	合	政	永	田	敦	夫
会	計	課	酒	井	宏	明
税	務	課	清	水	昭	博
住	民	生	佐	々	木	利
福	祉	保	木	村	勇	樹
子	育	て	吉	川	貞	夫
農	林	課	野	崎	俊	也
商	工	観	森	近	秀	之
建	設	課	家	根	孝	二
上	下	水	原	武	史	君
上	志	比	山	田	孝	明
学	校	教	多	田	和	憲
生	涯	学	清	水	和	仁

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂	下	和	夫	君
書					記	坂	ノ	上	恵	美

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（江守 勲君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、9番、長岡君の質問を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） おはようございます。9番、長岡千恵子です。

12月定例議会1人目ということで、すごくやっぱりきょうは緊張しております。ですけれども、がんばって質問させていただきたいと思います。

月日がめぐるのは早いもので、きのう永平寺町のみんなの第九のコンサートがありまして、私もそれに参加させていただきまして、自画自賛するわけではありませんが、すごく自分でも感動して、その感動を皆様にもお伝えできたのではないかと思います。またいずれ放送もされるみたいですので、ぜひとも町民の皆様にもその歌声を聞いていただきまして、我こそはと思わん方は来年また参加していただければ、すごくみんなの第九になるのではないかなと。この第九を聞きますと、やはり年末が迫ってきたなという感じもしますし、一年の締めくくりになるような気がしたきのうの一日でした。

というところで、済みません、私、ちょっときのうの余韻がまだ残っておりまして、実は声のトーンがすごく高くなるのではないかとちょっと内心心配してるんです。それと、声のボリュームも大きくなるんじゃないかと思いますので、お気づきのところありましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速1つ目の質問からさせていただきたいと思います。

まず最初に、お館の椿の将来はということで質問をさせていただいております。

本町に、松岡藩の史跡でありますお館の椿がございます。現在、ツバキの木がどのような状況になっているのか、説明と、それから、ごらんになってどのような感じられたのか。

また、お館の椿の幹にモルタルが埋め込まれております。おおむね木の大半が枯れたような状態になっているのが現状でございます。何か事情があってモルタルを幹に埋め込まれたのだとは思いますが、モルタルを埋め込んでも大丈夫だったのでしょうか。これは大分前に埋め込まれたような気がいたしております。ほかに手だてがなかったのかということで、お館の椿、これはどのように対処されるのかお伺いしていきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） お館の椿の管理についてご答弁をさせていただきます。

お館の椿の管理につきましては、例年、専門家と相談をしながら、施肥、それから薬剤散布、活力剤注入など必要な管理を年間を通して実施をしております。

現状では、ツバキの木が2本現場にはございますけれども、向かって左側の古い木のほうは、地面近くで幹が分かれています。片方の幹は既に枯れてしまっております。枯れてない幹のほうも、地面から180センチぐらいの高さのところには枝葉があるものの、それより上部は枯れてきております。それが現状でございます。

幹へのモルタル充填につきましては、樹木治療として、その当時の樹勢回復術として一般的な方法でございました。ということでモルタル充填を行いましたけれども、残念ながら樹勢回復には至らなかったということでございます。

お館の椿は、町指定の天然記念物であり、町指定文化財として貴重なものでございますので、後世に残るよう保護していきたいというふうに考えております。

今年度につきましては、例年の管理に加え、樹木周辺の土壌改良を行うということで保護していこうと、特別な処置をしようと思っておりましたが、思ったよりも枯れが進行しているため、枯れている部分を切除しまして木の負担を減らしていきたいと思っております。傷んだ木には、処置後、急な処置はしないほうが良いというふうなことを専門家から聞いておりますので、一、二年は通常管理を行いながら、その後、土壌改良などの保護策を検討していくつもりでございます。

また、もう一本の樹勢の強い木のほうにつきましては、かなり大きくなって

ることから、木への負担を減らすために切り戻しということで、ちょっと小ぶりにするというような剪定を行いまして、全体的に小さい樹形に仕立てていきたいというふうに思っております。これらの処置につきましては、文化財保護委員の皆さんにも相談をし、専門家のご意見も踏まえて判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） お館の椿、本当に木を見る限りでは、私たちが子どものころというともう50年、60年前の話ですけれども、非常に木が茂ってまして、それから年月がたつにつれて葉が1枚少なくなり、2枚少なくなり、だんだん寂しくなっていくのが時の流れとして見えておりました。そういった中も、年齢的、樹木ですから、年がたつごとに木が寂しくなってくるのも仕方のないことだとは思いますが、せっかくのお館の椿ですので、やはり後世に残してほしいという思いは、町民として誰しものも思っていることではないかというふうに思っております。

お館の椿については対処されるということでございますけれども、そのほかにも、お館の椿について私が独自に考えていることは、ちょっともう少し先に申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、ほかにも町には文化財がたくさんあると思います。その文化財の保存について、全体として町の文化財に対する姿勢をお示しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 指定されております文化財の管理につきましては、国、県、町、どの指定を受けるにもかかわらず、所有者または管理責任者が行うことになっております。

町として、法人や個人などが所有、管理している文化財については、それぞれの現状把握に努め、またお館の椿や大廻り史跡のように、永平寺町の所有であるものに関しましては、文化財保護委員等のご意見もいただきながら、また専門家のご意見もいただきながら適切な管理を行い、町の財産として後世に残していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

あちこちにいろいろな町の文化財、残されております。放っておくと文化財というのは、残念ながらだんだん風化していき、また受け継がれることなく忘れ去られることも多々あるように思われます。これはやっぱり後世に残さないといけないうのが、私たちに課せられている最大の任務ではないかというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほどのお館の椿の話なんですけれども、実は、平成23年6月の定例議会におきまして私が一般質問させていただいたのと同じ内容を、今あえて清水課長にお伺いさせていただきました。

平成23年度当時の担当課長さんは、「お館の椿は立ち枯れが進んでいる状態です。専門家の意見を仰いで、お館の椿が後世に残るよう今後検討します」との答弁でした。残念ながら、そのツバキは当時よりも立ち枯れが進み、今おっしゃっていただいたような状況になっております。今は本当に、地上から1.8メートルぐらいのところにおずかばかりの枝に、数えるほどの葉っぱが残っているだけの状態になっております。

私の知る限りでは、私は植物についてそんなに専門知識はないんですけど、ツバキというのは常緑広葉樹で、葉が落ちない広葉樹というふうに聞いております。ちょっと今から申し上げることは、言葉がきついですけれども、前任の課長さんは、保護策については検討しますとおっしゃっていただけんですけど、本当に検討されたのでしょうかという疑問が私のところには残っております。検討はされたのかもしれませんが、本当に残さなくてはいけないという思いでの行動には少し欠けていたのではないかな、その結果、今のよう状況になってしまったのではないかなというふうに思います。

といいますのは、本気でお館の椿を残したいというふうに考えられたのであれば、そのお館の椿が植えられている場所、皆さんご存じだと思いますけど、土地の広さにして4坪、5坪はないと思います。それも普通の道路上から1.3メートルぐらいですか、1.2メートルぐらいの高さまで石積みがされていて、その植木鉢の大きなものの中に木が植えられているような状況になってます。そんな状況の中で何十年も木が育つというのは非常に難しいのではないかな。土壌のこともそうですし、養分のこともそうですし、地上からその高くなっている部分で、夏の暑さ、冬の寒さ、耐えられるものではないんじゃないかな、植物にとって、決して決して環境のいいものではないんじゃないかなというふうに考えます。その当時、そのことをもうちょっと真剣に考えていただければ、今よりももっと、

もっとというか少しはいい条件で残されてきたのではないかなというふうに思います。

枯れてしまったのでは元も子もないというふうに思いますけれども、その老木を今、例えば移しかえるとかということになると、それは木が耐えられない状況になってくる。これは素人目にもわかります。

幸いにしまして、隣には若い木、若木が育ってます。課長のお話では、若木も相当大きくなっているので、剪定して小さくして負担を少なくしてということはおっしゃってましたけれども、できましたら、お館があったところですか。あその場所にお館の椿は最初から、殿様がお手植えされた場所だったかもしれませんけれども、余りにも狭い場所なので、お館の椿の木のことを考えますと、やはりもっと広い場所に移転して、木に負担のないように残していくというのも一つの方法ではないかというふうに思います。

といいますのは、お社があったところですから、考えてみますと、4坪や5坪にお社が建つわけではないと思いますね。幾らその当時、人間の体がちっちゃいといいますが、やはり座れば半畳、立てば1畳。これは人間必ず要ったと思います。でも、その面積で人間が生活できるかといったら、そんなものではないと思いますので、それなりの広さがあったのではないかと思います。それだったら、あの場所あの場所、お館の椿が植えられたところですかということを残されて、なおかつ、そのお館の椿は、植物のことを考えますと、もう少し広い場所に、公園のようなどころに移されるというのも一つの方法ではないかというふうに思います。あの辺一帯は多分、お館の跡地だったのではないかと思います。

歳いった人に聞きますと、年いった人といいますが生きてる人は80、90歳ぐらいの人ですけれども、その方たちが子どものころには、あの辺は一帯が何もなくて、公会堂があったり馬場があったりというような空き地になってたので、お館そのものはあの狭い場所ではなかったよというふうに聞き及んでおりますので、その辺きっちり調べてるわけではありませぬのでわからないんですけども、そういったこともお考えいただいて、椿を残す方法というのを考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今すぐ即答をと言ってもなかなか難しいと思ひますので、また折を見て質問させていただきたいと思ひますけど、何かご所見がありましたら、町長、おっしゃっていただければと思ひます。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） ご指導ありがとうございます。

まず、お館の椿に関しまして、お館の椿が町の指定文化財になっていることはご存じだと思いますけれども、その場所も文化財だと、指定されているということをもっとお伝えします。そういうことなので、その植えかえるということが適切なかどうか、その辺に関しましては、皆さんのご意見を伺いながら決めていかないといけないかなというふうに思います。

また、高くなっている場所がいいのかどうか。私どもも専門的な知識は薄い部分もございますので、それらも含めまして全て、専門家の意見も伺いながら、また文化財保護委員の皆さんとご相談をして、今後いろいろ決めていきたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにしても、先ほど答弁にも申し上げましたけれども、毎年行っている管理、そして今現状に合わせてこういうことが必要なんではないかというふうなことを含めまして毎年検討をしているというのが事実でございますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 木に対する優しい気持ちも伝わって。ただ、今ほどありました文化財保護委員の皆さんと、また専門家の皆さんと、長い歴史の中であそこにお館の椿があるというのも、一つの町の文化財の位置づけにもなっておりますので、皆さんと相談しながら考えていきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

ぜひとも、今の子どもたちがお館の椿についてどれほどの関心を持っているかわからないんですけれども、それでもやはり、あそこにお城があったんだよねという思いはあると思うんです。子どもたちも何年生かるときにはまち歩き、中学生になると探索して歩くようなこともやってるので、やはりそういった意味では松岡の、やっぱり名所になるのかなというふうに思いますので、ぜひともあの場所、そして椿の木が残るようにご努力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目なんですけれども、里親制度の取り組みはということでお伺いしたいと思います。

実はこの里親なんですけど、普通、このごろ子どもが少ないせいなんですけれ

ども、例えば、お嫁に行って実家の姓を継ぐ者が誰もいなくなってしまうので、自分の子どもに実家の姓を継がせるという家庭を時々お見受けします。

そういうふうな中で、それも少子化の影響なので仕方がないのかなというふうには思ってるんですけども、そういう自分の子どもに自分の実家の姓を継がせるということだけでも大変なのにと感じてた中で、最近出てくるようになったのは、厚生労働省が里親制度の拡大ということを提唱しています。

それで、そんなに里親制度ということに対して、私、興味があったわけでも、関心があったわけでもないんですけども、実は11月に、私たち女性議員で組織しております福井県女性議員の会という会がございます。そこでその里親制度というものについて勉強会をいたしました。その勉強会についていろんなことを学んできたわけなんですけれども、まだまだ子どもたち、家庭的に恵まれていない子どもたち、そしてまた望まれなくて生まれてきた子どもたちというのがたくさんいるということを目の当たりに聞いたり見たりする機会を得ました。

そこで、やはりこれは厚生労働省が拡大を図っている以上は、町としての取り組みはどうなのかということをお伺いしなければいけないなという思いがありまして、今回、質問させていただくことにいたしました。

町としては、この制度をどのようにして拡大をしようとなさっているのでしょうか。それからお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、里親制度を国の厚生労働省が拡大を図っているという理由をまず申し上げますと、さまざまな事情によって家庭で暮らせない子どもについては施設等で養護するということではありますが、やっぱり子どもの成長にとっては、施設養護よりも家庭養護がより効果があるということもあります。児童にとって、実親のかわりに、深い愛情を持って育てていただける親がわりの里親が必要なため、国としても里親制度の推進を図っているというふうに理解をしております。

議員さんのほうから町の取り組みということをご質問ございましたので、まず町の取り組みとしましては、この里親制度につきましては、まず県のほうが登録とかを受け付けるということになっています。県と町との連携の中では、やはりこの里親の登録をいかに促進するかということが必要であり、やっぱり制度を理解していただくということがまず第一だと思っております。そういう意味では、やっぱりこの制度をいかに住民に周知をしていくか、広報とかホームページとかあら

ゆる媒体を使いながら、まず制度を周知していくことを県と連携してやっていきたいと思っております。また、県のほうも出前講座等を実施しておりますので、その支援も町としてはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） それでは、その里親制度の概要について具体的にご説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、概要でございますが、先ほど言いましたとおり、里親制度とは、何らかの事情により家庭で生活できなくなった子どもを、里親の自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のもとで育てていただくという制度でございます。

里親の、まず種類でございますが、3つございまして、養育里親、養子縁組里親、親族里親というのがございます。また、養育里親のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童とか、非行等の問題を有する児童とか、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがある児童を養育する専門里親という制度もございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 概要について今伺いました。

その里親、これ誰でもなれるというわけではないと思うんですね。

それで、里親になるための要件というのがあれば、その要件を教えてくださいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 要件でございますが、先ほど言いましたとおり、里親になるためには、まず里親の登録（認定）が必要でございます。

その基本要件としては3点ございます。まず1点目が、要保護児童の養育についての理解及び熱意、そして児童に対する豊かな愛情を有している方がまず1点です。2点目に、経済的に困窮していないこと。3点目に、里親本人またはその同居人が欠格事項等に該当していない。この3点がございます。

その基本要件を踏まえまして、先ほど言いました里親の種類ごとに必要な研修を終了していることがまた必要になってます。ただ、親族里親については研修と

いうのはなく、基本的要件の経済的に困窮していないということも、親族里親については要件となっておりません。

里親の登録につきましては、その要件を満たした方が県の児童福祉審議会の意見聴取を経て登録することになり、その後、5年ごとに登録を更新するというふうになっております。

また、実際に里親が児童を引き取る場合でございますが、そういう場合には、その児童の親権者の同意が必要というふうにもなっております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 里親というのは、目的によって3種類、養育里親、それから養子縁組里親、それから親族里親があるとお聞きしました。

県内おのこの各里親で養育されている児童数というのはどのくらいの子どもたちがいらっしゃいますか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 人数でございますが、今県のほうで公表している数字といたしますのが平成31年3月末現在というふうになっておりますので、まずその数字を申し上げさせていただきます。養育里親で県内18人の児童、養子縁組里親の児童が1人、親族里親の児童が14人、専門里親の児童はゼロ、今いないということでございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今おっしゃった数字のお子さんというのは、不幸にして実の親とは暮らせないけれども、それにかわる愛情たっぷりの里親に恵まれたお子さんというふうに考えます。

その中には多分、本町にもそういったふうに里親になって児童を養育していらっしゃる家庭があるというふうに聞いております。本町の里親に預けられている児童、それから里親として養育していらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今現在、本町には、里親として児童を養育している家庭についてはないというふうに聞いております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今ちょっと課長ないっておっしゃったんですけど、ごめんなさい。先ほど申し上げましたように、その研修の中では、永平寺町、実は4名

のお子さんが養育されております。養育里親で2名、養子縁組里親で2名、4名のお子さんが養育されているというふうに説明を聞きました。ちょっとチェックしていただければというふうに思います。

ただ、親族里親につきましては、さっき申し上げたように、例えば、実家の姓が、跡継ぎがいなくて姓が絶えてしまうのでということで、里親としての養子縁組をなさった方がいらっしゃるのかもわかりませんが、とりあえずそういうふうな数字をちょっと聞きましたものですから、町のほうでもちょっと把握していただけたらなというふうに思います。

県内には、乳児院が2カ所、それから児童養護施設が5カ所あります。それらの施設に、今度は在籍している児童、これについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず先ほどの、私が本町にはいないというふうに申し上げましたが、県の児童相談所等出向きまして確認をしてきた上での数字なので、再度確認をしたいとは思っています。

施設の人数でございますが、県内には、乳児院が2カ所、児童養護施設が5カ所ございます。乳児院で2カ所で15人の児童、児童福祉施設では5カ所で152人、これは3月31日に公表している数字でございますが、今いるというふうになっております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 施設に在籍している子どもたち、かなりの数がいることは非常に残念ですが、それでもやっぱり親と一緒に暮らすよりは、そのほうが子どもたちにとってはいいという子どもたちだというふうに解釈したいと思います。それを考えると、どっちがいいのかという、子どもにとって一番いい方法が何かということを考えていけないといけないんだろうなというふうに思っております。

何らかの事情があって親とともに家庭で生活ができない子どもたちですので、里親というのがやっぱり1対1の、1対1と言うとおかしいですけど、親と子、おじいちゃん、おばあちゃんを含めた子どもとの関係、こういったものを考えますと、やはり施設で子どもたちだけで、要は、養育はされてるんですけど、子どもたち中心の生活をするよりは、家庭の中での環境、そういった中での子どもたちの成長というのが一番望ましいことなのではないかというふうに思います。

里親制度について、町として、今後どのように取り組まれますでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 町の取り組みとしては、一番最初の答弁で申し上げましたとおり、まずこの里親制度というのを多くの方に理解をしていただくということがまず必要だというふうに思っております。町の広報とかでしっかりと周知していくとともに、県が実施している出前講座等にも、町としては積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） この里親制度なんですけれども、その対象となる子どもたちというのは、さっきも言いましたように、親に望まれなくて生を受けた子、それからDVや虐待、育児放棄など、実の親と一緒に暮らせない、または貧困などさまざまな理由での家庭生活ができない子どもたちというふうに思っております。子どもたちにも温かい家庭環境で生活できるようになってほしいと願っているのは私だけではないと思います。

里親になっている方は、長い間、不妊治療をしてきたが、残念ながら子どもに恵まれなかった方が多いというふうに、この新聞でも載っておりました。これは先日、11月29日の福井新聞の朝刊に載っていた記事を切り抜いております。一人でも多くの方に里親になっていただきまして、家庭に恵まれていない子どもたちと一緒に和みある家庭を築いていただきたいというふうに願っております。

永平寺町では、子育て支援が充実している町ですというふうに評判になってますし、また町長自身も自負してらっしゃることだろうとは思いますが。そういう町ですから、ぜひ町を挙げての取り組みというのを強化していただきたいと思っております。

何かご所見あったらよろしく願いたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この里親制度につきましては、やはり子育て支援課申し上げましたとおり、こういった制度があるということをもまず町民の皆さんにしっかりとお知らせをして、そしてまたそういう考えが、里親のそういった考えが広がること、それは大切なことだと思いますので、しっかりと啓発していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時35分 休憩）

(午前 9時37分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 済みません。先ほどお館の椿の件で例えがちょっと悪かったので、それはちょっと申しわけなかったなというふうに思いまして。一番わかりやすいかなと思って言ってしまったんですけど、大変男性の方には失礼なことを申し上げたなというふうに思います。お気にさわられた方、不愉快な思いをされました方、いらっしゃいましたら、この場をおかりしてちょっとおわびしたいと思います。申しわけありませんでした。

以上をもちまして、私の一般質問、終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 次に、3番、中村君の質問を許します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 3番、中村勘太郎です。

今回の12月議会の一般質問といたしまして4問の質問をさせていただきます。まず1点目は、幼稚園・幼稚園施設再編計画の報告からということで1問。2点目には、令和のJA永平寺合併経営計画による町の支援ということで、言葉、支援というのがどうかとはちょっと考えましたんですけども、2点目でそれをさせていただきます。また3点目においては、九頭竜川遊漁者の安全対策はということで、ことしの遊漁者の事故等々が3件、前年より多くあったというような記憶からちょっと考えてみようかなということ。また4点目につきましては、松岡小学校前の町立図書館の利用者の十分な駐車場の確保というようなことで、4点質問させていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1点目でございますけれども、幼稚園、幼稚園の施設再編計画の策定の中間報告を2回、3回と、今月、11月11日、22日と2回報告をいただきまして、その中で縷々本計画の説明等がありました。その中で、主に幼稚園、幼稚園の施設再編計画の再編パターンとあわせて、3歳児以上のクラスは20人程度が望ましいとの検討委員会からの答申にあわせて、また財政面の観点からの落とし込みでの説明がありました。

子育てに優しい永平寺町のまちづくりであってほしいと願い、質問をさせていただきます。

まず、1問目でございますけれども、この再編計画は、少子、人口減少の中での幼児教育の基本的なあり方が最重要課題だと思います。幼児教育の中で一番大事なことは、子どもは子ども同士の、多くの同い年の子どもたちとの日常の会話が大変重要だと思っております。

このような時期に、今現に発生している園、また、近い将来このような幼少期を迎える子どもたちの地域に対して、地域ともども理解し合い、子育てに優しい平等な永平寺町のまちづくりであってほしいと願うが、行政のお考えはどのようにか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、議員仰せのとおり、子どもにとって、やっぱり子ども同士、そして友達との会話、コミュニケーションは大事だというふうに思っております。実際、子どもは友達がたくさん欲しいというふうに思いますし、そういう中で互いに学び合うことで、主体性、協調性が育まれるものというふうに思っております。

施設再編につきましては、子どもたちが同年齢の集団の中で学び合う環境の整備を目指しているところでありまして、子どもたちにとって望ましい幼児教育・保育環境を目指していくものでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勸太郎君） ありがとうございます。

本当に子どもたちがすくすくと伸びていくには、やはり子ども同士の会話等々に、親の影響、先生の影響もかなりあると思っておりますけれども、やはり子ども同士がつながって、ともに手をつないで伸び伸びと教育されるというような現場を創設してあげたほうが、本当によい環境の中でというような永平寺町の取り組みだというふうに思っておるところでございます。

次、2問目でございますけれども、これはマスコミ等からの報道があったので、これは間違いないなというふうに感じたものですから、ちょっと言わせていただきますけれども、平成の町村合併は本当に少子・高齢化を加速させた大きな社会問題だというような、そういうふうな報道がありました。考えてみればそうかもしれません。

例えば地域では、スーパーや金融機関の閉鎖等々で地域の生活インフラ機能の低迷とか、地域社会問題となっているそういうふうな中での幼稚園、幼稚園の施

設の再編計画を周知する一方で、地域の方々に対して不安な課題が、また子どもたちに対して、重要な教育に対して理解していただけるように、そういう心配のさなかに発生している社会問題の中においてのこういうふうな幼稚園、幼稚園の再編計画をどのように地域の皆様に理解をしていただけるのか、どう取り組むのかをご答弁いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 再編につきましては、まず再編計画を本年度3月を目標に策定することで現在進めておりますし、議会等にも研究会の中でご意見をいただいております。まず、計画策定というのがまず最初にしなきゃいけないことだと思っておりますので、その計画策定後に町民の方にまた理解をいただけるよう努めていきたいというふうには思っております。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 本当に地域の方、いろいろな心配事がある中で、こういった社会問題に対するインフラ、地域の活性化が失われる中でこういった大きな課題に取り組んでいかれる行政の方々に対しても、大変心配だろうとは思いますが、ともに、やはり手を携えて、地域の方々のご理解をいただけるような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

次に、この3問目でございますけれども、今後について、再編パターンから入園児数、保育士数、運営形態、財政面の方向性を示すとありますが、第1に、やはり子どもたちの平等な教育のあり方を最重要視されて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

第2には、必要保育士のゆとりある定数の確保及び保育士の待遇等々によるしつかりとした取り組みをしていただきたいというふうにも思うところでございます。

子育てに優しい永平寺町の強いまちづくりを今後どのように推進するのか、考えておられるのか、ひとつご答弁をお願いします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 永平寺においては、どの園においても同じカリキュラムで教育・保育を実施しております。しかし、園によっては、園児数の減少等で、例えば集団活動が今までのようにできにくくなっているのも現状としてございます。

施設再編においては、議員仰せのとおり、どの園においても同じような教育・

保育環境に近づけるようにしなきゃならないということが大事だというふうを考えております。

保育士のことにつきましても、今後も確保には努力していきたいというふうに思います。報酬等については、来年度より会計年度任用職員制度ということになり、これまでよりも処遇面はよくなるとは思っております。保育士を確保することにつきましても、子どもたちへの教育・保育の原点というふうに考えておりますので、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

例年でございますけれども、やっぱり保育士の確保がいつも、要するに募集というふうにもなっております。その点においても、しっかりと取り組んで進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、2番目の質問で、令和のJA永平寺の合併による町の支援について質問をさせていただきます。

ことしの7月28日にJA永平寺は臨時総代会を開催し、福井市農業協同組合ほか県下9つの農業組合との合併に向け、合併経営計画書の承認について理解を求め、承認されたところでございます。

福井県の10のJAが一つになることで、より専門性を発揮し、事業の効率性を高める仕組みを構築し、豊かで優しい地域社会づくりに取り組むとありましたが、永平寺町として、その経過の実態と今後の方針をどのように捉えるのか、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、JA永平寺の合併計画によりますと、県内10JAが一つになることで、JAの総合力強化によりまして、農家と組合に対するさらなる支援が期待されるということでございますが、具体的には、まず専門性を発揮するという面では、JAの営農指導員が農業者に出向く営農指導と農業支援、それから担い手経営に対する総合的支援、農家経営改善に向けた経営管理指導への取り組みがありまして、営農指導員を増員することなどで農業者への営農指導強化を図るということを言っております。

さらに、有効性を高める仕組みづくりという面では、特に福井米の販売体制として、JAグループ内での一物二価を防ぎ、合併効率を最大限に生かした有利販売に取り組むこととしております。また、各地域で行われる販売の整理や集約を

行い、福井米の一元集荷販売体制を構築するなど、米の価格の安定化を図るという
こととしております。

町といたしましては、こういったJAの取り組みにつきまして、県や関係機関
などとともに連携して協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） この、より専門性を発揮しというところがございます。こ
こをもう少し、あれなんですけれども、やはり農家の方については、一番心配な
のがそこなんです。専門性というのは、作物をつくるのにおいても、やはり報
告、連絡、相談、そういったものをいただきたい。こういったことについての
作物の状況等々の中間報告とかそういった成長過程での相談事、そういった勉強
をして学びたいと、教えていただきたいと、そういった指導面での強化、これが
今現状ではどのような状態かという、そういうふうに指導いただけるところも
あるんですけれども、なかなかその全体には回ってこれないというようなこと
も、心配もあります。

それがさらにね、今後そういうふうに、来年の4月1日以降から合併というこ
とで動き出すわけなんですけれども、極端に変わるわけではないかとは思いますが
ども、さらに高揚するような、営農者に対してよかったねというような結果にな
ればいいなと思ってるんですけれども、そういったところを行政の方も、黙
って見てるわけではないかと思っておりますけれども、農協の職員に対しても、農協に対
しても、また福井県のJAに対しても、そういったことでどんどんレベルアップ、
広域に、地域のほうに手が届くような、声が届くような、そういった指導を行政
のほうからもしっかりと支援していただきたいかなというふうに思うところでご
ざいます。

次でございますけれども、農業者の一番不安なところでございますけれども、
今も言いましたとおり、農業職員の声が農業者に聞こえなくなると、農家の離農
が加速するのではないかというような懸念、大変不安になられている農家の方々
も多いのではないかと思います。

町が推奨する永平寺町の奨励地域ブランド米や園芸作物、ニンニクとかニンジ
ン、スイートコーン、タマネギ等々の取り組みなどの合併後の強化策として、行
政のお考えはどうでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 本町の独自の高付加価値米としましてレンゲ米がございましたが、JAの合併経営計画書によりますと、販売事業に関する計画の中で、地域ブランド米は、その地域性、有利性を生かした販売推進の継続強化に取り組むとしております。また、本町の地域振興作物としてニンニク、ニンジン、スイートコーン、タマネギがございましたが、園芸部門の生産振興方策として、基幹支店が中心となって、地域の特色を生かした生産者の育成と地域特産品目の作付の推進や、販売機能の強化に取り組むとしております。

町といたしましては、これまでも、これらレンゲ米や地域振興作物に対する助成を行っておりますが、収支等の内容を分析しながら、まずは農業者のことを考えながら支援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） しっかりとこういったことを取り組んで、今現在取り組んでいないというわけではないで、しっかりと取り組んでいただいている中、さらにそういった農業者にがっかりさせるようなことのないように、しっかりとまた強力で推進していただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、3問目でございますけれども、九頭竜川の遊漁者の安全対策はということでございますけれども、これについては、先ほど冒頭にも申しましたが、本当に心配だなというふうに思っているところでございます。私だけではないとは思わなくても。

昔も今も、県内外の遊漁者から愛されてやまない九頭竜川でございます。この源での地域の多くの方々の食の繁栄を伝承される中で、特に代表的な九頭竜川のアユを釣り上げるという、いわば釣りバカ、そういった方々が永平寺町にたくさん来られております。

しかし、ことしも不幸にも3名の方が尊い命を落とされ、思えば、毎年一、二名から3名ぐらいですかね、多い年で。釣り人による事故が発生しております。

ここで、毎年発生するこれからの事故に対して、私の提案ではございますけれども、1つ、解禁日には、漁業組合と合わせて、行政とともに、何か河川での放流日とかそういったときに神事、おはらいというんですかね、そういったものを一つ、行事を、神事を行ったほうがいいんじゃないかなと、そういったことを清めて九頭竜川でのアユ釣りを楽しんでいただきたい、事故のないように取り組ん

でいただくというので、1つ目には、やっぱり解禁日にはそういった漁業組合と行政との合同によるお清めの神事をひとつ取り組んではどうかなというふうに思っているところでございます。

2つ目には、ライフジャケットの着用義務化やGPS等を推奨してはどうかと思うところでございますが、漁業組合はもちろん、行政も安全対策を検討して再発防止に取り組むと。行政のお考えはどうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 中部漁協関連になるので、私のほうでお答えします。

まず、九頭竜川は、アユやサクラマス等の聖地として毎年約5万4,000人ぐらいの遊漁者が訪れるということでございます。本町としましても、本当に観光資源の大きな役割を果たしているというふうに考えております。

しかし、議員ご指摘のように、毎年のように遊漁者の方の痛ましい水難事故がありますが、町としましてもホームページにおいて、総務課の生活安全室のほうでございますが、釣りを安全に楽しむためというふうな注意喚起を掲載してございます。

基本的にアユ釣りは、遊漁者の意思で、ほぼ自然なままの河川に入っていくのでありまして、それに伴う危険は、遊漁者の責任において回避するべきと考えておりますが、今後も、中部漁業協同組合さんや町において、危険を回避するための情報提供や啓発活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘のライフジャケットの着用、GPSの取り組みは、事故回避の有効な手段というふうに考えておりますが、中部漁協さんのほうでもこういった検討課題に挙げているというふうにお聞きしてございますので、今後、取り組む際には、そういう支援をしていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） これはね、どういうんですか、任意的なことではございますけど、自己責任というんですかね。確かにそうでございますけれども、やはりこのように1年において何名の方も、こういう多くの方がとうとい命を落とされているというふうなところ、また永平寺町としてもね、そういったことでの事故が発生するたびに、やはりイメージ的にも町としてもいい方向にはとられないというふうなことだと思いますので、行政としても、漁協組合としてもあるだけの、考

えられるだけのことはやって、安全策とかそういったことについては取り組んでいるよと、そういったことも大事だと思いますので。これは自己責任ではございませんけれども、やはり行政も、隠れた声でないですけれども、そういった安全対策の後方支援として、やはりそういった指導もかねがねやられたほうが、取り組んでいただいたほうが、より永平寺町のために、全体としての永平寺町のためにいいかなとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 河川の、遊漁者を管理してます中部漁協組合にしっかり安全対策をしていただくように、町としてもこれからお願いをしていくのと、あわせてまして、今ほどいろいろなご提案、またあった中で、こういったのはどうですかとか、町もホームページ等を通じて、釣り人、またいろんな形で安全を本当に守ってくださいということをお伝えしていきたいなと思います。

任せっ放しじゃなしに、しっかり連携をとって、おっしゃるとおり、本当に多くの人がかかわることになりますので、しっかりとそういったことは進めていきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時04分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） こういった安全策にとってね、行政もいろいろ、行政のほうからもそういうスタンスで構えておられるということで、安心したところでございます。

また、先ほど、済みません。冒頭に、今年も不幸な方3名、その後続けて縋々申しましたが、これを訂正させていただきたいと思います。本当にそういった不意の事故で命を落とされた方に対してご冥福をお祈りしたいということでの意味合いで、それと、二度とそういうふうなことがないように取り組んでいただけたかなという思いから発した言葉ですので、どうかひとつよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） じゃ、中村議員の先ほどの発言は削除ということでよろしいですか。

○3番（中村勘太郎君） はい。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

最後につきましては、町立図書館の利用者の駐車場の確保についてということで質問をさせていただきます。

現在、永平寺町に配置されている各図書館の館の施設規模に対しまして、駐車場の確保されている状況について、ひとつご説明をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 各館の駐車場の状況でございますけれども、町立図書館、松岡のところですね、専用スペースとして4台、そして松岡小学校体育館との兼用スペースということで11台ございます。

永平寺館につきましては、永平寺支所に併設という形でございますが、北側に21台、南側に80台ございます。

上志比館は、文化会館サンサンホールに併設されておりますが、40台のスペースがございます。

いずれも一、二台の身障者用のスペースもございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 永平寺町内の各図書館の場合のこういった駐車スペースのこれ、松岡地区においての町立図書館の駐車スペース、今4台と11台というようなことで、体育館の前の11台のスペースですけれども、これいつも本当に、見ますとほとんどが空いてないと、詰まってるような状況等々が見受けられるときが多々あります。

各、永平寺地区、上志比地区においては、このように80台とか40台とか停められるスペースがあるのにもかかわらず、これも何ら問題がないのかなというようなことも心配されているわけでございますけれども。

この松岡地区の利用されている方々が多くおられると思いますが、これまでにもどのような利用しやすい施設の説明で、これをどういうふうに流動的に動かしてきたのかな、説明をしてこられたのかなというふうに心配するところですが、そういった十分な指導はどのようになっておりますか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 図書館利用者に対する説明及び指導に関しましては、従来、図書館の利用者の駐車スペースが満車の場合には、子どもたちの安全に配

慮し、松岡小学校東側の駐車スペース、体育館側にありますが、またはえい坊館、役場の本庁、そしてまた土曜、日曜、祝日であれば天龍寺横の役場職員の駐車場をご案内させていただいております。

なお、図書館のほうでは、読書や学習だけでなく、おはなし会や人形劇などのイベントも随時開催をしております。幼児から高齢者まで大勢の方々にご利用いただいておりますが、なるべく、そういうふうなイベントに関しましては土日祝日に開催をするというふうなこと、また学校行事、松岡小学校の行事と重ならないよう、駐車スペースの確保に工夫をしているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

ただね、ここを多く使用されるようなときにおいては、えい坊館とか、また天龍寺の横の駐車スペース、駐車場というようなことをご案内してるということでございますが、利用者としてみれば、今日は天気よろしいですけども、やはり雨風、そういった雪というようなときもあります。ですから、やはり近いところが、小学校、言うところ、三十メートル付近での駐車できるようなスペースを確保していただきたいかなというふうにも思うわけでございますけれども。

一つ、そこら辺の配慮としまして、余裕のある駐車スペースが確保されていないというような状況だとは思いますが、松岡小学校の、これは私の提案でございますけれども、正面玄関の門の中に左右にありますスペース、あそこの一角、四、五台とは言いませんけれども、二、三台でも常時あけておいて、ここは予約スペースというようなことで、そういった方々に対応できるような図書館利用者の案内をして、そこを活用していただくというようなことも工夫されたら、やっぱり利用者に対してもね、便利な、こうやってしていただけているんだなというようなこともあろうかと思えますので、そういったこともお考えになられませんか。どうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 現地の様子ですけども、今年の10月から、翠荘にて実施しておりました松岡地区放課後児童クラブが松岡小学校に移転をしたということで、指導員及び、夕刻時には児童のお迎えの保護者が利用するようになりました。現在のところ、松岡小学校の駐車場は、小学校教職員のほか、図書館利用者、児童クラブや体育館利用のスポーツ少年団の保護者等がそれぞれあきス

ペースを利用しております。駐車場がない場合でも、他の駐車場をご案内することで、特段の苦情などは伺っておりません。

小学校児童の安全性の確保、また防犯面にも配慮が必要というふうなこともございます。教員、保護者、図書館利用者などさまざまな人が利用するということから、図書館利用者のためだけのスペースというのは確保は難しいのかなというふうに考えております。

しかしながら、小学校とのお話の中では、従来どおり、安全面に配慮し、空きスペースがあれば利用してくださいというふうなことでございますので、図書館としては、今までどおり、松岡小学校を含め、役場、えい坊館、天龍寺横などの駐車スペースを利用者の方々に対してご案内をしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） ありがとうございます。

今ご指摘いただきました件につきましても、これから、限られたスペースの駐車場しかございませんので、できるだけ、子どもの安全、それから図書館の来館者の安全等を含めて、十分学校と図書館と連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 本当にそうです。図書館利用者だけに限ってそういった確保をするのも本当に難しい。限られたスペースでございますから、そして、ことし、児童館とか児童クラブの利用者の方々の安全対策もやはりとっていかねばならないというふうなことでございますので、そういった実情に合わせた、またそういった対応をしっかりととって、利用者の方に説明をるるして、そういうふうにご利用していただくようにまた推進をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、12番、酒井秀和君の質問を許します。

12番、酒井秀和君。

- 12番（酒井秀和君） それでは、今回、2つのことについて質問させていただきます。まず1つ目は職員行動指針の明確化を、もう一つは危険遊具の今後はどういうことについて質問させていただきます。

その前にまず、第3回定例会で、私、一般質問の場で、テレビなんですけれども、「ノーサイド・ゲーム」というお話をさせていただきました。その後、北陸電力のハンドボール部が各町のイベントに参加して非常に盛り上がったのではないかなと思いますので、今後継続していただきたいなと思いますし、対応していただいとてもうれしかったです。ありがとうございました。

さらに、またテレビの話なんですけれども、12月1日から12月8日まで、「体感 首都直下地震ウイーク」ということでNHKでテレビが放送されていたと思います。想定外の災害を全て考え込んで、非常に辛辣な災害がその中で起こっていたんですけれども、火災旋風であったり通電火災であったり、非常に多くの想定外を想定内にするためのいい番組だったなと思いますので、ぜひ再放送でも、見れる時代ですので見ていただいて、今後、永平寺町での災害の対策に役立てていただけたらなというふうに非常に思いましたので、報告だけさせていただきます。

では、まず1つ目の職員行動指針の明確化をということでお話をさせていただきます。

ことし、熊の出没が異常でした。今後も熊に関しては、食料不足が続いていくことは予測できますので、毎年こういった時期には被害等も考え得るのかなと思います。もし熊が出没した場合、今現在の町の対応としては、防災無線での周知であったり、あとは職員が巡回をして放送をしたり、あとは「福井クマ情報」へ情報を提供していくということが現状行われていることなのかなというふうに私は認識しております。

しかし、防災無線はやはり聞こえにくいということもありますし、あと、巡回時の放送に関しましても、皆さんにはなかなか届いていないというふうにも思います。

「クマ情報」に関しましては、やはり毎回フェイスブック等でチェックしている方は見れますけれども、なかなか見れないというふうなこともありましたので、9月18日に坂井市のグリーンセンターで熊が出没したという情報を受けてか

ら、私としては、割と普及している防災メールを何とか活用できないかということで生活安全室に提案をさせていただきました。防災メールは通常、自然災害に使用しますが、各課横のつながりで、熊以外、住民に、町民に被害が及ぶ影響がある場合は臨機応変に活用できるんじゃないかなと考えたからそういうふうに話をさせていただきました。

その後、9月30日にも、私が担当している事務事業報告検証の中で農林課に同様の提案をさせていただきました。その際、生活安全室とお話をして検討していきますというふうな返答をもらっております。

何度か問い合わせを続けた結果、11月24日にけやき台で熊が出没したというメールが、私が町民レクリエーションスポーツでスティックリングをやっているときに来ました。やってくれたんだということで非常に私うれしかったですし、その後、防災メールでそういった危険な情報を流した後に、危険が回避されたよというメールも丁寧に対応していただけていたので、非常によかったなと思いました。早速、私自身もそのメールを撮って、フェイスブックで永平寺町の対応は素晴らしいですよというふうにも流させていただきました。

ちょっと質問の内容とはずれた話に聞こえるんですけども、今の一連の流れ、これを普通に聞いてしまうとちょっとよろしくない。私、通告では「イエローカード」というふうにしたんですけども、一般企業、私がいた小売業では、これはもうレッドカードに近いことになります。一般企業、小売業ですと、こういったことがあるとそのお客様はまず来なくなる。来なくなると、あそこはこうやという悪い噂が流れていきます。顧客が減ります。

今回、イエローカードというふうにしたのは、行政の場合には、永平寺町民は必ずここに来ます。1回失敗しても、2回目のチャンスは必ずあります。なので、今後改善していただければ問題ないだろうということで、これまで、これと似たような対応をされている場合にはイエローカードですよというふうに、ちょっと今回、通告では書かせていただきました。

何がイエローカードなのかというと、1人の町民が何度か問い合わせをしているわけです。その後もその町民がその場に行って伺った際に、こうなりましたよとか、こういうふうな経過ですよというふうなお話をいただいているわけです。突然それがかなって実行されているということになるんですけども、それまでの区間というのが、行政側からの歩み寄りというのが感じられないというのが一つ見受けられるということです。

一般企業ではそういった際に、例えば一つの注文を受けるといった際には、これ納期ご連絡しますかとか、在庫のあるかなしかの確認ご連絡しますかということをご事前に伺います。お客様が届いてからでいいよということになったら、その届いたときだけの連絡というふうなやりとりを最初にするんですけれども、多分そういったことはされていないのではないかなというふうに思うんですね。

なので、逐次連絡が必要なのか必要でないのかというところは、実際そのお話をされているときに、対応の中で聞いていただけたらいいのではないかなと思います。必要な方にはぜひ連絡をしてあげてほしいなと思いますので、そういったことを、今回、私はイエローカードかなというふうに書かせていただいております。住民が感じる不信感とか不安というのはそういったところから生まれてくるのではないかなと思いますので、ぜひ今後、対応していただきたいなと思います。

実際、私は、今回対応していただいた生活安全室と農林課の職員の皆さんが悪い言ってるわけではないんです。非常にいい対応してくれたと私は思ってますし、ただ、その中でこういったこともやるともっといいですよというふうな提案をしたいなということで今回挙げさせていただいておりますので、そのあたりはご理解をいただきたいなと思います。

前置きが非常に長くなってしまったんですけれども、ここから本題に入っていきます。

先日、9月5日、皆さんもごらんになられたと思いますが、福井県職員のクレドというのが発行されました。一般企業でもよくこのクレドという、一人一人の行動指針ですね、があるんですけれども、非常に私はこれはいい取り組みだなと思います。

内容まで全てがいいというわけではないんですが、ここを永平寺町がやるべき内容に置きかえていただくと非常にいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ福井県同様、20代から30代の若手職員10名が検討チームをつくって行ったということも聞いておりますので、若手職員と、あと熟練した先輩方との協力の中で、進める上では若手職員が決めて、そこで話し合っということとは非常にモチベーションの向上にもつながるのではないかなというふうに思っておりますので、それをもとに、町民が主役になるような町政を実現するための仕組みづくりを進めていただきたいなと思いますが、こういったものをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君）　さまざまな問い合わせに対しまして、中間報告というんですか、途中経過がなかったことがあったりしたということについては、町民目線という点では反省し、今後気をつけていきたいというふうに思っております。

現在、町では、職員行動指針というものはございませんが、仕事に対する指針という点につきましては、毎月定期的に、町長、副町長、教育長、課長、参事が集まりまして管理者会というものを開催しております。また、原則ですけれども、月曜日と金曜日に庁内連絡会というものを開催しております、方針や方向性を共有しているというふうな状況でございます。

これらの会議の目的につきましては、具体的な各課の課題の対応ですとか、庁内横断的な情報共有の徹底を図るということにございまして、組織内あるいは組織間の連携を強化しまして、職員一体となって課題解決について協議を行っているところでございます。

さらに、各課では、管理者会、庁内連絡会で情報共有したことをフィードバックしまして、課の中で課内での会議といったものを開催しているところでございます。その課内での会議というものにつきましては、スタイルはいろいろありますけれども、各職員に、町の目指す方向性であったり取り組み、行動を伝達するための大切な会議だというふうに捉えています。しかし、今回のように適切な対応ができなかったということについては、その辺、機能がうまく働いていなかったのかなというふうに考えているところでございます。

ご提案の職員行動指針というものは大事なことだとは思いますが、その作成に当たっては、トップダウンではなく、今議員おっしゃったように、さまざまな所属課から人選をし、議論を重ねていくということが大事だというふうに考えております。また、全職員がそれを納得して、一人一人職員に浸透させるということが大事だというふうに思います。

その点、本町におきましては既に、先ほど申しましたように、管理者会や庁内連絡会、また課内での会議といったようなことで、課題と情報を共有する方法といますか手段というのはもうできているのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、再度、全職員が課題と情報を確実に共有できるように、管理職が責任を持って取り組む必要があるというふうに感じております。そのために、管理者からは、職員に対して確認と指示、職員からは、報告、連絡、相談といったようなことをしっかり行うということを再度徹底していきたいなというふうに考えてお

ります。

全職員が、町民の視点に立って自分のこととして捉えるように、今後も取り組みを継続しまして、こういったいろいろな行動が浸透するように努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ぜひ取り組んでいただきたいなと思ひんですが、まず、せっかく、私常々申しておりますが、永平寺町民指標という立派なものがありますので、それをもとにまたぜひ話し合いを行っていただき、形になっていくといひのかなというふうに思ひますので、ご検討いただきたいなというふうには思ひます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

危険遊具の今後はということに質問をさせていただきます。

まずお伺ひしたいんですが、町内各小学校の遊具はいつから使用禁止になったのか。あと、業者が行ったとされる安全基準のチェック項目は、頭部の模型を使っていたというふうには聞いておりますが、どのような内容で行われたのかお伺ひします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず、遊具の使用禁止の件ですけれども、こちら、毎年行っております学校施設遊具点検業務というものの結果の報告が9月3日に提出されました。そちらで、使用不可の判定が出た遊具につきまして各学校と協議を行いまして、9月6日から禁止とすることといたしました。各小学校におきましては、同日より使用禁止の張り紙を設置するとともに、教職員や児童への周知を行っております。

次の安全のチェック項目ですけれども、この点検は、日本公園施設業協会の内部基準であるJ P F A - S P - S : 2 0 1 4に基づいております。

このチェック項目ですけれども、落下の高さや、頭部、胴部の挟み込み、安全領域など、生命、身体に及ぼす影響の程度を想定する「ハザード」という項目と、もう一つ、腐食や摩耗の進行ぐあい、ぐらつきなどの劣化の状況をチェックする「劣化」の項目があり、どちらかの項目が最下級の判定になると使用不可というふうには判断されます。

これまでは、学校遊具は、使用の際に教員が監視でついているというようなことから、基準を満足していなくても使用不可の判定は出ておりませんでした、

ことしから基準どおり厳密な判定をするよう協会内で申し合わせがあったということから、不可の判定が出ております。

器具ですけれども、100ミリ掛ける157ミリ、あと直径127ミリの検査器具によりまして、頭部、胴部が入らないような構造となっているかということと、入る場合は、直径230ミリの検査器具によって通り抜けができるかというようなこと。また、指が抜けなくなるような8ミリから25ミリのすき間や穴がないかというようなことも器具を用いて判定しております。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

日本公園施設業協会のJ P F Aの基準にのっとってということで、適正に検査が行われているのだなということがわかりました。

今回、私また、済みません、資料が大好きで資料をつくらせていただきまして、小学校の遊具を、使用禁止になってるものを中心に撮影をできて提示をさせていただいております。またこちらも見ながら進めたいと思うんですが。

私も、この遊具が使えなくなるということがだめだという話ではなくて、子どもの安全確保ということは非常に重要だと思っております。安全を満たしているかということは、今回、点検で、今お話があったように、細心の注意を払って行われるべきだというふうには思います。

この中で、志比南小学校では鉄棒が、今のお話で言う劣化による使用禁止になるということで、子どもたちの教育にかかわる遊具の使用禁止というのも見受けられました。こういったものに関しては早急な対応が必要だと思っております。

9月6日に使用禁止になりまして、その後、多分11月までは各小学校で対応してくださいという話になってたのではないかなと思うんですが、11月に危険遊具について、その会議の中の話の一つだと思うんですけれども、話があり、来年度、学校教育課の予算で改善または解体を進めるというふうな話になったということ聞いておりますので一安心はしているんですけれども、今お話しした志比南の鉄棒に関しては、多分、年度内というか、雪が降るとあれなんですけれども、鉄棒を使う時期に使えなかったのではないかなということを非常に懸念しているわけです。私としては、この段取りが非常に今心配になってきたわけですね。

素人目には私自身でまとめてみたんですが、どのように計画しているのか、ぜひこの各小学校の資料をもとに説明をしていただきたいと思うんですが、重要箇所のみで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） では、これ全体というわけではなくて、かいつまんでということでお答えいたします。

その前に、ちょっと全体的なことを申しますが、各小学校の遊具総数は39ございます。そのうち、今の点検で使用禁止となったものが14基ございます。その14基のうち、改修することによって今後使用できるというものが6基ございます。構造的に、挟み込みとか落下などで危険を解消することができないというものが8基ございます。この8基の撤去と6基の改修、こちらは来年度当初に計上するという予定でございます。

この資料に戻りますと、例えば、改修のものですけれども、吉野小学校の真ん中の鉄棒が、これ支柱と鉄棒の筋交いの部分に挟み込みが起きるということで使用禁止になっておりますが、そこはその筋交いを含む三角部分を板で塞ぐと、溶接して塞ぐということでハザードを解消するというような改修を行いますし、あとは、落下高さですけど、児童用の遊具、落下高さは3メートルまでというふうになっておりますので、それを超えるものは撤去というふうにさせていただきます。

今、志比南の鉄棒で申しますと、これ実は基礎が露出していると、コンクリートが露出しているということで、落下の際の衝撃という項目で使用不可になっておりますが、これは、例えば土をかぶせることでも解消できますし、今考えているのは、コンクリートにウレタンか何かを吹きつけて衝撃緩和をするというような方法での改修を考えております。

これは、「優先順位」とこの表に書いてありますが、これは一括でどこの学校も撤去、一本工事でいきたいなというふうに今考えております。

追加です。この撤去した遊具のかわり、代替につきましては、学校と個別に協議をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほどの志比南小学校のグラウンドの鉄棒の件なんですけど、実は学校には、屋内と屋外というふうな形で2つの鉄棒がございます。

そういうことで、南小学校の場合、まず屋外の鉄棒が使えないというその段階で屋内の鉄棒を設置して、子どもたち、朝から利用しているというふうなことで、また体育の授業にも活用しているというふうなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 危険遊具ということで、点検の範疇にあったかどうかだけ、これ確認したいのが1件ありまして。

私、地元なんですけど、志比小学校で、体育館の中に、たしか登り棒が昔あったんですけど、あれは点検されてるんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これは外、屋外の遊具だけの点検となっています。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ということは、使用可になっていると。登り棒ということで3メートルの高さも超えるので、一度チェックはしていただきたいなというふうに思いますし、今、志比小学校の話は、私が母校なのでできましたけれども、ほかの学校、もし体育館内にそういうことがあるのであれば、危険なのであればチェックをしていただきたいなというふうに思います。壁登りのうんていとかもあったと思いますのでお願いします。

11月の会議で一つ気になる点を伺いました。改善または解体を3社見積もりで各小学校で行ってほしいという旨がその会議の中で話されたと聞いております。それは私伺ってから、すぐに学校教育課でまとめて依頼すれば1本の電話で済むんじゃないかな、3社に3回の電話で済むんじゃないかなと。各学校が業者に対して、それぞれが3社ずつ電話するというのは非常に効率的ではないんじゃないかなというふうに感じたもので、事前に教育長には、学校教育課でまとめてほしいんですがという依頼はさせていただきました。

ほかにも無駄を感じる点がありまして、遊具が安全であるかという表示ですね。点検の際に同時進行で行えたのではないかなということを思っておりました。実際、遊具を点検しますと、松岡小学校、御陵小学校、志比北小学校では、多分設置時に張りつけられたものだと思うんですが、遊具安全利用表示、こういったものがされておりまして。つくられたときにこういったものを張られているということで、対象年齢とか、こういうふうな遊び方はしないでくださいねというふうなことが書かれているというものなんですけれども、こういったものを業者に言って張りつけできなかったのかというふうなことを思ったわけです。1回でやれば済むことが、2回頼むことによって業者を2回呼ぶということで、効率的にも、あと費用面でも無駄になるのではないかなというふうに感じたところです。

財源には限りがありますので、ぜひ無駄のないような綿密な計画性をお願いし

たいということで、ちょっと私も町内小学校遊具一覧というふうを書いて、じゃ、どの順序で、学校の優先順位はみたいな感じで細かく書かせてもらったんですけども、ぜひひもといいてそこまで落として、計画は今一括で解体しますと言ったけれども、解体の順番というのは今後決めておかないといけないと思いますし、どの遊具からということもあると思いますので、安全に、あと計画的に進めていただくことで無駄というむらを排除していただきたいなというふうに思います。

そういった計画をぜひ立てていただきたいなというふうに思うんですが、そのあたり一度ご返答をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 見積りの件、教育委員会のほうで一括購入と。この件につきましては、業者が特殊な関係もありますので、職員と相談しまして教育委員会のほうで一括見積もりをとるというふうなことにさせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 安全利用表示につきましてはですけども、今おっしゃったように、新規に遊具を設置した際に、安全に利用するための注意書きという意味合いで張りつけておるものです。その設置後、点検を毎年行いますが、その設置をしたときに、まだ安全ですよというための表示ではございませんので、点検しながら張っていくというようなことはいたしておりません。

あと、撤去と改修の時期ですけども、これまた入札で業者が決まりましたら学校と含めてスケジュールを、効率性を考えながらセットしていきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私、実はこの遊具安全利用表示、いつ張るものか、随時張れるものだというふうに認識をしていたので、今答弁いただきまして、私が間違っておりましたので、二度手間とかという話ではないのかなと思いますので、申しわけございませんでした。

もし、これが設置のときにつけるものであるというふうに認識されているのであれば、比較的というか非常に新しい上志比小学校の遊具、新しいんですけども、これがついてなくて使えなくなっているという状況にありますので、ぜひ今後立てるときには、これを張れる基準を満たしている会社のものを頼んでいただいて、子どもたちがずっと遊具を使えるような状況にさせていただきたいと思えますので、そのあたりも学校と話し合っただけならばと思います。

児童にとって、遊び場というのはとても重要な場所だと思っております。体を動かすことで運動機能を向上させ、心身ともに健全に育つことが期待されるものでもあります。

また、運動にはけがが付きもので、遊具が安全基準を満たしていたとしても、子どもたちの想像だにしない利用方法で負傷をすることもあると思います。けが自体は起こらなければいいと私は考えます。けれども、けがをして学ぶこともあるとは思いますが。例えば、一度けがをしたら、これは危険だということで、次登るときには登り方を安全なものに変えたりとか、そういったことを経験していくことで育っていく中で、社会でも適応能力というのがついてくるのではないかなというふうに思います。

私、学生時代、もう20年以上前になるんですけども、超進学校でバスケットボール部のコーチをさせていただきました。そのとき練習中に、生徒が何もないうところでつまずきまして倒れそうになったんですね。普通でしたら、手をついて手首の骨折とかの可能性がありますが、強くつければ手をついて体を守ろうとするんですが、その子は勉強ばかりしてきたもので、手をつくという動作を知らなかったんですね。肩から落ちて顔と肩を強く地面に打ったということで、肩を脱臼したり顔の打撲で腫れ上がったというふうな事故が発生したりもしたんです。こういったことというのは、やっぱり幼少期からそういった遊具または学校教育の中で学べるものだというふうに私は思っていたので、非常に認識が甘かったんですが、そうでない生徒もいるというふうなことを知った機会ではありました。

今回、遊具が撤去にあるというものが8基あるということです。そういった遊具が撤去されるというのは安全面で考えると当たり前のことだとは思いますが、一方で、子どもたちにとっては学びの機会を一つ失うことにもなります。そういった、これまで遊具で学べた効果、いわゆる想像力や体力など非常にたくさんのもがあると思いますが、今後、じゃ、その失われたものに対して学校教育の中でどのように取り組んでいくのか、お考えをお答えいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 遊具の利用の実態を各学校に確認しました。低学年のうち、授業でも使うことがあるということです。ただ、高学年になるに従って使用する児童の率は下がってきて、ドッジボールとか鬼ごっことか、そういったほかの遊びをするようになってまいります。

ただ、今ほどのように低学年児が使わなくなるということで、運動能力とか危険察知能力が低下するといった懸念もございますので、これにつきましては、体育の授業で、鉄棒とかマット運動とか跳び箱とかといったような器械運動ですとか、業間体育の場を活用することで補ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほども申しましたように、撤去した遊具を撤去しっ放しと決めているわけではなくて、それは学校と協議の上、また代替の検討ということですのでお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） これからも、やはり学校体育という観点から考えていきたいというふうに思っているんです。

まず、体育の授業というのは、まず運動量がないとだめなんですよね。だからそういう点で、まず運動量を確保する。

本町の小学校の体育と申しますか、関連の取り組みについて簡単に説明させていただきたいと思います。

学校体育は、体育の授業というのは年間カリキュラムで計画的に進められています。それ以外に、業間というのが今課長のほうから話があったと思います。2時間目と3時間目の25分ぐらいの休み時間があります。この時間を利用して、学年ごとにテーマを与えて、または1週間のメニューを決めて、学校によっては大体週3回ぐらいやってたんですけど、学校行事等で2回ぐらいは各小学校はやってるのではないかと思います。こういうふうな取り組みもあります。

それから、私が一番これから推進していきたいのは、休み時間なんです。子どもって休み時間の遊びの中に、今言った運動能力というやつや危険察知能力、想像力とか、こういうものをつけるには遊びがいいんです。特に鬼ごっこ、これは陸上競技なんかの専門家に言わせますと一番効果があると言います。私は現職のときに放課後、陸上クラブというふうなことで児童と一緒にやってたんですけども、鬼ごっこは何時間も喜んでやるんですね、30分でも。それが高学年がやるんですね。そういうふうな状況もあります。

それから、想像力につきましては、やはり総合的な教科ですね。特に体験学習、これ非常に大きいんですね。子どものいろんな発想をあれするには体験学習。その中の一つとしては、やはり避難訓練なんですね。こういうふうな危険予知をするための訓練も取り入れながら体験学習の充実も図っていく必要があるのではな

いかというふうに思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

今、遊具を使わない場合にサッカーとかソフトボールという話もあったんですけど、教育長はソフトボールの経験をされているのでわかると思うんですが、小学生は今、胸当てをつけないと、直接ボールが当たったときに心停止になる可能性があるということでやっておりますので、子どもたちも初心者で、サッカーとかソフトボールをやると不意に当たってしまってということもありますので、そういうところもちょっと注意しながら進めていただきたいなというふうには思っています。

実は私、先ほど申しましたように、安全の表示が同時進行でつけれるものというふうな認識でしたので、最後に子育て支援課にも質問しようと思っていたんですが、これは割愛させていただいて……。大丈夫ですか。

せっかくですので、では、済みません。幼稚園と幼稚園の遊具、今後の計画をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、幼稚園、幼稚園についての維持管理計画についてもご説明させていただきます。

幼稚園、幼稚園につきましても、学校教育と同じように、一般社団法人日本公園施設業協会が策定した基準に基づきまして遊具点検を実施しておるということをごさいますして、点検は2年ごとですけれども、今年度実施をさせていただきました。その結果に基づきまして来年また修繕を、必要ならば行っていきたいというふうに思っております。また、点検につきましても、毎年、地元の民生委員さんにも点検をしていただいて、本当に感謝しております。

現在、遊具につきましても、町内10園に62基ございまして、その園での点検は、職員が週1回、目視、触診等を行い点検簿に記録をして、園長が最終確認をしているということで、状態を把握しているということをごさいます。簡易的な修繕につきましても、その都度園のほうから申し出ございまして、その都度修繕を行い、維持管理に努めているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、13番、朝井君の質問を許します。

13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 13番、朝井征一郎です。

今回、一般事務事業について町民からの質問なりいろんなご意見がありました10項目に対して、簡単にご質問をさせていただきます。ですから、円滑に、スムーズに答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1問につきまして、地震や火災緊急などの災害対策の充実について伺いたします。

ドローン（小型無人機）を活用した防災対策を進めてはどうか。人や車が立ち入れない現場での被害状況を早期に把握し、消防や人命救助活動の対応に活用してはどうか。

本町のドローンは何機保有しておられるのか。また、どのように活用しておられるのか。

こういったドローンは、ご存じのように、災害支援活動の幅を広げ、機動力を飛躍的に高められ、大規模災害の調査が期待できると思われれます。いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 現在、町が所有しているドローンは1台所有しております。農林課のほうで今管理をしている状況でございます。

一般的に、災害時のドローンの活用につきましては、上空からの写真あるいは動画を撮影したり、GPSによる位置の特定ということが可能でございますので、災害箇所の早期発見とか位置の特定、被害状況の全容を把握したり、いろいろな形で活用が可能だというふうに考えております。例えば、火災現場や河川氾濫現場などでは、初動の対応として周辺の情報を収集するとか、山岳地帯あるいは水難事故では、遭難者の早期発見であるとか被害状況の早期把握等に活用が可能だというふうに考えています。また、大規模災害なんかにおきましても、被害状況の把握とか要救助者の早期発見等にも活用が期待できるのではないかとというふうに考えています。

ただ一方で、市街地でドローンを飛ばしたときに電線に衝突したりとか、火災で起きる風でドローンが墜落したりとか、遭難者が水中に例えば沈み込んでしま

った場合にはなかなかその捜索が困難であるといったようなこととか、人家の密集地域とか150メートル以上上空での飛行というのは原則禁止されているといったようなこともございます。

そういった点で、町が所有するドローンにつきましては、飛行時間とか強風に耐えられるかどうか、余り強い風有的时候には、町が所有するドローンは飛ばせないといったようなこともございます。そういう意味では、災害に特化したものではなくて、災害時に何ができて何ができないかというようなことも十分見きわめる必要があるというふうに考えております。

ただ、今後、災害時のドローン導入につきましては、そういった強風の対応ですとか、雨とか耐水性の問題ですとか、ちりとかほこりといった防じん性の問題、そういったことに対応する機体であるといったようなこととか、操縦士の育成といったこともあります。消防、警察と十分連携をして、そのドローンの有効性についてはもう認識しておりますので、十分検討が必要だというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 2問目に入ります。

デマンド交通実証実験運行状況についてお伺いします。

過疎地などでの高齢者を含む地域の住民の足として、今、公共交通空白地である志比北地区や鳴鹿山鹿地区において、住民が有償ボランティアによる地域のためのデマンド交通の試行運行されている近助タクシーの地域の利用状況はどうか。またその利用者の反応はどうか。試行運行はいつまで運行をされるのか。また、今後、ほかの地域での試行運行は考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 近助タクシーにつきましては、関係機関のご協力のもと、11月1日より試走運行を開始し、1カ月の利用者の延べ人数は82名という状況でございます。

運行は、月曜日から金曜日までの平日1日8便を運行しております。主な目的地は、病院や永平寺地区の老人センターが多いというような状況でございます。

利用者の反応としましては、自宅まで迎えに来てくれるので、今までよりは大変便利になってありがたいといったご意見とか、逆に、帰りの便の予約がなかなか決めにくい、診察等で時間がかかった場合、帰りの便は既に予約してあってもそれに間に合わなかったりする場合に帰りの便をどうしたらいいかといったご意

見がございます。

試走運行につきましては、令和2年9月末までの11カ月を予定しておりますが、10月からは本格運行に移行したいというような考えを持っております。この試走期間中に、住民アンケートですとか、ドライバー、受付を担当しております郵便局及び関係機関と十分協議を重ねていきまして、本格運行の見きわめを行っていきたいというふうに考えております。また、住民ニーズに合わせたルートやダイヤ等の見直しも、試走運行だからできるそういった柔軟性を持った対応も予定していきたいというふうに考えております。

ただ、今回の取り組みは、公共交通の空白地帯における、地域による地域のための移動手段の確保が主な目的でございますので、ほかの地域での試走ということになりますと、その地域の現状の公共交通機関あるいは地域の実情を踏まえ、またその地域の熱意とか受容性、必要としているかどうかといったようなことも重要だと思いますので、そういった点十分検討が必要だというふうに考えておりますので、現時点では、今すぐ他の地域での試走運行というのはなかなか難しいというふうに考えております。

まずは志比北地区、鳴鹿山鹿地区で新たな地域交通の確立を目指す中で、ほかの地域でも進める場合にどういったことを進めていけばいいかといったようなことを経験を積み上げながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、3問に移ります。

自動走行推進事業について。

少子・高齢化、農業進展や労働力不足等による企業問題の解決に向け、IoTやAIなどの先端技術を導入して、自動走行推進事業、永平寺参ろ一どでの実用化に向けて実証実験を行い、自動走行を見据えたコスト面などに向けた検証がなされておりますが、観光客の利用者は多く見られますが地元住民の利用状況が少ないように見えるが、またこの町民の声はどうか、また将来的の展開はどうなるのかお聞きいたします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 自動走行の実証実験につきましては、経済産業省、国土交通省の事業でございまして、国の研究機関である産業技術総合研究所（産

総研)が受託機関として永平寺参ろ一どで実施しているものでございます。

永平寺町は、少子・高齢化が進む地域の交通問題を自動走行の技術を活用し解決を図る過疎地モデルとして選定されております。実証実験の実施に当たりましては、毎回、産総研がまちづくり株式会社ZENコネクトに委託し、自動走行車両の運行管理、実証結果の取りまとめをまちづくり会社のほうが行っております。

地元住民の利用につきましては、昨年10月から11月にかけて行った1カ月の実証実験において乗車人数は延べ738名となりました。地元利用の割合は約5割、360名でございました。利用者からは、「交差点で一旦停止するなど、安心して乗車できた」「乗り心地がよい」などの肯定的な意見があった一方、「スピードはもう少し速いほうがよい」「ずっと一定のスピードしか出ないので、少し退屈」などの意見もあったため、安全性と利便性を考慮した対応を今後検討していきたいというふうに考えてございます。

ことしの4月24日からゴールデンウィーク期間を含めた5月25日まで1カ月にわたった実証実験においては、地域住民に加えまして、特に観光客の利用需要の把握を目的として、荒谷一志比間の運行頻度を高め10分間隔で運行した結果、期間中の乗車人数は延べ2,457名となり、その内訳は、観光客が2,061名、地域住民が396名となりました。

現在実施している6カ月の実証実験につきましても、これまでの実証実験の結果から、観光客の利用が多く見込めるという点を考え、事業性の観点から、4月に行った実証実験同様、荒谷一志比間の運行頻度を高めたダイヤ編成により行っているところでございます。実証開始の6月から10月までの乗車人数は延べ2,396名となっており、その内訳は、観光客が2,049名、地域住民が347名となっております。

地域住民の利用促進につきましては、永平寺参ろ一どまでの移動手段の確保も重要と考えておりまして、その対策の一つとして、ことし5月に開催した永平寺町Ma a S会議におきましては、高齢者が自動走行の停留所から自宅の間までを行き来する足としての活用を想定しまして、シニアカーと言われる1人乗り用の電動カートの試走を行いました。また、志比南小学校まで路線バスで通学している児童たちに、自動走行を登下校の足として活用してもらうための取り組みなども現在行っているところでございます。

実用化に向けては、地域住民の方々のご意見を伺いながら、事業性も考慮した最適な運行形態をこれからも考えていきたいというふうに考えてございます。

また、将来の展開はどうかについてでございますが、今年度につきましては、6カ月の実証実験のほか、コスト削減に資する1人の遠隔ドライバーが複数の自動走行車両を運行する実証実験を行う予定でございます。

国は、2020年度のオリンピックイヤーに、限定地域における無人自動走行による移動サービスの実現を目標としているため、当町としても、国や県と引き続き連携しながら実用化に向けた準備を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、4問目に入ります。

永平寺町立在宅訪問診療所についてお伺いいたします。

永平寺町町民の健康づくりを推進し、町民の健康維持に必要な医療を提供するため、この診療所が設置されました。

今、町民の利用状況についてどうか。今、診療所に何人ほどが外来診療を受けておられるのか。また、何人ほど訪問医療を受けられておられるのか。まず9月、10月何人ほどかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） これまで4カ月間の数字がそろっておりますので、報告させていただきます。

外来診療につきましては、8月が65件、9月が87件、10月は100件、11月は150件で、現在のところ、1日当たり7名の計算になります。

訪問診療の件数ですが、8月が11件、9月は33件、10月が29件、11月も29件でございます。対象の患者さんは20名いらっしゃいまして、これまでに4件のおみとりをしているということになっております。

外来、それから訪問診療ともまだまだ想定未満ですけれども、徐々に件数は伸びております。

医療に関する広告については、ちょっと規制がありますので、引き続き地域包括ケアシステムとか在宅医療の説明会にて周知を図って、町内及び近隣の受療体制の環境向上というところを目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 今ご報告いただきましたが、現在、外来の状況ですけれども、1日に五、六名程度だとお伺いしましたが、大体、医者というか医療というのは1日20人ぐらい来ないと合わないんですね、採算。これ指定管理をやっているんですけど、やってけるんですかね。何かいい方法考えられないですかね。単に人を集めるんでないけど、病人を集めるわけでもないんですけど、できるだけこの診療所を使っただけのような工夫は考えられませんか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 医療機関については、患者さんのほうに選択権があると思いますし、フリーアクセスという制度からすると、特段の配慮というのはなかなか難しいなと思っております。ただ、かかりつけ医と、高度急性期病院の大学病院と、その辺の理解をしていただいて、あくまでも患者さんが選択するところにありますので、我々としてはその周知を図るということしか申し上げられません。

それと、今後の外来診療が永平寺町としての本来の目的でもあります。外来については、大学のほうの意向もございましたし、地域の先生方のご意向もございました。このような観点から、現在の診療体制をとっております。ここで不都合があるようなことがありましたら、診療体制等を見直していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 外来がメインではないですが、午前中3時間だけやっていますので、これ徐々に徐々に増えることになっていくというか、そういうふうになっていますので、急に伸びるということは、なかなか病院に関して難しいところもありますので、福祉保健課、また診療所も一生懸命頑張っていますので、またよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 次に、5番目、消費税10%、1カ月の状況についてお伺いいたします。

全国で始まったプレミアム商品券は、3歳未満の子がいる世帯と住民税非課税者が対象だが、非課税者1人当たり最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるのがポイントでありまして、5,000円単位で販売し利用し、やすくするため1枚の額面が500円などとしたが、反響はどうかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） この商品券、額面500円となっております。反

響というものは特段実は聞いていないんですけれども、ただ、おつりが出ないというのがこの商品券でございますので、以前の1,000円というものと比較しまして使いやすい商品券になっているのではないかというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 消費税率引き上げに当たっては、負担軽減策として軽減税率を導入、プレミアムつき商品券の発行、さらにキャッシュレス決済のときのポイント還元制度などを実施しているが、プレミアム商品券について、町で何店舗利用できるのか、今現在の売上状況はどうか、以前のプレミアムつき商品券に比べ購入状況はどうか、商品券の対象である住民税非課税者の購入申請率の伸びはどうかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、町の何店舗でご利用できるのかということでございますけれども、松岡地区で62軒、永平寺地区で20軒、上志比地区17軒の計99軒のお店でご利用ができます。

現在の売上状況でございますけれども、11月末現在の集計でございます。1冊当たり、10枚つづりなんですけれども、5,000円の商品券をこれまで4,130冊、販売額といたしましては1,652万円で、今25%のプレミアがついてございます。額面としましては2,065万円というふうな状況でございます。

以前のプレミアムつき商品券に比べて購入対象はどうかということでございますけれども、前は、全町民を対象としてさせていただいてございました。今回につきましては、あくまで2019年度分の住民税が課税されていない方、それとまた、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯ということでございますので、購入対象者につきましては、前回と今回、大きくちょっと変わってくるということでございまして。

件数でございますけれども、まず非課税者でございます。住民税非課税対象者に送付した件数は2,500件でございました。この方々のうち、今現在約1,000名の方が申請してきてございます。引きかえ券につきましては、このうち、今現在920件ということで、非課税者の方につきましては約4割ということでさほど大きな伸びはないと。子育て世帯につきましては、対象者としましては407人に発送してございます。これまで、まだあと、12、1月、2月、3月、

4カ月残ってございます。ちょっと最終的な数字はまだわかりませんが、周知をしていながらご利用を図らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では次に、6番、吉峰寺キャンプ場の利用状況についてお伺いいたします。

吉峰寺キャンプ場施設の整備はどこまで進んでいるのか、ドッグランの管理はどうか、現在の利用状況についてどうか、衛生管理についてはどうか、お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 吉峰寺キャンプ場の施設整備でございますけれども、施設整備といたしまして、本年度、ドッグランの整備をまず行わせていただきました。ドッグランにつきましては、本年9月より毎週日曜日、施設を開放してございます。あと、今年度、施設整備としましては、トイレの外壁を塗装の修繕をさせていただいております。

ドッグランの管理ということでございますけれども、ドッグランの管理につきましては、毎週日曜日、開所日に、吉峰区の方がドッグランの鍵をあげ閉め、またお金の収入管理というものをさせていただいております。また、清掃管理についてもお願いしてございます。

ふんにつきましては、基本的にはご利用の方が必ず持って帰ってくださいという注意喚起をしてございますけれども、中には、そのまま放置して去られる方もいらっしゃるというのが現状です。ただ、それにつきましては、吉峰区の方に最終的にちょっとふんの処理をさせていただいているといった状況にあるのも現状でございます。

ドッグランを無人ドッグランという形で、いわゆる朝のオープンと最終的な収入管理を吉峰区にさせていただいております。途中の時間帯については、様子を見ていただくこともあるんですけども、基本的には、無人で利用者の方が料金を箱に入れていただくという状況でございます。

これまでの利用件数でございますけれども、一応利用者の方をお願いしているのは、利用者カードとお金を入れてくださいということになってはいるんですけども、お金だけ入っているというケースがございます。おおむね利用件数として

は75件、収入として約3万円の利用料収入があるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 次に、7番、永平寺町上下水道事業についてお伺いします。

議会と語ろう会において質問がありまして、本町の水質検査はどうか、町の各地域の水道水質検査の公表をしてほしいというご意見があり、町の広報に載せてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 上水道事業では現在、町内の6つの配水区域において、飲用水の検査として年1回の全項目検査を初め、年13回の水質検査を実施しているところでございます。

検査内容の公表についてでございますが、公表する情報量が多いということから、現在は上水道管理センター内の掲示板での掲示及び町ホームページでの公表としているところでございます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

続きまして、8番、空き家等での定住促進についてお伺いいたします。

倒壊などの著しい危険性がある空き家がふえております。特別措置法が施行され、所有者に対して撤去や修繕を勧告できるが、所有者と連絡がとれないことが多く、空き家の改善は進んでいないと思われまます。

今現在の利用状況はどうか、人口減少、高齢化、担い手不足で家屋や農地が管理できず荒れ放題を食いとめる手段として何かないのか、住んでいない家屋や使っていない農地を再利用できるための制度はないのかお聞きいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、廃屋等の関係についてご答弁させていただきます。

現在、空き家対策特別措置法に基づく特定空家につきましては、1件認定しているという状況でございます。また、昨年度の廃屋の解体及び撤去に伴う補助の実績は5件ございまして、その5件も所有者の方から申請がございまして、町の空き家等対策検討委員会の承認を得た後に取り壊しを確認し、補助金を交付しているということで、空き家の改善に努めてきているところでございます。

今年度につきましては、除去解体の補助制度の相談というのが4件ございまし

た。また、廃屋の苦情相談というのが3件ございました。除去解体につきましては、諸条件が合わずにその補助対象ということについてはなかなかまとまらなかったわけですが、廃屋の苦情相談につきましては、所有者等に連絡し対応してきているところでございます。

今年度の空き家の調査で空き家が281軒、廃屋が40軒、計321軒という空き家が町内に点在しているということで、今後につきましても、関係課と調整しながら、所有者への適正な管理等への指導とか補助制度の周知、活用を促進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 現在、建設課におきましては、空き家等対策計画の素案を作成中でありまして、策定委員会の中で協議を行いながら、特定空家や不良住宅等の解体事業の拡充及び空き家の利活用に関する具体的な方針を検討しているところでございます。

そこで、管理ができずに荒れ果てた家屋を食いとめるにはということですが、本来ですと、空き家の所有者または管理者の方々が空き家の適切な維持管理に努めることが原則ではありますが、ただ、適切な管理ができないから空き家が荒れ果ててしまうこととなりますので、誰かほかの人に住んでもらうといった手だてを講じていくべきと思っております。そのためにも、空き家バンクへの登録を促し、登録物件をふやすことが重要であると考えますので、引き続き、空き家所有者への働きかけを行っていきたいと思います。

なお、ことしの7月から農林課と連携をとりながら進めてきました農地つき空き家につきましては、これまでに2件の空き家バンクへの登録を行いまして、現在、2件とも商談中であることをご報告しておきます。

次に、空き家の再利用に関する制度といたしましては、現在行っております子育て世帯と移住者への住まい支援事業でありますとか、あと多世帯同居・近居住まい推進事業があります。そのほか、現在進めています空き家等対策計画を策定することによりまして追加される国の補助制度がありますが、この制度は、空き家を地域の活性化に役立てるための地域交流施設でありますとか体験宿泊施設、創作活動施設などに転換するための住宅の取得や増築、改築等を行った場合の経費を補助するといった制度がありますので、申し添えておきます。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この中で管理できない農地とか、それから農地を再利用

するための制度ということもお触れになっていらっしゃると思いますので、農林課のほうからお答えします。

まず、高齢化や担い手不足によって良好な農地が利用困難な状態になる方につきましては、農地中間管理事業という制度がございます。これは、利用困難で農地を貸したいという人と、地域の中心となる経営体である担い手さん、この方が農地を借りたい人になるわけなんです。こういう方をつないで農地の権利を移動して良好な農地を守るという制度でございます。現在、本町においては、このように農地中間管理事業を活用した農地の全体面積は206.5ヘクタールございます。農地全体の20.4%となっております。

それから、先ほどちょっと建設課長も言いましたが、耕地整理されていない集落内の農地とか近隣の農地、こういった狭小な農地でございますが、これについては、ことし7月から農地つき空き家制度というものを発足してございますので、空き家バンク登録担当課であるとか移住・定住促進担当課と連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、9番目に、幼児教育・保育の無償化についてお伺いいたします。

幼児教育・保育無償化が10月1日に始まって1カ月余り、多くの子育て世帯からの声はどうかお伺いしたいと思います。

社会全体で大きな一歩で喜んでいる保護者もおられると思うが、無償化での保育の利用希望者がふえて、この先待機児童がふえると思うが、その対策を考えておられるのかお聞きします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、無償化に対する声ということでございますが、子育て支援課のほうにも、保護者から無償化に対する声というのは特に届いてませんし、園のほうにも特にないというふうに聞いております。ただ、やっぱり保護者にとっては、経済的負担が軽減されたということは喜んでおられているというふうには思います。

次、待機児童の関係でございますが、永平寺町の実態を申し上げますと、3歳から5歳児のいわゆる異常児の子どもについては、ほぼ100%入所しているという現状もあります。この幼児教育無償化というのは、3歳から5歳児が対象に

なっているということを考えますと、永平寺町においては、この無償化によって入園者がふえるということは想定はしておりませんし、今後ともしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 待機児童問題は最優先課題ですが、無償化を機に保育の質は低下しませんか。人材育成の質も大切です。質の高い保育には、保育の人材の育成、確保への支援が必要で、優秀な保育士が働きやすい環境づくりが求められていると思います。どう考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 議員仰せのとおり、無償化になったからといって保育の質が低下してはなりませんし、あってはならないというふうに思います。町の保育士、しっかり保育をしているということは申し上げておきたいと思いません。今後とも、保育の質がさらに向上するよう努力したいと思いません。

また、ご指摘のとおり、保育士が働きやすい環境づくりも大切でございます。そういう面では、例を挙げますと、2年前より保護者のご理解を得て土曜保育の共同保育を実施するとか、各園においても行事の見直し、例えば土曜日の行事を保護者と相談しながら平日に行うなど、各園においても見直しを行ってきました。今後とも進めていきたいというふうに考えております。

また、先日、県内保育園、認定こども園の視察に行かせてもらいましたが、やっぱり視察に行ったところで参考になるものは町のほうでも取り入れるよう努力をすることで保育士の働きやすい環境づくりを目指し、そのことがまた保育の質の向上にもつながるといふふうに思っております。再編におきましても、保育士の働き方については重要な課題ということで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 人材確保への支援が必要で、賃金水準引き上げなどの処遇改善が必要となると考えられます。

保育料が家計の負担になっていたが大幅に減額され、ありがたいことですが、保護者は子育ての支援の充実に向け、減額分を習い事などの子どものために使えるということ言われて喜んでおられますが、子育ての不安に対するケアとして、児童虐待対策にも全力で取り組んでいただきたいと思いません。

保育の質向上に関して、意見や食育の観点から、負担軽減も含め給食のあり方も考え直すことも大切だと思うが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 児童虐待いわゆる要保護対策ということでございますが、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

今年度より家庭相談員が、午前中ですが、支援課のほうに配置をしております、関係機関とも連携を密にしておりますし、県の児童相談所とも連携をとりながら進めているところでございます。

給食に関してでございますが、無償化に伴い、3歳から5歳児の児童については、一部低所得世帯を除き、月4,500円の実費分をいただいております。第3子以降については、以前から保育料を無償にしていた関係上、給食についても無償になっております。以前申し上げましたが、無償化の前までは、給食費、3歳から5歳児については月5,000円分を提供しておりましたが、無償化後につきまして、保護者からは4,500円の負担をいただいているということになりました。給食の質を落とさないよう、町がさらに500円分負担をしまして、これまでどおり5,000円分の給食を提供しているということでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） では最後に、おくやみ窓口、利用者に安心感があるについてお伺いいたします。

死亡届提出後に遺族が行う手続を支援するおくやみ窓口についてお伺いします。

身内が亡くなると、親族は死亡届を町に提出する。その後、国民健康保険や国民年金など多くの手続が必要で、各課から提出書類を示した一覧表を渡しているが、その後、遺族に任せている。これでは、遺族の方にとっては不親切ではないかと思われま。なかなかわかりにくいので、住民から「どこに手続に行けばいいのかわからない」、そして「時間がかかってしまう」という声が寄せられております。

おくやみ窓口開設を、遺族にとって亡くした後の手続をスムーズに、葬儀前後の手続をワンストップでできる住民サービスの向上に取り組むべきではないか。リレー方式を、A課で手続が終わると、A課の職員が次のB課まで同行して担当者を引き合わせることで、住民にとっては安心感があります。支所においては、

そういうことがなかなかスムーズにはっていない。

おもてなしの心を持って、名前や住所など必要書類を一括で入力できるシステムを導入してはどうかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、お答えのほうをさせていただきます。

議員仰せのとおり、親族の方がお亡くなりになりますと、さまざまな手続きその後待っております。住民生活課といたしましては、死亡届の提出時に、その後手続きが必要となると思われる「提出後の手続き」というチラシをお渡ししまして、今後必要とされる書類の準備等をお願いしているところでございます。

また、その後の手続きにつきましては、来庁された方がそれぞれの課に移動するのではなく、担当職員が住民生活課の窓口に移動しまして、住民生活課の窓口で全て行えるようなワンストップサービスのほうを既に実施しておりまして、来庁された方からお褒めの言葉も多数いただいているところでございます。

ただ、もしお気づきの点等ございましたら、住民生活課のほうまで申し出ていただければ、今後に向けた改善策に努めていきたいと考えております。

また、システムの導入につきましては、今現在そういうものがあるのか、また広域圏、それと広域圏の構成団体と情報収集、勉強等を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

これで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、松川君の質問を許します。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） お願いします。

私も一般質問に先立ちまして、きのうの第九のコンサート、町長、教育長さん

初め、課長さんにもたくさんおいでをいただきました。また、役場の職員さんにも司会進行をお手伝いをいただきまして、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

さて、私、今回の一般質問、ご案内のように、今回も5点用意をさせていただきました。最初、1番目は、学校給食調理師募集不調が訴えるもの、2番目、自動走行車に試乗して考えさせられた、3番、禅シンポジウムを目の当たりにして、4番、えい坊館の発想の原点は松岡ルーツ館だった、5番目、宿題の多さが不登校につながるのか。

私、やっぱりきのうの第九で余り、にわか仕込みで大声を発声したもので、さらに、ちょっと滑舌がもともと悪いんでお聞き取りにくいかもしれませんので、精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いします。

まず最初、1番、学校給食調理師募集不調の訴えるものであります。

ことしの9月議会におきまして、学校給食の人件費が第2審議となりました。皆様もご記憶に新しいことと思いますが、調理師3人がやめられて新規募集を急いだんでありますが、正職員の募集でもなく、時間給も845円と安く、応募が全くありませんでした。

そこで、町は、学校は間もなく始まるし人はいない、やむなくというか慌てて派遣会社に調理師を求めました。町が会社に支払うのは時間給1,350円でありました。845円では現実的に応募がないのも、今の労働市場の実態から容易に想像がつきます。でも、会社に1,350円も払うくらいなら、始めから一般募集に845円よりももう少し高い賃金を設定すればいいのにと誰しもが思いつきますし、そういう声が多うございました。しかし、余り高く設定すれば、既にいらっしゃるほかの職員の方々の賃金とのバランスも崩れる。本来なら、皆さん全員の賃金体系を抜本的に見直すことを直ちに、あるいはもっと前から実行することが賢明な判断なのでしょうが、結果的には町はそういう判断をせずに、とりあえず派遣会社に派遣を発注した。

しかし、日本の派遣会社はすごいですね。直ちにではなかったけれども、人数をそろえてきてしまう。それで町は一安心ということかもしれませんが、私の立場から申し上げれば、途中退職で一気に調理師さんがいなくなったのか、あるいは徐々にいなくなったか、詳細はわかりかねますけれども、気がついたら3人がいなくなったという感じですかね。どちらにしてもリスク管理意識が薄いのではないかと思います。やっぱりいろんなことを想定しないと。

そもそも、現在の福井県の最低賃金は829円ですが、それとほとんど変わらない金額で、しかも給食調理師の仕事はやっぱり過酷であり重労働であります。持ち運びしなけりゃならない物は重くて熱い、1日の労働を終えると汗が出過ぎて、しっかり着ているものを着がえなきゃいけないとも聞いています。アレルギー体質の子どもさんに対する対策もきめ細やかに対応しています。町も暑さ対策にエアコンを導入しています。それは評価できます。しかし、暑い日は暑いです。誰が考えてみても845円の金額では厳しいと思わざるを得ません。そういう意味では、中途退職は出てはいるけれども、多くの調理師さんたちは、よくぞ厳しい環境の中で頑張っていたいただいていると思います。調理師さん方の忍耐のたまものと頭が下がる思いでございます。おかげさまで、学校給食が成り立っていると言っても決して過言ではありません。どうか現場で働く方々に、上に立つ方々はリスペクトと感謝の気持ちを常に持っていただき、いつも言葉であらわしていただきとうございます。

それでは、なぜこれほどまでに調理師さんの職が不人気というか敬遠されているのか、その原因というものを町当局も気がついているはずであります。にもかかわらず、適切な策を講じなかったと言える。一生懸命考えてたのでしょうけれども、考えたかもしれないが、結果的には対策が出なかったのに等しいと。どうしてこうなったのでしょうか。厳しいことを言うようですが、やはり振り返ってほしい。どこで間違ったかです。

私どもの立場は第三者的ですけど、意外と見えています。見えている理由はあるんですけども、見えているからこそ、今までも、こうしたらああしたらとご忠告を申し上げます。今回も事情を聞いて回りましたけれども、世の中の雇用情勢に変化はあったかもしれないけれども、内部的事情はほとんど私自身が、私どもが以前から耳にしていた問題ばかりで、何年もの間、事情がずっと変わっていない。むしろ事態が深刻化しているにすぎないと言ったほうが当たっている。同時に、事情を知っていたはずの自分も、この問題にしつこくかかわるべきだったという後悔も残ります。しまったと思っています。

何年前に、調理師の方々がご自分たちの悩みとか不安あるいは現場の課題を含めていろいろ思うところがあって、私ども教育民生常任委員会——その当時は5人でしたけれども——と懇談会を開きたいという申し出がありまして、2回にわたっていろんなこととお聞きいたしました。調理師さんの方も10人ほどですから、ほとんど全員の方が来られたんじゃないですかね。私ども議員としてまこと

に勉強になったことは言うまでもありませんが、そのときびっくりしたのは、管理者の何人かがいい顔をしないで、懇談会を開くことに不快感をあらわにされたことでもあります。そのとき以来、私も何だかなという思いがありました。管理者の方も当事者意識を共有してくれればなと思っていましたし、早く風通しのいい形になってくれればと、それからずっと思っています。機会があったので管理者に申し上げたこともございます。

今は調理師総勢30人と聞きますけれども、それだけいっしょにいたらなかなか、きめ細かい現場の把握は管理者も大変だと思いますので、1人でも2人でもいいので、現場の声を伝えてくれる役をつくったらどうだろうということを申し上げたことがあります。いわば現場と管理者の橋渡し役であります。そんなに難しいこととは思いませんが、今のところはそうはなっていません。それだけでも一歩前進すると思いますが、どうでしょうかね。

一番心配なことを申し上げます。9月の予算審議の答弁でしたけれども、賃金体系を改善したり、ほかにも調理師の職業が敬遠されないようさまざまな改善策を考え実行しようとは思っているけれども、幾ら努力をしても職員の募集に苦労する状態が続くなら、遠い将来ではあるけれども、現在の自校方式の給食でなく、始めから業者さんに給食を発注することも視野に入れるという発言がありました。この答弁には本当に疑問を感じます。業者というか民間会社に任せることで財政は助かるかもしれない。ほかにも行政にメンツが、立場はあるかもしれませんが、一方で新たに発生する問題が幾つも考えられる。行政さんが視野に入れるという考え方を表明しただけで、しかも遠い将来ということなのでね、今の段階ではこちらも過剰な反応はしないほうがいいかもしれません。

しかし、3人やめられて急いで調理師を募集したけれども応募がなく、派遣会社に駆け込んだという一連のことと、なぜそんな事態を生んでしまったかという背景とか事情についての分析とか反省がないと感じているんです、私は。悪いけど、今回のことは不始末と言ってもいい。その不始末のけりを業者さんに丸投げすることで解決しようとか、けりをつけようというのであるなら、それは違ふと申し上げたいんですね。

あわせてご答弁をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それではまず、調理員の配置の考え方について、いま一度ご説明いたします。

調理員につきましては、補正のときも申しましたように、正職員を各施設に最低1名で、応援校である3つの施設には2名、合計12名の正職員の配置となっております。

非常勤につきましては、4月時点で合計34名を配置しておりましたが、5月以降、3名が年度途中で退職したため、これを補充するために、ハローワークへの登録、広報紙やフェイスブックでの掲載、保護者への個別通知、職員の知人への声かけなどなど、さまざまな手段で人員確保を試みましたが応募がございませんで、9月補正予算に3名分の補充、プラス増員で1名分、計4名分の派遣会社への委託料をお認めいただきました。

応募が少ない原因ですけれども、仕事の内容が体力的にきつい、また時給が安い、それと夏休みや冬休みなど長期の休暇がございますと収入が見込めないといったようなことが挙げられます。

そういう原因に対する策ということで申しますと、仕事がきついということに対しましては、これは正職員と面談いたしまして、増員が必要と判断した学校、今年度で言うと志比小学校が相当きついということでしたので、増員分の補正予算を計上いたしました。年度初めには、先ほど議員もおっしゃったように、クーラーをつけるということで、環境の改善といった施設面での対応も行っております。

時給に関しましては、ほかの職種ですとか町全体のバランスというものがございますけれども、これは来年度から会計年度任用という制度が始まりまして相当改善されるというふうに考えております。

その他の勤務条件につきましては、小さいお子さんをお持ちの方ですとか家族の扶養の範囲内で働きたいという方にとっては、1日当たりの勤務時間が短くて長期の休暇もあるほうが都合がいいというふうにおっしゃいますし、またその一方で、長期休業があると収入が下がってということで応募を断念する方もいらっしゃるというような状況で、それぞれの事情がありましてなかなか折り合いがつかない場合もございます。これはなかなか難しいところだと思っております。

それと、管理者の現場の橋渡し役ということにつきましてはですけれども、正規の職員とは、8月中に全部の職員との面談を私と担当とを含めまして全ての正職員との面談を行っており、現状とか希望とかを聞き取っております。また、総務課、子育て支援課とともに、用務員も含めた現業職員全体からの要望を聞くといった機会もございます。

それとあと、今年度は非常勤職員とも個別の面談を行ってこれというようなご意見をお聞きしましたので、11月、終わったばかりなんですけれども、これも全員との個別面談を行ったところでございます。

今申しましたように、現状でも正職員、非常勤とともに個別面談の機会を設けて、なるべく現場の声をいただくというふうな思いでやっております。

さらにとということであれば、橋渡し役をしていただくのもいいかなというふうには思いますけれども、それによって、その調整役さんがまた一つ仕事がふえるというふうな負担になるのであればということも思いますので、あくまで現場のほうからそういうお声があれば、またそういったこともお願いしていこうかなというふうなところでございます。

それと、最後に、民間の委託ということです。

9月補正の第2審議で人材派遣の件を庁内連絡会で検討したときに、人材派遣以外の案としまして、給食室での調理を民間に委託するという案、あと、給食を業者から購入するという案、あと、幾つかの学校の給食室をまとめるという、そういう案が出たというふうにご説明いたしました。これらの案につきましては、職員の定員管理ということもございますし、また園の再編や学校の適正配置というところとも密接に関係してまいりますので、それぞれのメリット、デメリットあるとは思いますが、それらを踏まえて、今後時間をかけて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） 全職員さんとお話を聞いた、あるいはこれから聞くということなんでしょうけれども、事件が起きてから慌ててするんでなくて、平常、問題が起きてないときでもそういう声を耳にするという態度が大事なんだってね。それでも今回やってくださったんですから、いろんな方々のご意見を聞いて見えてくるものがあつたと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたい。

もう一つは、業者云々の話でありますけれども、私どもも今、個人的に学校教育課長さんとこの間お話ししてて、対策の一つとして、例えば松岡なら松岡で、どこかの学校が親になって、子の部分の各学校に配るという形がいいのかなというふうに聞きながら思いました。ただ、やっぱり前の前の教育長さんだった青山教育長さんがもう亡くなりましたけれども、最後に教育長を去るに当たって、業者にだけは学校給食を任せていけないということを本当に言うてました。皆様もご記憶だと思いますが。あるいは、ご記憶でないですか。なるほどなというふう

に考えさせられました。ただ、お金のことでね、何でも解決するのは今のはやりなんですけれども、そういったことでは私はいけないなと思っております。

それじゃ、次の質問に移ります。

自動走行車に試乗して考えさせられたということでもあります。

町では「自動走行車両に乗ろう！」というキャンペーンを一生懸命実施されています。私もこの間、荒谷からの門前コース、約10分間の間でしたけれども、総務産業建設常任委員会の活動として実際に試乗をいたしました。そもそも何で自動走行なのかについて頭で考えてもいいけれども、乗ってみるのが一番であります。乗ってみてわかること、あるいは感じることもありました。

その前に、永田参事が10月20日に、小浜市の県立若狭図書館学習センターで「自動運転の実用化に向けた永平寺町の取組み」というタイトルでお話をされることがわかったので、久しぶりに小浜に出かけました。これは永平寺町の宣伝になるしいなと思って行ったんですが、永田さんのお話は非常にわかりやすかった。ああいう話を一般住民の方々にももっと聞いてもらえると、もう少し自動走行に興味とか関心をもらえるはずでありますけれども、実際のところ、町民の皆さんの関心とか反応は私の感じでは概して弱いと思っております。うまくいくとか、成功するとか、そういう期待をしている方に余り会ったことがないんですね。自動走行の意義がよくわかってない。それも無理な話なんです。

それと、来年度から実際に始まるんですけれども、ペイできるかどうかということが心配だということをおっしゃる方もおります。前々から実証実験を通して多くの生の声を町は聞いていらっしゃるし、私どもも事務事業検証の中で行政さんのほうから具体的な利用者の声は聞いています。いい面もありますが、先ほどの答弁にもありました。いい面もありますけれども、例えば冷暖房がないとか、虫が入ってくるとか、走っている中途に時々急発進するような感じがするとか、そういう類いの解決は私どもは出る幕ではなくて、業者様に、いろいろと考えていらっしゃるのをお任せをいたしますが、成功するかどうかとても心配でありますけれども、失敗してもらおうと本当に困ります。

また、失敗をさせるわけにいかないの、日ごろ考えている、特にソフト面で少し提案をさせていただきたいと思っております。

私の強調点は、自動走行の車中、道中、いかに乗客の方々に飽きさせないで楽しんでいただくかです。その一つは、風景、眺めの魅力を十二分感じてもらおうかの演出であります。

荒谷から門前でコースは山際を走っているのですが、特に右側は山の際がすぐそこにあるのですが、狭いところを通りましたんで余りスピードが遅いとは感じませんでしたけれども、ちょっと気になったのは、やっぱり雑木が雑然と生えていて、ススキとかいろんな草木が、はっきりと言って、生い茂っていて形のいいものではありません。山際というのはそういうもんだなということかもしれませんけれども、仕方がないかもしれませんけれども、私は何とかしてね、本番まであのまましといていいのかなと心配になってきました。正直言って、ちょっとびっくりしました。ちょっとお金がかかるかもしれませんが、やっぱり小ぎれいにしたほうがいいのかなというふうに思います。

もう一つは、東古市からの比較的長い距離のほうです。時間がかかるので風景の楽しみ方にもう一つ二つ工夫が欲しいなと思います。車内での楽しみ方、ドライバーさんが語り部のように、例えば地元とか集落の民話などを語る。あるいは地元が勝手に、今で言うインスタ映えがするスポットを選定し、それをアピールする。途中で茶屋で一服も悪くありません。「男はつらいよ」のロケ地になった京善の戸枝屋さんの復活であります。映画での実写ではあの戸枝屋さんが食堂になっていて、そこで寅さんとか吉永小百合さんが食事をしていました。店の中は映画会社が制作したと聞いておりますけれども、映画の場面もそっくりそのまま作り直せばいいと思います。この間の文化祭であの映画をやりました。久しぶりに見たんですけれども、吉永小百合がね、渥美清さんとの場面で海岸で本当に笑い転がってる。あれ演技でなくて本当に笑ってるんでないかと思ったぐらい笑い転がっていました。ああいう、何かものを、あのスポットをもうちょっと生かしてね。

この間、新聞見てましたら、「男はつらいよ」のロケになった町が集まってね、寅さんサミットというのをつくってるんですわ。永平寺町さんにお呼びがかかったかどうか知りませんが、そういうことをいまだにやってるんで、確かに昔のことではありますけれども、いまだにあの渥美清、いずれ吉永小百合さんも。そういう方のインパクトというのはずっとあると思います。東古市の駅のこともあります。あわせてね、利用するといいなと思います。映画によると、吉永小百合とか何人かがレールの上をはだして歩いていく場面があるんやね。あれなんか再現するとね、廃線にはなりましたけれども、レールを1本か2本持ってくるのはわけないと思うんで。

まあそんなところまで空想が広がる。余裕はないかもしれませんが、やっぱりね、来年度に間に合わさんでいいから、今からでもぼちぼちとそういうこ

とを準備していくといいなと思います。

もう一つ。前から自動走行車両という名前と呼ばれているんですけども、なかなかこのネーミングもぴんとこない。私も自動走行「車両」じゃなくて「車」と言ってしまうやね。あるいは無人乗車と言ってしまうこともある。なかなかわかりづらいんで、別に必ずしも愛称じゃなくてもいいんで、何かインパクトのある、ちょっと短目の、例えば、先ほどもちょっと話題が出ていましたけれども、永平寺町立在宅訪問診療所もね、これも漢字12文字もある。これはなかなかインパクトがないと思います。そういうふうな、この辺も結構大事なんでね、何かいい、行きたくなるような名前っておかしいけど、インパクトのある名前に変えてくれるとうれしいなと思っています。やっぱり名前そのものにね、存在理由をわかりやすくするとか、あるいは目的がなければならないと思います。早目に決めていただいて、本番まで余り時間ありませんけれども、それまでに精いっぱい、そういう名前でもアピールできるといいなと思います。

もう一つ。肝心なことを申し上げます。今、荒谷で自家用車をとめてもらって、一般の観光客さんにね、そこから門前まで自動走行車両に乗りかえて門前に行ってもらっている実証実験のスタイルを、私は、そのまま本番までね、本番も続けていくべきじゃないかなと思っています。極端な案に感じるかもしれませんが、マイカーでの観光客は全面的に荒谷あたりでストップさせて、門前ではゆっくりと歩きながら、まちめぐりあるいはまち歩きを楽しんでいただく。そのほうがにぎわいも増してきますし、売り上げも伸びてくると専門家はおっしゃいます。どうせ門前まで行けば1台400円取られるんですから、それよりか少しお安くしないといけないと思いますが、荒谷で手広く乗っていただくような。確かにね、これでは門前さんなかなか賛成するとは思いませんけれども、そこら辺はね、私ども議会が幾ら悪者になっても構いませんので。なので、みんなでね、もちろん門前さんの意見も聞かなきゃいけませんけれども、それが本当に結果的に観光客がふえ、あるいは売り上げが伸びれば、何年か先には、ああよかったなと思う日が必ず来ます。

最近、今までもう大枚の税金投入しました。ところがどうでしょうかね。門前さんの盛り上がりというんかね、なってるんでしょうかね。そこら辺はまたの機会にしたいと思いますけれども。

できる限り、歩いてこれを楽しむということをもうちょっとスキルアップするにはね、参道、あるいは入り口からお寺に向かって行く左側、左側が要するにお

店の裏口というか裏玄関も見えてしまう格好になってね、そんなに格好のいいものではない。あれを何とか整備できるとなおいいなと思う。うれしいことに、私がこう言うてますけれども、門前の方々もそれに気がついて何とかしようというふうなことをおっしゃっているようで、何より当事者の皆さんが言ってくだされば一番いいんで、その辺からね。

そうでないとね、これはうわさ話ですけれども、森ビルの考えている案というのは、実はどこの商店も一緒ですけれども、後継者不足で今の門前さんの皆さんが必ずしもね、全部が全部続くとは限らない。まあまあそんなにたくさんの後継者がいない。だから共同ビルをつくって、入ってもらうようなことを用意しているんですが、どうも皆さん、要は入りたがらない。結局、手を挙げないと東京からの外部の企業にそこに駆り出されると。そこが、言い方きついかも知らんけど、門前をひょっとして外部者に乗っ取られる可能性もゼロではないという、そんなことを心配してますので、少しね、そういうことを含めて慌てていただけるとうれしいなと思っております。どうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、いろいろ言っていて、ご提案いただきまして、ありがとうございます。

まず、今の件について、私どもはまだそういった話は聞いておりません。ご理解ください。

そして、この自動運転につきましては、まずネーミングの話からさせていただきますが、今は産総研グループさんが参ろ一どを利用して実験をしているという段階ですので、まだネーミングとかそういったものはなかなか町のあれではできないのかなというふうに思います。

ただ、ずっと実験を去年からしてきまして、来年の実用化に向けていろいろデータを落とし込んで、じゃ、どこからどの区間をどういうふうな料金をもらえばランニングが抑えられてできるかという試験をしております。オリンピックまでに何とか実用化に向けてということで行っております。

そして、やはりあそこは過疎地モデルになっておりますが、一つ、観光地の利用というのも本当にこの自動運転、今回、ゴールデンウィークの実験のときにも観光客の人が多く乗っていただいたということもあります。ご提案いただいた観光としての利用、これは収益が上がってくる利用になると思いますので、こういったこともあわせてしていけたらなというふうに思っておりますので、またいろ

いろなご提案等いただけますようよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 自動走行の実用化につきましては、安全対策はもちろんのこと、利用促進のためのサービス内容の充実というのも非常に重要だというふうに考えてございます。

今、そのための取り組みといたしまして、ことし4月からの実証実験においては、観光客向けに、大本山永平寺を初め永平寺町の魅力を紹介する動画を作成しまして、車内のモニターで流しているところでございます。

また、ドライバーにつきましては、まちづくり会社が地元の方や県立大学の学生などを雇用しておりまして、利用者からは「ドライバーとの会話が楽しかった」というような声も聞いておりますので、実用化に向けましては、地元の方などを地域の歴史や文化などを紹介するガイドとして活用することも利用促進につながる一つの方法であるというふうに考えてございます。

さらに、昨年の秋に行った実証実験におきましては、自動走行の体験乗車と登山を組み合わせた祖跡巡拝登山を開催しましたところ、非常に好評だったため、自動走行車の乗車体験を組み込んだ観光ツアーの造成も、これから旅行会社などに相談しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

これまでの実証実験の結果から、観光客の利用が多く見込めるというふうに考えてございますので、実用化に向けて、自動運転ならではのサービス内容を引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

もう1点、今、荒谷から門前まで乗っていただいている仕組みというものを継続してはどうかということですが、現在行っている6カ月の実証実験におきましては、マイカーで大本山永平寺を訪れる観光客に自動走行を利用してもらうため、ご存じのとおり、荒谷停留所の横にある團助様の駐車場を無料でお借りしてパークアンドライドの取り組みを行っているところでございます。

実用化に向けましては、荒谷停留所からのパークアンドライドや、あとは路線バスとか永平寺ライナー、そういったものとの連携もこれから検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

本当は再質問したいんですけども、あと20分もないんで、あと3つも残っ

てますんで、ちょっと先を急ぎます。

3番目、禅シンポジウムを目の当たりにして。

ことしの6月議会の私の一般質問で、「禅からZENへ」永平寺町シンポジウムのあり方を問うというテーマで幾つかの私の心配をぶつけました。シンポジウムに関する永平寺町の開催趣旨を精読させてもらって、「禅文化」、「禅の精神」あるいは「禅の心」あるいは「禅の生き方」という文言があちこちにちりばめられていて、町挙げて禅なるものに傾倒していく印象を受けました。これでは政教分離の原則をお忘れになっているのかと住民から不信感とかを持たれ非難されかねないので、この事業は本当に取扱方に細心の注意を払うように申し上げたつもりであります、ところが私が心配していたことが起きてしまった。

7月27日の県大でのパネルディスカッションにおいて、パネラーの方から、政教分離をお忘れになっているどころか、あっさり政教分離を否定された発言がございました。町以外の団体が主催であれば、どなたが何をおっしゃっても構いません。政教分離にたどり着いた日本の歴史を軽く扱おうが、見事に政教分離を否定しようが、全くの自由でありますけれども、町主催のシンポジウムであります。町の予算も幾らか使われています。しかも、県大の交流センターいっぱいの観客の前でした。私としてはちょっと聞き逃すわけにいかないというふうに思ったわけです。観客の中にも同じことを感じた方もおられたと思いますが、かといって、その発言をめぐって鬼の首を取ったように大騒ぎしようという思いは全くない。その方の発言が大本山永平寺を代表した見解とも思えませんし、たとえ代表者の見解としてもね、我が町も我が国も政教分離の原則を堅持し続けることになります。変わるわけありません。

だから、私は、町民に対して、悪いけど、シンポジウムに備えて、主催者側の町の打ち合わせが、町と県大あるいは大本山永平寺さんとの打ち合わせがまことに不十分で、打ち合わせらしい打ち合わせをしていなかったのではないかというぐらゐの批判をしたほうがいいと思います。

パンフレットの町の説明の言葉としてはね、「禅からZENへ」令和時代の新しいまちづくりを考えるというフレーズがありまして、「大本山永平寺の禅境をコアとする地域の魅力的資源を活かしたまちづくりのための方向性や課題、そして具体的なプランをそれぞれの視点から提案、議論していただきます」とパネルディスカッションの説明にはありました。しかし現実にはね、単にディスカッションのご出席の方々のそれぞれの方の提案にとどまっている。我々観客をうなら

せる議論とまではいってなかった。パネルディスカッションと言いながら話が広まっていかない。司会者の方まで含めて5人の方々がご自分なりの禅についての個人の感想を述べているような感じでありました。

そして、SHOJINブランドという流れもあるんですね。観光客を対象にして、禅の心とか禅の文化をPRするのは一向に構わない。経済のために禅を押し出しているのなら、我々住民も目くじらは立てません。むしろSHOJINブランドの商品が売れるためには、私どもも応援します。商売繁盛に特化すればいいと思ってます。永平寺町を禅境、禅の里、禅の町と称して町全体を禅の町にしていこうとするなら、ちょっと待ったであります。ましてや、禅の生き方を強調されるのであれば、我々はちょっと困惑するんですね。

私の見解、6月議会でも申し上げましたけれども、禅は哲学だと思ってしまえばよろしいのだと思っております。現にね、あの正法眼蔵95巻、私読んでいませんけれども、これは専門家に言わせると、これは哲学書であると言ってるんですね。その道元の哲学を我々住民が学ぼうということであれば、何か落ちつくのかなということも思ってるんです。とうとう町もね、あるいは大学もね、宗教の禅宗を押し出すつもりは毛頭ないと思っておりますが、ただ、ちょっと我々は誤解を受けやすいので、そこら辺を気をつけてほしいなということをお言いたいだけでね。

現にね、私自身も実は未来会議、終わってしまいましたけれども、最初、6～7年前にね、私の提案書にね、禅宗を宗教哲学と捉えて地元の大学で生かしてもらおうという提案をしたことがあります。曹洞宗の教えをね、我々一般の住民は、永平寺町という町名をいただきながらほとんど知らない。多くの方々が浄土真宗だからということではなくて、一般的な知識とか教養としても知らない。今さら永平寺町という町名に文句をつけるつもりは毛頭ありませんけれども、永平寺本山のことについて最小限の知識とかそういうようなものを身につけるべきだろうと、そういう思いで未来会議で立ち上がったときに申し上げました。大学でも経済学や、あるいは美大でもね、禅宗の教えを哲学として捉える講座がいいねという提案をしたことがあります。

そういう宗教と一線を画した方向性で活動に生かしていただけるといいなと重ねて申し上げます。重ね重ねしつこいようですけれども、真摯に努力してください。ご回答をよろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 禅シンポジウムでございますけれども、禅シンポジウムは、開催の趣旨としましては、重ねて申し上げますけれども、福井県、本山、そして町が連携いたしまして門前の再開発をさせていただいたと。こうしたことを永平寺のまちづくりを考える一つの機会を提供する場ということでシンポジウムをさせていただいたというものでございます。

ただ、やはり禅、また禅文化というのは、今ある大本山永平寺と申しますのは、福井県を代表する観光地でもあります。また、ここ最近では、ZENという言葉が国外においてもかなり広く浸透してきているという状況でございます。永平寺町は、大本山永平寺という観光地を有しております。ただ、もう一つは、その大本山永平寺があることによりまして禅という文化もあるのは間違いない事実でございます。

7月に開催させていただいたシンポジウムでございますけれども、これは私どもは宗教という考え方は全くございません。ただ、やはり観光という面で本山を生かしてどう取り組んでいくかということが私どもも求められているところでございますので、今回のこのイベントにつきましては、あくまでまちづくりをどう考えるかということを考えていただくためのシンポジウムということをここで重ねてお伝えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） 今のご答弁に反論するわけでは決してないんですが、一つだけね、新しい情報として話題を提供させていただきます。

1日、2日前の新聞に載っていたんですけれども、12月5日に、ドイツで人気が高まっている禅をテーマにして誘客策を提言した講演がアオッサでございました。私は新聞で見ただけですが、ドイツには禅関係施設が329カ所もあるんですって。瞑想や質素あるいは静寂、静音というものに焦点を当てた書籍も多数出版されていて、信仰を超えてアートとして捉えたいという面があると講演の社長が紹介されていました。これの社長というのは、国際コンサルティング会社ゆず兄弟の社長でスベン・パリスという方であります。

加えてね、私ちょっとびっくりしたのはね、その社長が大本山永平寺を訪れたことがあるんですって、何年か前にね。そのときに、これは一般の方か、あるいは観光の方かわかりませんが、買い物のポリ袋を見て失望したとおっしゃるんですね。禅の地、国だからこそ、持続可能なエコなものでとおっしゃるんです。ちょっとそれはびっくりしまして、さすがに禅の地、永平寺ではなくて、福

井の地って言われたんでまだちょっとほっとしてますけれども、外国人の見方というのはそのぐらいすごいんですね。我々日本人の感覚とはちょっととびぬけたものが出るので、そこら辺を注意してもらって、禅というのなら覚悟を決めてやらなあかんと。確かに禅の力、エコに熱心であるべきだというのはあるんやろかね。私、エコに熱心にするには大賛成でありますけれども、ちょっとねこういうことを言われるときついなという感じがあるので、またご参考にしてください。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町、永平寺の名前が出ているもの、今おっしゃられたとおり、これは政教分離というのはやっぱりしっかりと考えながらいろいろな、観光であったり文化の振興であったり、そういったものをしていかなければいけないなというふうに思っております。永平寺町、この禅シンポジウム、そして大燈籠ながし、またいろいろな祭りとか、こういったものもある中で、本当にこれはどういうふうに発信して、政教分離をして文化として、またいろいろな発信に努めていかなければいけないなと思っております。

今のゆず兄弟、実はこの永平寺町にも1年ほど前に来られまして、意見交換もさせていただきました。そのときにもやっぱり、せっかく永平寺の、エコの聖地みたいなところに来て靴を入れる。あれはここでも言ってたんです。根本的に、やっぱりここに求めているものというのは、その日本の昔ながらの文化であったり、それが外国の方は禅というふうに捉えている方も多くいらっしゃるということで、そういうインバウンドの発信をしていく、また町外に発信していく中では、この禅という、ZENもあわせて禅というのはキラーコンテンツになってくるのかなとも思っております。

ただ、本当にご指摘いただいたとおり、しっかり私たちもわきまえながらしていくことが大事だと思っておりますので、またこれからいろいろご指導いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

私もその外国人の講演の話を聞いてて、私も前から本当に中世に戻すべきやなと思ってるんです。中世の時代に。だから自販機なんかあったらあかんですよ。やっぱりあくまでも中世というスタイルに徐々に変えていったらいいなというふうなことを夢見ています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の開発、江戸の、そういった昔に戻す、昔の古地図にのっとった開発をしていってしますので、ぜひまたそういうふうになればいいなと思ってます。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） 次に行きます。

えい坊館の発想の原点は松岡ルーツ館だったに行きます。

以前に書いた原稿を整理してみましたら、ふるさと創成プロジェクト事業—松岡ルーツ館での活動をいかに盛り上げていくかというタイトルの私の一般質問、これ7年前のものでしたけれども、それを読み込んでいったら、どうもその松岡ルーツ館というのは今のえい坊館につながるものだということが読んできょうわかりました。えい坊館、今でもそのえい坊館という名前がちょっと好きになれんですけれども、それを今さら言っても仕方がないんで、その原点である松岡ルーツ館の精神をもうちょっと思い出してくださいということなんです。

松岡ルーツ館というのは、やっぱりここに書いてあるのはね、松岡ルーツ館なるものは、旧松岡町役場を建てかえて、地域活動や地域支援のルーツのPR活動拠点及び地域住民の活動拠点を形成するとなっていて、えい坊館をいかなる性格の拠点的建物にするかということが明確に述べられています。このルーツ館の整備のこと以外にも3点書いてありました。一つは松岡ルーツ館屋外交流の広場の整備、一つは旧松岡藩ゆかり回廊の整備、一つは松岡復活祭であります。

ちょっと時間がないので、本当はこのことについて少し語りたかったんですが、一番言いたいのは、松岡藩ゆかり回廊の整備ですね。これは名前も非常におもしろいと思います。ただ、これすっかり忘れ去られているわけではないんですが、ちょっとだけやってみましたというのは、例のあの十二曲がりの解説が載っているところがいろいろとありまして、私の前の松岡公民館にも結構びっしりと文章が書いてあって、時々あれを見ながらね、ああ、そうなんやって思い出しながら見返ししているんですが、そういうものをまた、こういうものがあったんだということをね、これは企画財政課の施策やと思うんですけども、その年の企画財政課の課長さん、ご記憶にないですかね。

あと、またもう一つは、私は策定委員会に呼び出されて結構いろんなことをしゃべった覚えがありますが、しゃべったことがね、もう一つは松岡復活祭。これは前の議会でも言ったことがあって。そんなことをやったのを、あるいは三百年大祭やったんですけども、350周年をやるとういうことですよ。これはあと

二十数年後ですから私はもう多分生きていないと思うんで、今の町長の時代に託したいと思いますので。あの世から見てますんでよろしく。

そんなんでね、これ松岡藩ゆかりの回廊というのは、十二曲がり、あの古地図を見てもね、いかにも戦国時代の名残があるような道なんで、あれをもっと立体的に楽しめる何かないかなといつも思ってるんですけど、なかなか難しいですが、皆さんも頭をひねってね、やっぱりそこに昔を感じさせるようなものをつくっていただけたらうれしいなと思っています。

ちょっとはしよりましたけれども、何が言いたいかという、一つは今のえい坊館の発想の原点は松岡ルーツ館であったということと、そういうことを関係者の新たな記憶にちょっと入れていただきたいなということと。もう一つは、今言ったように、松岡藩ゆかり回廊の発想がほとんど忘れ去られていてとても残念だということ。松岡復活祭、これ松岡復活祭という言葉についてはちょっとね、松岡は消えているわけじゃないんで、何かあえて松岡復活祭と言ったらようわからんですけれども、その当時の言葉ではそうなっていました。松岡ということ、松岡という名前を入れてね、何か怒っている人もいますけど、私は正解だと思います。立派に松岡は復活しています。

何で、こういうことが忘れ去られたかということについては、多少私も記憶があるんで言いたいんですが、これは今さら言っても仕方がないので、またの機会にまた松川通信で、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この松岡ルーツ館、これ僕も議員の当時出てきまして、

旧松岡役場、繊維協会が使っていた、あそこが大分ちょっと傷んできてたので、あそこをまず利活用できないかから始まった事業だったと思います。

そして、ただ、今度は傷み過ぎてたということで建て直して、そこでは松岡ルーツ館ということで、駐車場のところには山車をディスプレイとして飾ったり、ちょっと松岡を発信しようというふうな感じの提案だったのも今覚えてます。

私が就任させていただきまして、もう少し永平寺町の全体的なものもやっぱり入れていくべきだろうと、そしてあと、ちょうど観光、インバウンドという言葉が出だしたころで、地元の皆さんにも、松岡だけではなしにこの松岡地区の人にも永平寺、上志比のことも知っていただきたい。また九頭竜川、ちょっと盛りだくさんになり過ぎてあれだったんですが、そういった思いで、ちゃんとしっかり委員会もつくって変更していったのを今覚えております。

いろいろ紆余曲折の中でオープンすることができましたが、やりながら、使っていくことによって、年間3万何千人の方が利用されているんですが、この前も議員さんからご指摘いただいたように、この使い方はこっちのほうがいいんじゃないかとか、やりながらわかってくることもありますので、こういったこともまたいろいろな方々と相談しながら、変えられるものは変えていく、つなげていかなければいけないものはしっかりやっていく、そういうふうなことでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 山口副町長。

○副町長（山口 真君） 町長と少し重複するかもしれませんが、議員がおっしゃった、当時私が企画財政課長ということだったんですが、それではないんですね。

その1年前だったと思うんですが、そのときに、今おっしゃられた松岡復活というようなこと、その当時のプロジェクト名が永平寺いにしえ浪漫“交流と絆”プロジェクトという名前である程度固まってきた。その翌年、26年度になりまして、私が企画財政課に来ました。再検討ということで、再検討したプロジェクト名が永平寺町「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」、こういう形で少し変わった。その委員にも松川さんいらっしゃったので、少し記憶が混在してるのかなということでもあります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。混在してたかもしれません。

最後の質問に移ります。最後の質問が一番長いんで困ってるんですけども、ちょっと前置きを飛ばします。

タイトルは、宿題の多さが不登校につながるかということなんで、ちょっと前置きでいろいろ用意したんですが、いきなり本題に絞ります。

永平寺町の、私ね、小中学校でどの程度の不登校の実態があるかはそんなに知ってるわけではありませんけれども、しかし多少の子どもたちが学校に行けてないということはあるようであります。こういう問題をテレビでね、話していいかという悩みがありますけれども、極力、具体的なことは言わないようにしたいと思います。

確かに、これ俗説なんですけれども、結局、子どもたちの学力というのは親の財力と本人の体力に依存しているという説があつてね、財力の話というのが何年

ぱり理解させる必要がある。これは本当に難しいんです。私もいまだにわかりません、何で勉強せなあかんのか。立場上ね、やっぱり勉強せい、勉強せいと言っただけの話で。とことん相談に乗るときもありますけれども、そこら辺の行ったり来たりをするとね、僕は、先生の批判でもいいから、そういう宿題は実に質のいい宿題だと思いますんで、どうかご検討をお願いします。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） まず初めに、過去3年間の不登校の理由を見ますと、宿題の多さで不登校という児童生徒はまずいません。それから、授業などで教師との関係を訴えてるというふうな、そういうふうな問題もございません。

先ほどから宿題の量というふうなことを言われてるんですけど、松川議員といろいろとそういうふうなことに、宿題についての話をする機会は結構私はございますので、お互いに共通理解をしてるのは、先ほどちょっと違うことを言われたんですけど、宿題は最低限度ないとよくないなというふうなことは、私、議員のお言葉から聞いた覚えがあるんですけど、そういうことで、実は各学校、それぞれのどういうふうな、宿題を出す際の取り組みをどのようにやってるかというふうなことをちょっと調査いたしました。

ある学校では、教室それぞれ背面黒板がございますよね。そこに各教科の量、それから提出期限を書いて調整していると。

それから、一番に問題があるのは個人差だと思うんです。一律に出してしまうとなかなか、そんなに学習面が得意でない児童生徒については非常に負担になります。そういうことで、ちょっと提出がおくれるという生徒につきましては、放課後、個別指導というふうなことでも対応しているということです。

それから、学校によっては、宿題で生徒を追い込まないようにしようということで研修会をしている。そういうふうな取り組みも実際行われてます。

それぞれの教師は、やはり思いは同じなんですけど、少しでもやはり学力を定着させるためには、少なからず宿題は必要だというふうなことを考えていると思います。

それから、やはりこれからまた、もうそろそろ受験が始まりますので、そういうことを含めてしっかり子どもに対して、教師自身が責任を持って学力の定着を図りたいというふうな思いのあらわれだということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1 番（松川正樹君） 一番、私、不登校のことを言うのは、結局やっぱりひきこもりにつながっていくんやね。高校行っても、社会人になっても、ずっと何十年もひきこもりの方が、後で同僚議員が質問しますけど、ここが多分は原因だと思います。

ほんなんでね、大事なことなので期待をしておりますのでよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。2時10分より再開いたします。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、酒井和美君の質問を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） いつも、ちょっとつるつるいっぱいの質問を出させていたでいて済みません。早速入っていきたくと思います。

今回、2問質問を提出させていただきました。永平寺町の未来をつくる少子化対策、子育て支援とはということと、文化財保護事業の今後の計画はということで、中は細かくさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、永平寺町の未来をつくる少子化対策、子育て支援とはについてお話しさせていただきますと思います。

お手元のほうに資料を配らせていただきました。こちらですね。表が3つございます。どちらも福井県のホームページのほうから引っ張ってきたものですので、このまま入力していただいたら出るようになっております。このデータをもとにお話しさせていただくんですけども。

永平寺町ではこの10年間、出生率が低下しながら、平成25年以降は県下14位、15位あたりを推移し、平成29年度には出生数107人、出生率は5.6%まで落ち込んでおります。当町の出生率の低さについては、大学生が多いことが原因であるように指摘されている向きもございますが、年齢別人口を見ますと、18歳から二十よりも21歳から25歳までの人口のほうがふえております。ということは、大学に入学する人よりもむしろ就職する若者が多いということは、大学病院などに就労する若者が多いことを示しているように私には思われます。

20代で永平寺町に住んでもらう若者が多いという永平寺町は、地理的優位性に立ちながら、25歳以降、子育て世代になると人口が減少していくということは、永平寺町に住んでいた若者たちが、永平寺町では子育てがしにくいと判断し転出している結果ではないかと思えます。また、学校給食無償化が始まった平成25年以降も出生率が低下し続けていることを考えると、子育て支援策として余り有効性がなかったようにも捉えられます。若者が求める少子化対策や子育て支援がもっとほかのところにあるかもしれないということを示唆しているように感じます。

その中で、私も女性視点から、若者視点から、永平寺町のあしたをつくるための対策がないものかを考えさせていただきましたので、質問させていただきます。

まず1番、子宮を守って命を紡ぐ、子宮頸がん検査の充実と活用について質問いたします。

私ども現代の女性、4人に1人が子宮疾患の経験を持つと言われております。子宮摘出や卵巣摘出手術を受ける人も珍しくありません。全く、会話の中でこういったことをしたよということが出ることは珍しくありません。そして不妊治療を受ける女性も少なくありません。この子宮疾患や疲労やストレス、痩せ過ぎ、肥満などの体の不調が不妊の原因になるとも言われております。このやっとの思いで赤ちゃんを授かることができても、周産期死亡、死産、乳児、新生児の死亡など、永平寺町、平成29年度では5名が命を落としております。これ、107人に対して5人、すごく重たい数字であると思えます。

女性の体を守る、そして子宮を守ることによって、このような事態を予防することができる、私、女性の立場から断言させていただきます。

永平寺町の20から45歳までの女性2,917人、こちら平成30年の1月時点での県年齢別人口から出したものを出させていただいたんですけれども、こちら25%が子宮の疾患を患うとしますね、4人に1人なので。そうすると、729人の方が、妊娠、出産に困難を伴うことになる、不妊に悩むこととなります。残りの女性の方は2,188人、永平寺町の総人口、当時約1万9,000人のうち約1割弱の方が出産可能人口ということになります。年間出生数が平成29年で107人なので、このうち約5%の方が出産されているということとなります。

もし、子宮を守る取り組みを行うことにより、子宮疾患を患う方を半数に減らすことができるならば、計算上では出生数を36人増やすことができます。出生

数が合計143人になれば、今5.6%の永平寺町の出生率を7.5%に戻すことができます。

このためには何が必要か。疾病の早期発見、早期治療、子宮のかかりつけ医をつくることです。町のお医者さんにかかりつけ医になってもらいましょうということを経済機関のほうでもすごく言われておりますけれども、この子宮については、町のかかりつけのお医者さんではちょっと難しい点があります。なので、子宮についてはきちんとかかりつけ医をつくるということが大切です。

近年、この子宮の健康維持に役立つ、副作用の少ない安全な治療薬が格段にふえております。以前はちょっと血栓ができやすいとか、そういった副作用のあるお薬があったんですけども、今はそういった危険もない薬が格段にふえております。

永平寺町内には、福井大学医学部附属病院以外の産婦人科、レディースクリニックがありません。大学病院は特定機能病院のため、紹介状がない初めての治療は5,500円の負担があります。若い女性で、アルバイトで月10万円の収入、初任給給与で手取り十二、三万の女性がこういった金額を払えるか。払えないと思います。なので、不調を覚えた場合には福井市まで診察を受けに行かなければならない負担があります。忙しい、遠い、待ち時間が長い、恥ずかしい、まだ我慢できる、お金がない、女性はさまざまな理由をつけて病院から足が遠のいていますが、できるだけ若い年齢のうちに産婦人科につなげなければなりません。

今は、二十から子宮頸がん検診を受けることができるようになりました。永平寺町は県内で唯一、この頸がん検診が無料で受診できる自治体と聞いております。若いうちから自分の子宮の健康に関心を持ってもらえるすばらしい取り組みであると思います。そしてこのときに精密検査要の結果が出れば、初診料の負担なく大学病院の診察を受けることもできます。

しかし、この検査はがん細胞の有無を見るため、早期の可能性もあれば手おくれの進行がんの可能性もあります。精度としても、がん病変を持っている方のうち70%しか発見できません。近年の研究により、HPVウイルスの感染の検査ということを経済機関のほうでもすごく言われておりますけれども、この子宮については、町のかかりつけのお医者さんではちょっと難しい点があります。なので、子宮についてはきちんとかかりつけ医をつくるということが大切です。

検診にすることにより、より確実にがんを早期発見し子宮を守ることができる少子化対策にすることができます。

また、がん病変のもととなるHPVウイルスの感染者は、若年者では6人に1人の割合と言われております。全ての女性が一生に一度感染するウイルスとも言われています。そして、感染者が健康であれば、ウイルスは自然に消滅するとも言われています。HPVウイルスへの感染が確認された場合、受診者がその後、ウイルスを消失させるために健康でいよう、免疫力を高めようと生活改善することが、子宮の疾病やがん病変を予防し、子宮を守る取り組みになります。また、定期的に診察を受けるためのきっかけになります。例えば、仕事のために週二、三回徹夜するですとか、週5日以上勤務をするですとか、こういったことを絶対にしないという意識を持つことが大切なんです。こういったHPV検査をすることによって、女性を産婦人科につなげてくれます。

佐賀県や島根県では、県の取り組みとして、全自治体が子宮頸がん併用検査をがん検診に取り入れています。また、愛知県や三重県などの市町で、自治体独自の取り組みとして、子宮頸がん併用検査を取り入れているところもあります。永平寺町でも少子化対策として、子宮頸がん併用検査をがん検診にて実施することはできないでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 子宮頸がん検査につきましては、本町でも非常に重要な取り組みだということで、現在、20歳以上の女性に対して、2年に1回ですが、無料で検査を受けることができるようになっております。過去5年間の検診率は平均で45%でした。ちなみに、がんの発見者はいらっしゃいませんでした。

それから、HPV検査と言われるウイルス検査ですが、議員のご紹介もあって、有効性についても福大病院の先生からお伺いして理解しているところでございますし、細胞診との併用で早期に前がんの病変を発見できるということも、11月30日の新聞記事で理解したところでございます。

ただし、現在、福井県でこの併用で検診を実施している市町村はありません。厚労省による検診内容ですと、検診内容ではいまだないということ、検査費用、それから関係機関との調整、陽性者であった場合のフォロー体制、検査結果の管理などなどまだまだ課題があるということで、現在の取り組みでいないという状況です。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 今もお話に出たとおり、最近、新聞のほうで、HPV検査のキットを自宅で使うことができるようになる、そういった報道も県のほうからございました。こういったこと、関心は高まってきていると思いますので、また県のほうにも、永平寺町のほうからも要望があるということで、関係機関との連携ですとか、陽性の方のフォローですとか、そういったことをできませんかというようなことを、ちょっと県のほうにも要望をしていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今後につきましては、福井県の保健予防課でありますとか、検診機関である健康管理協会、それから福井県の医師会とも相談して、連携して体制整備に努めたいと思っております。

30歳未満の検診未受診者へのHPV検査キット配布、こちらも非常に興味あるところがございますので、若い世代の子宮がん検診の受診率を上げることで、子宮頸がんの早期発見、早期治療につなげていけるように県とともに検討していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

女性が妊娠、出産するというのが、本当に当たり前で簡単なことではなくなっている時代だと思います。表面的にはちょっとわかることはないと思うんですが、私のように30代、40代の未婚者が今多いという中で、私の友人をぐるりと見渡しましても、多くの割合でこういった問題を抱えて、結婚や出産に踏み出さない者が多くございます。

マスコミではいろいろ、価値観の変化であるとかいろいろな理由、経済状態が悪いとかそういうことも言うんですけども、本当の理由としては、こういった疾患を抱えて結婚に踏み出せないとか、そういったことの女性が多いんですね。その中で、私たちの世代の反省といたしまして、これからの成人期を迎える若い女性たちに、きちんと子宮のかかりつけをちゃんと持って検診に行ってもらって体の手当てをしてねと伝えること、そして社会の体制を少しでも改善していくことが務めであると思っております。私の知人も、20代のころに頸がん検査で前がん病変が発見されて、早期であったため無事摘出されて一子をもうけることができました。ぜひとも、子宮頸がん検査の充実と活用をもって効果的な少子化対

策につなげていただきますようお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

生きづらい子どもたちへの支援について質問させていただきたいと思います。

この問題、少しデリケートなところもございまして、近年では、生きづらい子どもたちについて、テレビや新聞などでも取り上げられる機会がとて多くなつてきております。先輩議員もたびたび質問されているところでもあります。私自身もお悩みの声を聞くことが一番多い問題です。

私が飲食店を営んでいるときから、こういったお悩みがあるということ、いろんなお話をいろんな方から聞いてまいりました。その中で、私もこういった問題をどうにかできないかと思ひまして、生きづらい子どもたちを勇気づけることができるような本の紹介ですとか、FMラジオに出演したときにさせていただいたこともございますが、そんなことぐらいしかできないので、大変個人の力の限界を感じておりました。その中で、私が選挙に出ますといったときにも、福井市のほうからいらっしゃって、「そのラジオを聞きました。その本を読んですごく子どもが元気が出たんです」ってわざわざ言いに来てくださった方もいらっしゃったぐらいで、本当に私は、その方のお話をいただいて、どうしてこんなに苦しんでる人が多いのであろうと感じた次第です。

本当に今一番苦しんでいる方が多いテーマでありますし、お子さんのことだけではなくて、家族や親戚のどなたか、職場の中のどなたか、例えばその日出会ったお客様であるとか、接する方であるとか、お友達、彼氏、さまざまな人間関係の中にもこの問題が潜んでおり、みんなが身近に思っている問題であると思っております。このことの問題に関係したことがない人は全くいないのではないかと思います。その中で、皆さん個人個人が精いっぱい、自分なりに何とか状況を改善しようとしているけれども限界を感じていると、切実に公的支援を求められている方がすごく多いと思います。社会の中で苦勞することが目に見えているからこそ、我が子を心配する。現在の子育て支援の中で一番求められているところだと感じております。

まず、永平寺町の生きづらさのある子どもたちに対して、つまり発達障がい支援として現状どのような取り組みがされていますか。また、人数はどの程度把握されていますか。幼稚園、幼児園、小学校、中学校それぞれの学内での取り組みを教えてください。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、幼稚園、幼児園のほうからご説明させていただきます。

いわゆる発達障がい——気がかりな児童ということを申し上げますが——につきましては、まず判定委員会がございまして、その判定委員会で支援が必要というふうに判定された児童について、加配という形で保育士などを支援してつけているということでございます。また、人数についてはちょっとご容赦願いたいというふうに思います。

また、その保育所支援のほかに保育カウンセラーというのをお願いしていただき、これは実際、福井大学の先生にお願いしているわけなんですけれども、その先生が園を巡回していただき、その保育士の保育の支援、また保護者等への面談等を行い、まず幼児園と家庭が両立して子どもを支援できるような体制を構築しているということでもあります。さらに、幼稚園、幼児園では、包括連携を締結しています。仁愛女子短期大学の幼児教育学科の先生も園の巡回をしていただきまして、主に保育士目線での支援のほうを、保育の内容についてご指導をいただいているというところでございます。

また、町の保健師や、あと県の支援学校とも連携し、さまざまな視点、いろいろな角度から気がかりな児童を支援しているというところでございます。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 学校のほうですけれども、はっきりとした人数はちょっとご容赦いただきたいと思いますが、現場の状況といたしましては、以前よりふえているということが言えるということです。

発達障がいを持つ児童生徒への対応といたしましては、まず特別支援学級の設置、それとふだんは通常学級にしながら、週のうち数時間、特別支援学級で指導を行うという通級指導です。あと、その他、気がかりな子全体につきましても、特別教育センターとか特別支援学校などの外部機関や保護者も含めました教育相談というものを行い、個別のケースについて対応を検証して今後の対応をよりよくするというようなことを共有しながら取り組みを行っているところです。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 中学校のほうではいかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これは小中同じ取り組みを行っております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） つまり、特別支援学級の設置、通級ですとか外部機関との協議ということと同じく中学校でも行われているということによろしいですかね。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

このように伺っておりますと、永平寺町、学内での支援というのはすごく充実しているのかなという印象を受けております。先生もたくさん来ていただいておりますし。

その中で、次に、学外での支援ということが、親御さんが求められているところが一番ご意見として聞くところが多いんですけども、この園外、学外での療育事業の取り組みについて……。済みません、もう一つ。ちょっと質問を飛ばしてしまったので、戻らせていただきます。

園内、学内の中で、学習障がいの子どもたち、LDがある子どもたち、読み書きができないといったような子どもたちは、パソコン、タブレットを使うことによって読み書きをするという、書くという作業をしなくて済むことによって学習がすごく進むみたいなお話を聞きまして、そのタブレット、パソコンの持ち込みということを許可している学校があると聞きます。

また、感覚過敏の子どもたちがいるということなんですけれども、視覚、聴覚などいろいろあるんですが、例えば、音が大きく聞こえ過ぎてしまう子どもたちに対して、音をセーブすることができるイヤホンがありまして、それを授業中に耳につけてもらって雑音が聞こえないようにするとか、授業に集中できるようにするといったこともできると聞いております。また、光がまぶしく感じてしまう子どもたちがいるということも聞きますが、こういった子どもたちが少し暗い中で勉強できるように、ちょっとカーテンを引いてあげるとかそういった配慮ができるのではないかと思います。

あと、セーブスペースの確保、よく聞きますのは、隣の教室にちょっと、10分ほどだけ避難するというようなことを認めている学校もあると聞きますけれども、例えば、簡単な段ボールの箱ぐらいの大きさの逃げ場をつくるとか、少し暗いところに隠れる、狭いところに隠れることができるみたいなセーブスペースを設けたりする、あるいはそれを許可するとか。

あと、行動の見える化ということも大切だと聞いておりまして、言葉で「着がえなさい」と言われたときに、着がえないといけないとずっと入らない子がいる。

その場合に、着がえの絵を描く、見せることによって、すぐにぱっと着がえることができるというようなことも聞いております。こういった行動の見える化カードというのを専門につくっている人もいて聞くんですけども、イメージとしまして、こんな感じですね。見える化。例えば、児童クラブなんかで考えますと、ここからこの時間は宿題ですよ、おやつですよ、遊びですよみたいなことですよとか、あと、お迎えが来たときに、すぐに持たないといけない物を集められない子がいるって聞くんですけど、持たないといけない物を絵に描いておくとか、そういった配慮をするとすごく子どもたちにとってわかりやすいというようなことも聞きます。

こういったことは実際に保育園などで、幼稚園などで実行されていると思いますが、学校の中でも、そういったことをもうちょっと専門的にやるというような取り組み、そういった配慮というのはいかがでしょうか。されているでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 平成28年4月に施行された障害者差別解消法によりまして、それぞれの障がい特性に応じた合理的配慮が学校でも求められるようになりました。

合理的配慮の中に、今おっしゃったような読み書き困難な児童生徒のためのタブレット、また音声読み上げソフトなどの設備の配置、また集中力が継続しない児童生徒のための別室とか間仕切りの整備、指示に対する理解力を高めるための、今ほどのようなカードや表の作成といったことが挙げられております。

町内の学校におきましても、先ほど申しました教育相談の中で、その児童生徒ごとに必要な対応というのを決めておりまして、今のような対応をしているわけですけども、こういうことに必要な備品でありますとかそういうのは個人の持ち込みでなくて学校側として全て整備をしております。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 児童クラブについてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、児童クラブの子どもの行動が時間帯でというご指摘がございましたが、まさしくおっしゃるとおりで、児童クラブ、子どもが帰ってきますと、まず宿題をしましょうという形でやっております。ただ、児童クラブ指導員は、学習支援をしているわけではなく、あくまでも放課後児童クラブで子どもたちが安全に生活をするということを見守るというふうなスタンスでおりますので、子どもたち

が自主的に宿題をする。それが終わりましたら遊びとなりますが、子どもたちが自由に遊んでいるところをまた見守ると。

ただ、施設によりましては、例えば、体育館が使える児童クラブもありますし、またホールが使える児童クラブもあります。そういうところだと、例えば、広いところで遊ぶ子どももいれば、こういう部屋で遊んでいる子どもがいたらというふうな、個々に合わせた形で出てきますが、どうしてもそういう大きい広場がないところだと、一つの部屋の中で子どもたちがグループをつくって遊んでいるというふうな感じですか。それを指導員が安全に見守るというふうなスタンスでおります。

あと、お迎えについても、なかなか、その保護者のお迎えというのが正直言って時間がばらばらなんです。正直言って。大体一定の時間に来ますが、なかなか時間的にも前後があったりとかで、幼稚園みたいに何時にお迎えに来るというふうな形でないということもありまして、そこではなかなか、注意はしますが、難しいかなというふうに私は理解をしています。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 児童クラブのほうが指導員さんが見守るということで、安全を見守るということではいいんですけど、やはりその指導的、療育的配慮というのはなかなか難しいのかなと思うのですが、もし可能であれば、その保育園、幼稚園のほうを回られている先生などでもう一度、児童クラブこんなふうにしたらいいですよみたいなご指導の機会などあるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。ご検討をお願いできないでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今お約束はできませんが、実は仁愛大学の先生に一遍相談させていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。

今、学校の中でのこと、児童クラブの中でのことということで質問させていただいたんですけども、あと、放課後の学校外、園外での療育事業の取り組みについて、永平寺町に児童発達支援事業所ですとか放課後等デイサービスのような施設が乏しくて、福井市の施設に頼んでもちょっと断られてしまったり、「送迎距離は大体松岡までですね」とか「東古市までですね」みたいな言われ方をして

しまうという、これも困られている親御さんからの声を聞いております。

県内において出生率が5%台の市町を見ても、こうした療育施設がないとか、あと、先ほどのような産婦人科、レディースクリニックがないといったような状況が皆さん共通してあるんですけれども、やはりそういった子育て世代にとっては、こういった支援体制が身近にないことが大きな不安なのではないかと思われまます。

公共施設再編計画の中で廃設の決まった施設などを活用して、療育事業者の企業誘致を行うことはできないでしょうか。民間の企業さんに来てもらうですとか、あるいは、子育て支援課が行っているAキッズ事業の対象年齢、今は小学校に上がる前になっていますので、少しお兄ちゃんも参加できるとか対象年齢を少し上げることはできないでしょうか。お願いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 物理的に身近なところに支援施設があるというのは非常に望ましいところだと思ってます。町内で開設を希望する事業者さんがいらっしやった場合には、支援を検討したいと思ってます。また、障がい者施設にしても、今のレディースクリニックにしても、やはり圏域で施設については考えるべきものだと思っております。

それから、症状に合わせた多様な対応ということになろうかと思っております。事業自体も多様な事業者さんがいらっしやるということは、選択肢がふえて非常にいいのかなと、好ましいことだと思っておりますが、ただ、業界的に、人材の確保であったり、それから需要と供給のバランスというところでは課題があるというふうに感じております。

それから、断られたという事例についてですが、障がい者サービスの指定事業所であると思います。当然、計画相談支援事業所が間に入っているサービス提供ということであつたらうと想定しておりますけれども、定員超過ではなかったのかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

それから、Aキッズの拡大について申し上げておきますが、福祉保健課としましては、子育て支援課との検討等も必要になってきますが、あくまでも保健事業として実施しているという内容です。フォロー児への療育支援ですから、現在のまま延長してというのは現体制では困難であるということをお知らせいたします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） Aキッズについて、私のほうからも答弁させていただきます。

今、福祉保健課長申し上げましたとおり、あくまでも療育支援の事業ということで、医療機関のほうへのつなぎの過程としての位置づけというふうを実施しているということをご理解をお願いしたいと思います。

この事業については、保健事業で実施している中で、子育て支援課の保育士のほうも参加して、保育士目線での支援というのも行っているということも申し上げます。ただ、先ほど申しましたとおり、あくまでも医療機関へのつなぎの過程として支援をしているということをご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これはちょっと学校教育として行っていることではございませんけれども、ちょっと一つご紹介させていただきたいと思います。

現在、学校の外で、町内の学校の教員や支援員の有志が、発達障がい児に集団活動の楽しさを経験させたり、また同じ悩みを持つ保護者が集まってつながるような場を町内につくりたいということから、サークルを立ち上げられまして、ことし9月からボランティアでの活動をしていただいております。

大変ありがたく、すばらしい活動だということで、町といたしましても、活動に必要な備品の整備などで支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 大変難しいことであるということは私もちょっと理解はしているところではあるのですが、やはり今、学校の方がボランティアの有志でされているということも、必要性があつて始められているという部分があると思います。学校の仕事をしながらこういったことを活動されるということも、ご負担のあることではないかと思えます。いつまでもずーっとその方たちにそれを頼っているということも難しいのではないかなと思うんですけれども。

今、人数のほう、最初の質問のほうで、はっきりとした人数はちょっと回答は難しいが、ふえてきてはいるということをご回答いただいているんですけれども、発達障がいの子どもの人というのは10人に1人の割合というのが一般的に言われております。でも、私の感覚、いろんな人の話を聞く中では、それよりも割合がふえているのではないかなという印象も受けております。

その中で今、29年度の出生数107人であつたらば10人程度の方がそのこ

とで問題に苦しまれるのであれば、やはりその10人というのを、町の将来に向けてきちんと支援するというのも大切、割合としても大きな数字だなと思うんですけども、もし本当に可能な事業所さんがいらっしゃったら永平寺町にぜひ来てくださいということでお話が進みます。どうぞよろしく願い申し上げます。

次なんですけれども、4番目の質問に参ります……。

○議長（江守 勲君） 酒井議員、答弁。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 現在の取り組みのところで私ちょっとお話しすればよかったんじゃないかと思うんですけど、実は、30年度の異動のキーポイントとして特別支援教育の免許所有者ということで、30年度に4名入れました。これは特別支援学級が新設されたというふうなこともあります。やはりそういう免許所有者でなければなかなか、気がかりな児童に対する対応というのが深まるというんですかね、そこまで行きませんので、今後もそういうふうな取り組みをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

実は今、学校教育支援員ということで、町が学校のほうに、サポートの先生といますかね、それで雇用している方と、実は二十二、三年いるんですけど、一人一人と私今面談を始めているんですけど、その中で特別支援学級を設置した学校で支援員をされている方が、実は昨年、30年度のときに、一般、普通教室において、なかなか落ちついた授業を受ける、そういう態度がなかった子が、やはり特別支援学級に入級した関係で非常に落ちついた学習態度が見られるようになったということをしみじみ話しているのをお聞きしまして、今後、やはり専門の知識を持った、そういう教員の配置というふうなことは、さらに重要だなということをお聞きしました。

今後もそういうふうな形で、一人でも多くの特別支援教育の免許所有者を異動で確保したいと、配置したいというふうに考えています。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

そういったことをもっと保護者さんにどんどん、これからお子さんの若い世代にどんどんPRしていただいて、やはり教育長がそういうお考えでいらっしゃると、本当に安心して永平寺町で子育てしたいなと思われると思いますので、よろしく願いいたします。

次、お子さんの支援ということについて伺ってきたんですけれども、今度、永平寺町は高校というものがありませんけれども、大学はありますね。高校生や大学生、社会人が生きづらさに直面したとき、このことがひきこもりや8050問題ですとか自殺者増加問題などにつながることはないよう、そして親世代が安心して子どもたちを自立させることができるよう、永平寺町はどのような支援を行っていますでしょうか。また、特に発達障がいのある就労者に対して、商工観光課や商工会議所ではどのような取り組みを行っているのでしょうか。雇用主教育、相談先との連携、支援機関の紹介、A型就労施設への優先発注の取り組みなど、お願いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 対象となっている方の就労支援であったり、また就労年齢に達するまでの支援というのは非常に大きな課題であるというふうに思っております。

永平寺町としましては、幼児期からの支援を進級する学校へつないで、望ましい就労とマッチングするように支援することを目指しております。それから、就職する前に、事業所が発達障がいについて承諾している場合とそうでない場合、また、就労後に社会適応できずに診断されるという場合もあると思います。従業員を雇用する事業所、従業員の方においても発達障がいの理解が進むように、研修の機会を提供していきたいというふうに思っております。これは永平寺町においては商工会あたりにも協力いただくということを想定しての回答となっております。

そのほか、支援機関の紹介であったりA型就労支援事業所の優先発注とかありますが、多岐にわたってのご質問であると思います。サービス内容と就労移行支援などの提供までの手続ということで、また別の機会に整理してご案内したいと思っております。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 就労されている方で、いわゆる会社でのコミュニケーションがとれない、こだわりが強いとかそういった方が、最近、マスコミを通じて結構報じられるようになりました。大人の発達障がいということで、ここ何年間の間に結構されてきていると思います。

今ご質問といたしまして、商工観光課、商工会、どのような取り組みをとることなんですけれども、正直申しまして、現在、特段の取り組みというのはして

ございません。

ただ、やはり大人の発達障がいといいますと、俗に言うアスペルガー症候群、知的を伴わない自閉症スペクトラムであるとか、あと、さきに言いました学習障がい（LD）、注意欠如の多動性障がいといった障がいの種類がございます。こうしたものにつきましては、正直申しまして専門医に行かないとわからない部分であると思います。例えば、専門医に行ったときに、その人がいわゆるアスペルガーであるとか、それともう一つ考えられるのが、例えば統合失調症であるとか双極性であるとか、そういったいわゆる障がいといったことになってる方もいらっしゃるかもしれません。

やはりそうした方におきましては、今、総合支援法が平成に入りまして施行されております。やはり大きいのは、計画相談員の方とか、相談される、また、一番の窓口は、先ほど説明しました、木村課長がやっておられます福祉保健課なりに相談していただいた上で、やはり専門的なまず診断を受けていただいて治療をしていただき、そこから、例えば自立支援医療を使って就労移行支援、またA型、B型といった、していくことが大切でないかなと思ってます。

今後、福祉保健課とどういうふうなことで周知できるか話をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

やはり事業所の中で一番大きな部分って、人を雇用することなんですよね。人を雇用してやめていかれると、本当にそのあとが大変ですね。いろんなことを教育したりとか覚えてもらったのにやめていく。そういったことが安定していけばいくほど、その事業所ってうまくいきますし、でも、障がいのある方、例えば顔が覚えられない方というのもしゃったり、声をかけられるのがわかりにくい方というのがいらしゃったりして、職場内で挨拶したのに応えてくれなかったとか、いつまでたっても名前を覚えてくれないというような、ほんのささいなことからいじめが始まってしまったりして、それがNEETになってしまったりするみたいなこともございますので、そういったことを、ほんのちょっとしたことでそういったことの職場内不安が改善できますよといったようなことが伝わるような、教えてもらえるような取り組みですとか、本当に商工会議所さんの中なんかでもやっていただけるとありがたいのかなと思います。またよろしくご検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、5番の質問なんですけれども、大学生や社会人になってからの発達障がいの特徴の壁にぶつかる人の場合、精神科で発達障がいの診断をもらいにくい現状があり、子ども時代の状態を記録したものがあつて診断がされやすいといふいます。診断がつくことで就労支援などを受けることができます。

福井県独自の取り組みとしての子育てファイルの記録は、その診断に大変有効なツールであり、嶺南の市町では40歳まで保管することを義務づけているところもあるようですが、永平寺町ではどのような取り決めになっているのでしょうか。また、この活用についても、もし子どもたちが社会に出て人生の危機に直面したときにちゃんと子育てファイルの情報開示請求ができるように、封書の送付や講習会や学校教育の場などでこのファイルの存在を知らせることはできないでしょうか。お願いします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず私、子育て支援課のほうからお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、福井県独自の取り組みとしての子育てファイルいわゆるふくいつ子ファイルということですが、このふくいつ子ファイルは永平寺町の幼稚園、幼稚園でも活用をしております。発達障がいや気がかり児童の成長の支援を保護者の同意を得て記録として残すものであり、子どもたちをどのように支援していくかという面では大事なツールとなっております。幼児期で保護者の同意を得て、幼稚園と家庭がカウンセラーの指導を受けながらファイルごとに支援内容を共有し、幼少連携のもと小学校につなげていくことで、子どもたちにとって切れ目ない支援をしていくことが、大事だというふうに認識をしています。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これは学校のほうを申しますと、特別支援学級と、あと通級指導の児童生徒につきましては、それぞれの特性に応じた個別の指導計画及び教育支援計画の作成が、これは学習指導要領で義務づけとなっております。また、それ以外の通常の学級の児童生徒でも、保護者の同意によって作成することができるということになっております。

これらの計画書とその記録を含めて、いわゆる子育てファイルとおっしゃっておられますけれども、これは園から小学校に引き継がれた後、小学校から中学校、高校といった進学の際には、保護者の同意を得て次の学校に引き継ぐということになっております。

高校に進学しない場合とか、あと在学中に適応力が上がってそういう支援が必要ないというような判断になった場合には、これは保護者に返却して、各家庭での保管を依頼するというようなことになっております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

発達障がいはいちよつと遺伝性が高いものとなっていると聞いておりました、例えば、やっぱりADHDの、注意がちよつと難しいような子どもたちですとかね、親御さんもそういった場合があるといった場合、整理整頓が難しいとかもあるんですよね。なので、親御さんに引き継ぐという場合に、やはり子ども自身もちよつとその存在を知っているとといったような、知ることができるといったような機会があるといいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 答弁いいですか。

暫時休憩いたします。

（午後 2時59分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 基本、これ就労に必要だと、おっしゃるとおりの使われ方をするというので、その時点で公文書ではないというふうに扱うべきかなというふうに考えております。

そのタイミングでこういうものがありますからというお知らせはすること自体は可能ですが、これからやり方をちよつと考えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 以前に議員とのお話し合いの中で、開示するとかしないとかというところを申し上げた記憶があります。

ただ、ファイル自体は、子育て支援課、学校教育課のほうに確認いたしますと、全員にあるわけではないということ、ご家族との同意をもって家族の方と園側とで作成していると、例えばAキッズのファイルでもそういった部分がある、保育園のほうにもある。ただ、ふくいっ子ファイルというのは、上級学校へ進級するたびに親御さんのほうにお返しするような制度で取り扱いをしているようです。

ですから、公文書として存在しない、お子さんのほうにお渡ししている、家族の方にお渡ししているという中では、就職先に出す出さないというのはご家族の判断であると思います。

なので、お渡しする際にそういったことも助言してお渡しするような対応をとるべきかなというふうには今も思っております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

本当に大人になったときに子どもたちが苦しまないで済むように、十分に親御さんにこういったものの説明をよくしてもらってお渡しいただくようお願いいたします。

最後、6番目、生きづらさのある子どもたちの育て方についてはとても説明が難しく、お母さんや担任の先生がひとりで抱え込みやすい問題です。お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そして地域の方々にも、特性を理解した上で配慮を持って接してもらえるように、社会全体が発達障がいについて理解を持てるよう、町民全体を対象に学習機会を設けることも支援の形の一つであると思います。先ほど福祉保健課長がそういった周知するような機会も、研修の機会も設けていただけるようなことをおっしゃっていただきましたので、していただけるんだなと思ひまして、これは質問を割愛させていただきます。

では、次の3番目の質問に移りたいと思います。

幼稚園・幼稚園施設再編計画はまず命の安全をとということで質問させていただきます。

今、幼稚園、幼稚園の施設再編計画ということで、研究会も議会の中で立ち上がって話もしているところなんですけれども、このことについては20人の適正人数をというような答申もあったりはする中で、私は、子どもたちの命の安全を守るということについての検討が少し欠けているのではないかとこの心配を抱いております、このことについて質問させていただきます。

ハザードマップで土砂災害のおそれがある箇所に位置している志比南幼稚園、松岡幼稚園について、今後も園を継続するつもりでしょうか。ハザードマップを見ると、より安全性の高い園は上志比、志比、志比北であることがわかります。このことも幼稚園・幼稚園施設再編計画に考慮されるべきではないでしょうか。

永平寺町のハザードマップってすごくわかりにくくて、これなんですけれども、何かここではきっと分かっていたり、ちょっとこれ本当にそうなのかなというの

が疑わしい。これ地震の揺れやすさマップですね。あと、こっちの洪水ハザードマップも色がすごく薄くてわかりにくいなって思うところなんですけれども。

県のほうのハザードマップなど拝見しますと、これ福井県土砂災害警戒区域等管理システムのやつなんですけれども、すごく色がはっきりわかりやすくなっていまして、この赤い部分が特別警戒区域なんですけれども、これが出てくる。

今、永平寺町これ全体なんですけど、この辺が永平寺、門前のほうであるとか、この辺が志比南の小学校があるところですか、この辺松岡ですか、わかるんですけれども。この中で松岡幼稚園のあるところ、こちら松岡なんですけど、この真っ赤っ赤な部分、この中のここがその場所に当たると。これ拡大するとこんなふうになるんですけれども、この赤い部分を背にして幼稚園があるという状態になっています。

こっちのほうは志比南なんですけれども、この近く赤い部分、この真ん中にちょうどあるような状態になっている。

これを見ただけでもちょっと危ないなということをすごく感じられるわけなんですけれども、これについて、本当にずっとこのまま園があるのかなということを私は疑問に思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、議員ご指摘のとおり、土砂災害のおそれがある、警戒区域にある箇所に2園、議員ご指摘のとおり2園が位置しているということでございます。園の安心、安全につきましては最も大事なことでございますので、計画策定においては考慮すべきものというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） よかったです。ありがとうございます。

また、子どもの命を守るという意味では、最近、花粉症の子どもたちがふえておりますね。アレルギーの問題があります。ぜんそくなどに発展しますと命を失ってしまう可能性もあるということで、小児ぜんそくとかは本当に怖いんですけれども、自然の多い農村部で子育てするほうがアレルギーになりにくいと言われており、また新しい建物の木材に対するアレルギーもあります。そのことを考えると、子どもたち一人一人にとって優先されるべきことは、体質に合った施設が自由に選択できる状態ではないかなと思うのですが、今後、施設の建てかえなども老朽化に合わせて出てくると思うんですけれども、選択できる状態ということについていかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） アレルギーにつきましては、議員仰せのとおり、環境のこともありますし、食べ物のこともございます。

建物につきましては、現施設では特に問題が起きているわけではございません。今後、施設の改修とか施設を建てるといったときには、そのアレルギーの対応はしっかり考える必要があるというふうに思います。

食のことも申し上げますと、食に関しては、子どもの状態、医師の診断に基づきますが、状態を栄養士と保育士、調理師、それに保護者がしっかり協議をして、永平寺町ではアレルギー対応の給食を提供しているということで、万全を期しております。

議員ご指摘のように、子どもに合った環境を選択できるということにつきましては必要なことではないかというふうにも思いますし、これも含めて、計画策定の中で検討していきたいというふうには考えております。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

また、ことし、熊の出没が多くなっておりまして、幼稚園、幼児園、小学校、中学校の敷地への出没例もあると思います。子どもたちの登下校や先生方の通勤も危ないと思います。勝山市のほうでも市役所の近くで出ておりますし、ああいったことがまた起きるのではないかと、恐ろしいなと思います。

有害鳥獣問題についても、施設再編計画の検討項目の一つとして加えられるべきではないでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 有害鳥獣問題についてでございますが、この件について、施設再編の考慮は、正直かなり難しいかなというふうには思っております。確かに有害鳥獣の問題については、子どもの安全を図る上ではすごく大事なことだと思っておりますが、有害鳥獣が出没するところには園が配置できないとなると、かなり限定的になってしまうおそれがあるということを懸念をしております。

有害鳥獣問題については今でも対応していますが、子どもを守るという面からは、通常の園の運営の面での対応が一番の体制というふうな認識をしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

また、将来的に安全な送迎体制についての予算を含めた上で、この施設再編計画は考えられるべきではないかと思えます。

学力日本一と言われる秋田県東成瀬村では、学校給食無償化のほかにも、通学バスの無料化、夏に開講される村営塾受講料無料、高校までの通学費も村が8割負担しているそうです。

当町には、駐車場が狭いという問題を抱えた施設もあり、この問題の解消には通学バスの運行が望まれるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 議員にご紹介いただきました秋田県東成瀬村というところに、私、直接電話でお聞きを、現状をお聞きしました。東成瀬村については現在、村の中で1園で運営しているということで、送迎バスを運行しているというようなことです。経緯を申し上げますと、過去に2園で運営していたものを1園に統合したことで、村が運営して通園バスを運行するという経緯にあったそうです。子どもによっては、園から10キロ以上離れた地域から通園をしているという子もおり、バスを利用してとのこととお聞きしました。

ただ、現状を聞きますと、バスの利用については年々減少しているということで、将来バスをどうしようかということも担当者が悩んでいるということもおっしゃいました。

永平寺町の過去を申し上げますと、永平寺町でも合併前に、旧上志比村で保育園の統合の際、通園バスを運行し、合併後の続けていましたが、利用者が年々減り、平成23年まで運行しており、平成24年度からは利用がなくなったということで、通園バスの運行はしないでおいているというふうな現状でございます。

再編においての通園バスの検討につきましては、過去の例や東成瀬村の状況を考慮しますと、車社会の中、利用者がいるのかどうかということも考えないといけないと思えます。また、幼児園の子どもですと、保護者の朝通勤に合わせて園に登園するとか、なかなか家庭では子どもが決まった時間に家を出れないという、家庭内においてさまざまなケースがあるということもお聞きをしております。

これらのことから、子どもたちの通園は、やっぱりこれからも保護者の送迎が主になるというふうに考えております。再編の検討では、まずは園の駐車場を確保することが最も大事な事かなというふうな認識で今進めておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） では、園の駐車場をしっかりと確保するという予算を含めた上での再編計画をお願いいたします。

この質問をしましたのは、議会と語ろう会の中で一部の地域の方が、「この問題については、通学バスさえきちんと運行してくれれば、私らも問題ないよ」ということをご意見でおっしゃられていたもので、やっぱりそういう、皆さん納得されている雰囲気でしたので、やはりそういうことがないのであればかわりにそういうことを、駐車場をちゃんとしますのではというような十分な説明機会を持っていただきたいなと思います。

では、この子どもたちの命の安全ということをきちんと踏まえた上での幼稚園・幼稚園施設再編計画ということについて、町長のほうでも何かご意見があるか伺いたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 生きづらい子どもたちへの支援ということで、本当に今この質問を通して、もちろん町も、教育委員会が一生懸命、どうしようどうしようと、毎年その予算の時期になると、やっぱりここは最優先で、そういう予算要求もある中で、多角的に学校、家庭、社会、またいろいろな方々の支援、こういったこともバランスよくやっぱりやっていかなければいけないなというふうに思いました。またこれからもいろいろご指導いただければと思いますので、よろしく願いします。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

では、安心しまして、次の文化財保護事業の今後の計画はということでお伺いしたいと思います。

昨年春に四季の森文化館を閉館しまして、昨年12月議会にて、文化財保護事業について町内の皆様の不安の声をお伝えさせていただきました。ことし春に学芸員2名の退職を受け、ご回答いただいていた文化財保護事業の進展についても停止したままの状態、ことしは、今いる職員で文化財保護事業についての理解を高め、必要性を棚卸しし、今後の人事等計画に生かすというご発言をたびたびいただいてまいりました。

ことしも暮れを迎えるに当たり、文化財保護事業についても見えてきたところではないかと思えます。今後の計画をお聞かせください。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 現在、史跡、埋蔵文化財、あと文化財等に関する問い合わせ等につきましては、資料確認や現地確認を行いながら適切に対応できるように努めております。

現地確認の結果、お館の椿のように対応が必要なものに関しましては、文化財保護委員会にも諮りながら、一つ一つ、管理などの方向性を決定するようしております。また、特に専門知識が必要な場合については、県の生涯学習・文化財課または埋蔵文化財調査センター及び必要な専門家などに相談をしながら対応しておるところでございます。

最近の例で申し上げますと、町指定文化財になっております島地区にあります宝篋印塔が倒れていたというふうな事案がございました。県埋蔵文化財調査センターにご相談をしましたところ、原状復帰のご協力を得られるということになっているということもございました。

今年度、8カ月が経過いたしまして、学芸員が不在の状況における課題としましては、各種の問い合わせに即答できないという場面が多い。そして何より、保有する出土品や民具等のデータ化といいますか、私どものほうでは整理というものができていないということが挙げられます。まずもって、専門的な知識を有した職員を配置することで出土品等の整理を進め、まず足元を固めるということが必要かなと感じた次第でございます。その上で、町の文化財の活用や価値を高める方策を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そういう中で、次年度につきましては、知識を有した会計年度任用職員を雇用しまして、文化財保護事業をより円滑かつ適正に行えるような体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

公民館のほうの展示ですとか開発センターのほうの展示もちょっと寂しいままで、置いたままになって、やはりちょっと寂しいので、来年度またよろしくお願いたします。また今後も経過を見守らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今現状、学芸員はいるんです。ただ、前から言われているとおり、専門性がなかったり、時代もあります。来年に向けては、この会計年度職

員さん、しっかり知識のある方に入っていて、今しなければいけないことを一つ一つやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

島の宝篋印塔も直していただけるということで、大変安堵いたしました。ありがとうございます。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。3時30分より再開いたします。

（午後 3時20分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、齋藤君の質問を許します。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 私、3件の質問を通告させていただいております。

その1番目でございます。災害の対策について、安心できる準備体制づくりを望むということで質問をさせていただきます。

町民が安全で安心できる準備体制づくりを望むものでございます。

我が町永平寺町は、町長みずからが防災士の資格を取得し、他市町に先駆け、町民に対しての意識の向上を図るとともに、防災組織の強化と災害に備えるその諸準備体制等々について、一町民として深く感謝と敬意を表するものであります。

そこで、防災士の資格をお持ちの職員さんもしくは河合町長、防災士とは、その責務と職務について簡単にお答えいただけないでしょうか。これは通告してありませんので、今でなく後日でもよろしいが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災士は民間の資格になります。各企業から、また地域から、いろいろな角度で災害について研修を受けまして、試験があつて、それで受かるというふうになっております。試験を受けますので、講習受けますので、災害についての知識というのはいろいろ身につけることができますし、また、いざ災害になったとき、それぞれの立場でその災害にかかわる人をサポートすることもできます。例えばこの資格を持ってますと、県外で災害ボランティアに行った場合は、防災士の方は違う、もうちょっと専門的なボランティアをお願いされること

もあるようですし、そういうのがあります。

ただ、これも、試験を受けましてそのままにしますとやっぱり忘れてしまうところもあるということで、うれしいのが、防災士を取った皆さんが永平寺町防災士の会というのをつくってくれまして、活発に連携をとってやるようになってますし、県の防災士会も、ここがまとまれば、行く行くは入っていきたいというお話も聞いておまして、そういった防災士のつながりというのもできていけばいいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 突然の質問をさせていただきます、お答えをいただき、ありがとうございます。

さて、ここ近年、世界の各地で異常気象による自然災害が多発し、我が国においても同様な状況であります。災害は忘れたころにやってくるとか、30年に一度、100年に一度、想定外、未曾有の災害とか言われていますが、今は、災害は必ず起こる、やってくるものと言われ、我々がこれまでに経験したことがない災害が必ず襲ってくるものと思わなければなりません。

本年に我が国を襲った台風19号による大きな災害、本県、本町においては大きな被害はありませんでしたが、被害に遭われた地域の皆さんには心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、そこで、この台風19号から学んだ水害の怖さというか恐ろしさから、本町の河川の水害対策について質問をいたします。

九頭竜川流域の河川災害対策は大丈夫なのでしょうかです。

九頭竜川の流域における洪水等における氾濫や浸水、冠水のおそれがあると思われる地域の予測と、町として十分に把握をされているのかどうかです。そして堤防の決壊、氾濫等の危険が予測される箇所はあるのか等です。

上志比地区の九頭竜川本流の上志比中島地区から清水、大野島地区にかかる霞堤、及び市右エ門島から牧福島地区にかかる河内川河口の霞堤、また流域の護岸の状況等です。安心できるのでしょうか。

台風19号の千曲川の氾濫等の教訓を生かし、その対策を立てるべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、国及び県におきましては、大雨により河川が氾濫し堤防が決壊したとき

の浸水の範囲や浸水の深さを示しました浸水想定区域図を作成しておりますので、浸水や冠水のおそれがある地域については十分把握しているところであります。

この浸水区域につきましては、本町のホームページにアップされておりますハザードマップで確認することができますが、現在のハザードマップは平成21年の3月に作成したものでありまして、平成27年の水防法改正による見直しは反映されておられません。

そこで、本町でも、水防法の改正を踏まえまして、今年度新たにハザードマップを作成する予定でございましたが、県が管理する河川のうち、既にことし6月に公表しました九頭竜川、荒川、そして南河内川と、この3つの河川を除きます全ての県管理河川で浸水想定区域図に準ずる水害リスク図を来年夏までに急遽追加で作成することとなりましたので、各市町では、当該リスク図をハザードマップに反映させる必要があるため、県の作成を待つ必要が生じております。

本町でも、今年度計上されておりました予算を来年度に繰り越しまして、来年12月までに水防法の改正に応じたハザードマップを作成いたしまして、各戸配布したいと考えております。

次に、氾濫等の危険が予測される箇所はということですが、県に確認いたしました。県が管理する九頭竜川では、堤防の未整備区間はなく、直ちに洪水による氾濫の危険がある箇所はないとの回答をいただいております。

しかしながら、近年、想定外の降雨によります氾濫する地点がありますので、少し古いですが、本町のハザードマップや、国、県で作成されております浸水想定区域図を確認していただき、水害に対する備えや洪水の際の円滑な避難方法等の確認をしていただきたいと思います。

国土交通省のほうでは、一部区間で計画断面を確保してない区間がありますので、今後、堤防各種工事を進めていくとのことでした。

また、霞堤の構造をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、堤防下流の端を開放いたしまして、続く堤防上流の端を堤内側に延ばして重複させた不連続な堤防でありまして、増水した川の水を背後地へ逃がし、水位が下がり始めれば、逆にその切れ目から速やかに排水が行われる構造となっております。

県に確認したところ、護岸の状況につきましては、パトロールにより堤防の亀裂や護岸の損傷状況等を確認しており、異常が見られる場合には、補修を実施しながら維持管理を行っており、特に問題はないと聞いております。

また、近年、想像以上の大雨が各地で発生し、甚大な浸水被害が頻発していることから、県においては洪水浸水想定区域図を作成し、町におきましてはハザードマップなどにより、住民に注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今ちょっといろんな、霞堤のことが出ましたが、中島地区から清水、大野島にかかる霞堤と市右エ門島から牧福島にかかる霞堤の問題でございます。

中島から清水にかかるあの霞堤、大野島とのまたがったところなんです。そこが流れてるんですけど、あそこ、実は私が当時、建設課の職員だったときに堤防のかさ上げをし、大野島の手前からの霞堤の工事が、地権者とのいろんな話し合いの問題で当時中止になった記憶があるんですね。どうかなと、ちょっと非常に心配していた。その後、中島地区においては、護岸の工事ということで今堤防ができ農村公園になっているということなんですね。

今度、定島と牧福島との、今度、河内川があつて。河内川の改修で川底を下げてるんですね。下げたために、上流からの水が出た場合ははけるんですけど、逆に九頭竜川の水が、水位が上がったときに逆に上がってるんですね。だから、せっかくなまく、支川というんですか、河内川とかほかの川も含めてなんですけど、荒川も含めて、九頭竜川のところは川底を下げてしてくれたかわりにですけど、逆に上がってるんです。千曲川がよく似た状況ではないかなということだと思います。

そういうふうなことから、やはりこれは非常に、どう言ったらいいですかね、逆流したら、はける水がはけないとなると、今度は上流の高台でも水が、洪水になるというような現象になると思うんです。それはわかりやすいんですね。

そういうふうなことから、このような、今までのような雨ならいいんですけども、どんだけ降るかわからんのやってね。この前1,000ミリというような、この前の19号、そういうふうなことを想定しますと非常に危険でないかなと思います。

上流の九頭竜ダム、ないって言うんですけど、一度放流したときですけど、一度放流したときには、中島の河川公園の上に届くような水が出たというふうになんて記憶がある。違うかもしれんけど、たしかそういう話が、話というより記憶があります。もう少しで上に行くという。

そうすると、今度は松岡のほうに行きますと、松岡の河川公園もやっぱり同じような状況です。だから、それから護岸工事については、中島地区は低水護岸としたんですけど、それからまた下がってくると上志比地区のほうに、牧福島、市右エ門島地区の護岸、大体、真ん中に中州ができて、恐らく水が当たっているんですね、今、集落があるほうに。あそこにいろんなブロック入ってるんですけど、非常に危ないなという、当時から、職員時代から思ってた、県等には要望したことがあったんですけど、ほんで、地区からもそんなことで要望事項には上げてたんですけども。そういうなんで、非常に。それから北島のほうにかかる部分。

それから、これから今度、永平寺地区に入ると、栃原のほうのこちらのほうはいいんですけど、反対側のほうの護岸のほうがえぐり取られるような気がする。

それから、松岡は、御陵のほうは河川公園があるんですけど、反対側の松岡、清流のそのあたりですね。

結局、中に中州ができたために水の流れが変わって蛇行しながら堆積する。

こういう蛇行するんですね。そんなところがあるんで、これまでの考えられたような雨なら耐えられると思うんですけど、非常に、この前の台風19号の教訓から言うとそんな安心はしてられないかなと思うんで、ひとつその対策をお願いしたいということで、今回、一般質問をさせていただいたわけでございます。答えがあれば。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今現在、国交省のほうでは、ご存じやと思うんですけど、五松橋から上流のほう、中州といいますか、河床の掘削入っております。県におきましては、中州とか雑木といいますか、その伐採もやっています。

河道敷については、そういったことで対処しているわけなんですけれども、これ一度、こういった霞堤とかそういったことを県福井土木事務所の、詳しく、ちょっと説明を聞きに行くといいますか、話を聞いて、また現地のほうも確認しないと、僕も今の話だけでちょっと想像がつかみませんので、これはちょっと確認いたしまして、また今後検討していきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今、課長のお答えのとおり、中州に木が生えたり、護岸のほうに雑木、ああいうのが昔はなかったんですけど、最近はね、いろいろ問題になって伐採もしないというのも多い。そういうなのも水害のおそれがあると思うんです。ぜひともひとつ、本当に想定外というより、どんだけの雨が降るか、こ

れから先、本当に心配でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に、関西電力市荒川発電所の貯水槽及び送水管の安全についてお伺いいたします。

集中的な豪雨により危険な状況と判断したとき、もしも亀裂等が生じた場合、下荒井の取り入れ口の水門を緊急に封鎖しなければなりません。その場合、送水路の途中の水が上志比地区に到達するまでの所要時間やその水量はどれくらいなのか、お願いしたいと思います。過去に送水管が破裂したことがあったそうです。そのときには中島地区が被害を受けたと聞いております。いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 関西電力に確認いたしましたところ、市荒川発電所のこの水槽及び水圧鉄管につきましては、1カ月ごとの定期巡視と1年ごとの外部点検、そして6年ごとの内部点検及びそれら結果に基づく詳細調査等を行って、設備の健全性を確認しております。また、カメラによる、水槽や水圧鉄管の状況及び水槽水位の監視もしておりまして、この巡視や点検の結果、必要があれば計画的に改良や修繕を行い、設備の保全、運用に万全を期しております。

その上で、可能性は非常に低いものの、万が一、水槽や水圧鉄管に亀裂等の損傷が発生し大規模漏水が生じた場合には、速やかに取水口のある下荒井ダム取水停止を行うとともに、状況によっては、取水口から少し下流にある沈砂池排砂路や水槽余水路などからの排水も併用して行い、設備からの漏水による周辺への被害を最小限にとどめることとしております。

なお、九頭竜川の水量によって変動する可能性はありますが、取水口制水ゲートを全部閉じるまでにおおむね30分程度、水路内からの排水が完了するまでに数時間程度要する見込みです。この数時間程度であります。九頭竜川の水量によりまして、導水管の水量が毎秒40トンから80トンと変動しているため、正確な時間はわからないそうです。

加えて、設備異常等が発生した場合には、速やかに関西電力から関係機関に連絡が入ることになっております。

なお、安全面などで関西電力からの詳しい説明が必要であれば、本町からも地元説明会といいますか、開催を関電のほうへ要請していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 我々議会も数年前ですか、富山支社のほうを訪問し、安全についていろんな話し合いをしたこともあります。また、市荒川発電所の改修工事の現場を視察したこともあり、町としても関西電力さんとは常に連絡調整を怠りなくお願いをいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

防災、「防」ぐ、「災」害と書きます。自然災害は防ぐことはできません。しかし、その対策や被害を少なくする手当てや、被害が起こるような箇所等を常に把握しておくことはとても大切なことと思います。

私は、子どものとき、九頭竜川の堤防の決壊による災害を二度経験しております。また、職員時代には、豪雪、河川の氾濫による水害、風による災害、自然災害を幾つか身をもって経験しました。そしてその怖さも経験いたしました。

町としては、まず最初に、国や県に対し、九頭竜川流域の危険と思われる箇所等の堤防のかさ上げ工事の施工、護岸工事等の施工等に対し、関係機関等に対し強力に働きかけを要望していただき、その対策を講じていただきたいとの思いです。そのご決意を改めてお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に今、想定を超える、1,000年に一度というような災害がことしも起きまして、本当に災害の怖さというのを実感しております。

河川事務所、県のほうには、この弱い箇所であったり、こういうふうな要望については常々行っております。ただ、1,000年に一度のそういったものが起きた場合は氾濫するものだということも思っておいて、その中で住民の皆さんがいかに早く逃げるか、こういったこともあわせて、やっぱりやっていかなければいけないなというふうに思っております。ハード面、ソフト面、両方あわせてしっかりとこれからも取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） よろしくをお願いいたします。

続いて、2問目に移ります。

工事等の設計から施工そして完成までについてということで質問をさせていただきます。

町が発注するさまざまな建設工事や土木工事があります。計画、設計から施工、そして完成までの一連の流れを詳しく説明をお願いいたします。

そして、最終の決定権は町長と思いますが、その経過の中で決定というか、許

可権者はどのようになっているのでしょうか。現地確認をして必要か不必要か判断し、そして計画、そして設計、そして施工伺い等々と進んでいくものと思いますが、詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、現業課を代表いたしまして、私のほうから、これは地区要望を前提として説明させていただきます。

まず、建設課では、各地区より提出された要望書をもとに全ての現地を確認いたしまして、5月下旬をめどに担当職員が工事費の試算を行い、今年度の工事執行計画表を作成しております。その後、課内で協議を行いまして、緊急性、優先度等を判断した上で、庁内ヒアリングを受けまして、工事实施の有無を最終判断しております。その結果につきましては、7月下旬をめどに各地区へ要望書の回答をさせていただいております。

工事实施が決定した工事につきましては、順次現地測量を行いまして、計画図面並びに工事設計書を作成いたしまして工事発注の運びということになります。また、工事発注の前には、区長及び関係者へ工事の説明や施工方法の確認等を行いまして、さらに用地の提供が必要になる場合には、地権者の立ち会いを行ってから工事発注というような流れになっております。

発注後におきましては、着工前に「工事及び交通規制のお知らせ」というものを各地区に配布したり、あと、関係すれば学校等に配布いたしまして、また、予告看板でありますとか工事案内看板等の設置の忘れがないように工事請負業者へ指示をしております。

監督職員は、現場立ち会いや打ち合わせの中で、出来形、安全管理、環境対策、工程管理、品質管理等、これらを的確に行われているかどうか確認いたしまして、不備がある場合には随時指導して工事進捗を図っております。

工事が完成した後は、完成届の提出があった日から14日以内に、請負業者より提出されました完成図書をもとに、契約管財室または担当課で完成検査を行いまして、検査結果が合格となれば、工事目的物が引き渡されることとなります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 設計と委託でございます。

町が設計を委託した場合、設計内容の把握はどの程度までなされているのでしょうか。設計者から町が受け取る際、どの辺までの内容をチェックしているのか

すか。私は、全貌をチェックし把握するのが建前だと思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 設計委託を行っております工事につきましては、例えば永平寺インター線の整備でありますとか大月藤巻線の歩道整備といった国庫補助対象の大規模な道路改良工事でありますとか、あと橋梁修繕のような専門性の高い工事、また、各地区からの要望の一部で、例えば入札案件などで比較的規模の大きい工事につきまして、設計委託を行っております。

いずれも、設計委託した際には、初回と中間時といいますか打ち合わせの段階で工事の内容を伝えまして、幾つかの施工案を作成した上で、コスト面や施工性などを比較検討しております。このことについては、担当者と設計コンサルが十分に打ち合わせを行っているところではありますが、この担当者の専門的知識が不十分であれば、経験のある職員のサポートも受けながら進めているところでもあります。

その後、設計コンサルと最終打ち合わせの段階で、設計図書の計画内容に不備がないか、施工実施に必要なものになっているかなど最終確認を行い、成果品の納入をもって完了ということになります。

完了後は、業務完了届が提出された日から10日以内、完成図書をもとに契約管財室または担当課のほうで完了検査を行っているところでもあります。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 外注した場合、設計書をそのままのみにするのではなく、綿密な検査をし、的確な設計書の設計もお願いしたいと思います。

完成検査においての手直し工事は、決算審査の折、全くないとお答えをいただいております。工事の財政に影響のない小さな手直し等も全くなかったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 手直し工事ということで、まず手直し工事の解釈といいますか定義についてでございますけれども、町の工事検査規程「永平寺町工事検査規程」にも規定されておりますけれども、出来形及び成果品が契約書、設計図面及び仕様書と比べまして相違している、あるいは重大な誤りとか不完全なものがあった場合に手直し工事を命ずるというふうな形で捉えておりまして、議員おっしゃったように、昨年度、検査の結果、契約内容に適合しなかったような案件

はなかったということで、手直し工事を命ずるような工事あるいは業務というの
はございませんでした。

ただ一方で、書類の軽微な入力ミスですとか書類の添付不足または工事現場の
仕上がり、美観上の仕上りの補修といった工事は数件あったということでござ
います。ただ、これらの工事につきましても、補修とか書類の修正をした後に担
当課長あるいは検査職員が確認をしております。これらについては、工事完成検
査において軽微な修正指示という形で捉えておりまして、定義されています手直
し工事というような捉え方はしておりませんので、随時その検査のときに修正を
させているという状況でございます。

また、契約管財室における完成検査というものにつきましては、工事の場合は
300万以上、業務の場合は100万以上ということで、それ以下は、先ほど建
設課長申しましたように担当課長のほうに委ねているということでございます。
完成検査につきましては、今後も厳正に実施してまいりたいというふうに考えて
おります。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 先ほど、地区の要望事業は、必ず地区の地権者らとお話をさ
れているとご回答をいただきました。これは必ず地区の区長さん、また地権者、
その連絡調整は十分にさせていただきたいと思っております。そして完成検査のど
き、またはその完成物の引き渡しの際には、必ず区長もしくは関係者の立ち会
いをして実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これは要望があった箇所の工事を実施する場合には、軽
微な修繕的なものは除きまして、必ず区長とか地権者、関係者にお伝えしてから、
どういった工事をするかといったことは決定してまいりたいと思っております。

あと、完成検査につきましては、工事金額によって契約管財室でやるか担当課
がするかと分かりますけれども、今まで、区長さんの立ち会いというのは完成検
査のときには行っておりませんでした。その行っていなかったということで、後
で、例えば現場の後始末が悪いとか、そういった指摘といいますか苦情等々もち
よっとまれにお聞きしたことがありますけれども、今後は、これは施工前に区長
さんに説明したときに、完成検査のときに立ち会いどうされますかといいますか、
確認して、やるやらないの判断。やっぱり区長もなかなかお仕事行って休めな
いこともありますんで、これはちょっと確認してこの完成検査の対応をしていき

たいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 工事の完成検査について、町の工事検査規程、工事検査要領の規定により実施されると思いますが、その手順等について詳しくお伺いしたかったのですが、通告をしておりませんので、後日かまた決算審査における現地確認調査の前に、工事検査要領の工事検査カード等についてご説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 工事検査カード、通常ですと、工事が完成しますとその工事完成申請というものをさせていただくときに、完成調書ですとか、今課長が申しましたように、現場代理人の書類関係、関係書類を出していただいて、検査カードを一緒に出していただく。その中で実際、その検査カードを出来高に沿って、設計内容と数値等に相違がないかということをチェックさせていただいています。

あと、その詳しい方法については、また後日お知らせしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 次に、3本目でございます。地区自治会の今後についてということで質問させていただきます。

集落組織、地区がなくなってしまうということで、この質問は9月の定例においても質問いたしましたが、この定例会において再度質問いたします。

9月に質問したその後、今日まで、このことについて所管課内または町内において話し合い等はされたのかどうかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 9月議会におきまして、町としましては、集落や地区振興会の中で進むべき方向性が決まれば、そのために必要な活動あるいは広域的な取り組みへのアドバイスなどの行政支援をしていきたいというふうにお答えさせていただいたところです。

その後、これまでに集落あるいは地区振興会の皆様から具体的な相談、要望というのは伺っていないわけですが、その個別具体的な事例に対して、町内の中で具体的な検討というのは今現在では行っていないというふうな状況でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この問題については、大切な問題だと思っております。

ただ、9月議会で提案いただきました、議会が終わったのが10月の後半で、それからちょっと政策ヒアリングに入りまして、そのヒアリングの中では、この人口減をこれからどうしていこうか、振興会もあわせてそういったのを今政策ヒアリングの中でやっております、いろんな、各課と話をしているというのがまだ現状で、真剣に、真剣といいますか、このテーマに絞ってというのはまだちょっとできてない状況です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 9月の定例会において、課長より限界集落の定義について詳しくご説明をいただきました。私は承知して質問したつもりでしたが、しかし町民の方からは、「限界集落というのを詳しく知ることができた」というご意見もありました。ありがとうございました。

さて、限界集落についてのことについて、なるであろう、近いうちになるかもしれない集落等は把握されているとのお答えだったと思いますが、その対策等について、やはり町としては真剣に考える時期が来たのではないのでしょうか。

新聞報道の記事によると、県の長期ビジョンの県民調査で、「福井県で暮らしてよかった」が8割あった一方、人口減少を背景に集落が消滅するのではないかと懸念は、9年前の調査から大幅にふえており、将来的な衰退への心配が色濃い内容であると報道されていました。そして福井市においては、人口流出と高齢化により中山間地の集落が消滅しようとしているとのこと、また市街地の自治会の存続も危うくしているとの記事も掲載されておりました。

福井市では、小さな集落に縁のある人を特定集落支援員に委嘱し、地域コミュニティの存続の取り組みを始めたそうでございます。

さて、このことは、地域で話し合って考えることで簡単に答えを出してよいものなのでしょうか。地域で話し合って考えることは最も大切であることはわかりますが、地区の自治組織や地域の集落がなくなったり壊れてしまったときの町の行政は、地域の自治や防災はどうなってしまうのでしょうか。持ち主のない廃屋や荒れた農地や宅地がふえ、地域が荒れます。

町として積極的に地域に入り込み、話し合いや改善等、そのアドバイザー的な役割を持ってこれからの地方自治を考え、そして行動すべきと思いますが、どうでしょうか。お伺いたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当にこの少子・高齢化というのは、いろいろな面で社会の行き詰まりといいますか、何か今手を打たないと行き詰まってしまうというのが徐々に見えてきてるのかなと思います。

町でも、例えば、山の側溝をボランティアでやっていただいた集落に対しましては、今年度から機材のほうでも応援しますよということで、機材の借り入れをする支援をしたり、いろいろな支援も今しております。

一方、これ全て行政が実はやるのが一番理想なのかもしれませんが、行政もどんどんどんどん多様化と、あと職員の数も限られてる中で縮小してきている中で、どういうふうに各地区を支援していけばいいのか。おっしゃるとおり、やる気はあってもできないという可能性がこれから出てくるエリアも出てくるかなとも思っていますし、またそういったことも想定しなければいけないと思います。災害もそうです。

これについては、やっぱり真剣にいろいろな角度からいろいろな面で考えていかなければいけないなと思っておりまして、これが、例えば今いろいろやってます自治会がいいのか。ただ、自治会もどうなるのか今わからないというのもありますので、そういったいろいろな面で、ちょっとここについてはミクロとマクロの両視点でやっぱり考えていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 地区振興連絡協議会を担当する立場からご答弁をさせていただきます。

自治会における世帯数や住民数が減少すればさまざまな問題が起きるということとはご承知とは思いますが、その諸問題につきまして、近隣の自治会と問題を共有、共同、協力することで解決するものもあるんじゃないかというふうに思っております。地区振興連絡協議会は、そういった情報の共有、課題解決に向けた協議がなされる場ではないかというふうに思っています。組織化されているところは、ぜひその議題として取り上げていただきまして、また未組織の地域においては、組織化に向けて働きかけをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 質問を終わるに当たり、私は次のことを申し上げ、終わりたい

いと思います。

さて、来年度以降、庁内に事務局がある各種の団体事務等を、それぞれ自主的な運営の促進を図るため町の事務から離されるとのことですが、当然のこととは思いますが、もし一気にそのようなことになると、その中には衰退等のおそれがある団体が出てきてはこないでしょうか。私は、そのようなことにならないため、町として、今まで以上にアドバイザー的な役割を強化し、助言、指導、育成等に当たっていただきたいと思います。お答えあれば。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 生涯学習課では、いろんな団体を預かっている、または所管をしているというふうな立場もございますので、ご答弁をさせていただきます。

基本的に、任意の団体は、自主、自立した活動を展開されることが望ましい姿だというふうに思っております。行政においても、働き方改革、行政のスリム化も念頭に、団体事務をそれぞれの団体で行っていただくことを進めようとしております。

しかしながら、議員おっしゃる事務局を離すというふうな思いは持っておりません。離すのではなくて、お渡しするといいますか、もとに戻すといいますか、皆さんでやっていくもとの姿にしていただきたいというふうなことでございます。この点に関しましては、監査委員さんからもご指摘をいただいていることはご存じかと思っております。

しかし、現実としては、事務局の受け手がなかったり、かなりの事務量があたりすることなどから、なかなか進まないのも事実でございます。団体運営に支障が出ることは本意ではございませんので、一方的に事務を切り離すというふうなことはしないように慎重に進めている状態でございます。団体とは十分に話し合い、そして調整を図りながら、よりよい運営体制となるよう進めてまいることが基本かと思っております。

なお、その団体の目的や、加入する皆さんがどんな活動を求めているのかなど、改めて考えていただくよい機会にもなるのかなというふうなことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 来年に向けて、政策課題の中で、振興会、地域づくりをどう

しようかということで、今、総務課と生涯学習課、そして支所、ここの3課で、
どういうふうな形で来年の組織を持っていくのがいいかという話し合いをしてい
ただいてまして、またそこから上がってきた中でまたみんな考えていくという
形を今とってますので、また来年に向けてそういうふう動いているというのも
ありますので、またよろしくをお願いします。

それと、今ほどの事務局のお話ですが、監査委員さんからも指摘受けてます。
コンプライアンスにやっぱり触れている部分もあるということで、そこはしっか
り是正をしていかなければいけません、やっぱり血の通った職員として、起爆
剤になるように、どんどんどんどん自立していってもらえる団体となるような、
背中を押すとか、そういった業務は今まで以上にやっていかなければいけないな
と思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時12分 休憩）

（午後 4時13分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、金元君の質問を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、このまちは、やっぱり少しでも住みやすいまち、安心して暮らせるまち
にしたいという思いで質問を準備しました。

質問の順ですが、1番目は、豪雨災害と洪水ハザードマップでの対応。2つ目
は、幼保の統廃合問題から。町長がこうしたいとまちづくりの方向性をもっと明
確に示すべきだという立場ですね。3つ目は、おとなのひきこもりへ、町のスタ
ンスはということで質問を考えています。

1つ目の質問ですが、豪雨災害と洪水ハザードマップでの対応ということです。

近年、地球温暖化もあってか気候の変動も大きく、台風や豪雨災害が続発して
います。昨年の西日本豪雨と、ことしは台風15号、19号、さらに豪雨と続き、
その被害も甚大でした。台風19号の被害では、死者も100名を超す状況です

し、堤防の決壊は数多く、その浸水被害も甚大だったのは皆さんもご存じのとおりです。

そこで、今回質問を準備したんですが、これらの豪雨への対応として、本町でも洪水ハザードマップがつくられています。平成20年度につくられたということですが、このハザードマップに示されたように浸水が起り得る状況とはどんな状況なのか。

それに、このハザードマップ、つくられて10年以上たつんですが、その見直しはということで、先ほど答弁ありましたので、それはそれとしてお聞きしておきます。

ただ、今回の台風による豪雨災害時の浸水域は、ある意味予想どおりだったと言われています。浸水域は。土砂災害は別です。土砂崩れや山崩れは予想もしないところで起きたものが約3割と言われています。ある意味、浸水想定をしたハザードマップは、その有効性が示されたということにもなっていると私は思っています。

しかし、このハザードマップに示された洪水への対応として、本町では、堤防の補強や改修により、この間、ハザードマップの見直しはあったのか。ここをまずお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず、これらの浸水が起こる状況、条件ですか、これは現在の20年度に作成されました本町のハザードマップにおきましては、まず降雨確率年というのが、国が管理する九頭竜川につきましては150年に一度の雨を想定します。県が管理します九頭竜川と荒川につきましては80年に一度の雨。この降雨量であります。国管理九頭竜川におきましては2日間で414ミリ、県管理の九頭竜川では2日間で410ミリ、荒川では、今度は1日です。1日189ミリとなっております。

もう一度、あれですかね、うちのハザードマップ、今年度予定していたのを来年度……。

○4番（金元直栄君） いや、それはいいです。

○建設課長（家根孝二君） ということです。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が聞いたかったのは、このハザードマップに示されている浸水域、この10年間で見直すところがあったのかということです。追加される

ところは、何も示されていないところが追加されるんだろうと思うんですが、要するに、堤防を補強したとか、河川改修したとか、しゅんせつをしたことで、その想定された浸水域を消すようになった、そういう地域はあるんでしょうか。

何でそんなことを言うかといったら、この浸水域、全国で想定してつくられましたよね。今度、千曲川も堤防の決壊含めてあったんですが、大体想定されたところで浸水しているということですから、このハザードマップの有効性は非常に高いということです。そうすると、もう課題としては、これはやっぱり補強していく以外ないんですね。住民の安全を守るためには、そういうことがこの10年間やられてきたんでしょうかというのをお聞きしたいんです。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今の質問であります、この10年間、はっきり申し上げまして見直し等は行っておりません。今度、来年作成いたしますそこには当然県、国のデータ、資料等がありますので、それをもとに作成していきたいというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、課長も答弁、窮している面があるんじゃないかなと思うんですが、ハザードマップ、これは非常に有効なものもあると。要するに、どこが弱いかということが示されているわけですね。その弱いかということが示されているということは、そこを補強することでかなりの安全性確保というのもあり得ると思うんです。そういうことを、このハザードマップをつくるのはいいんですけど、何にも改修せずにそのまま見過ごしていいんでしょうかということにつながるんじゃないかということで質問を考えているんです。

続けて行きますけど、町長が今相談してるんで、それでいいと思うんですが。

河川管理の多くは国、県の仕事でもあるんですけども、町としてハザードマップ上で想定される場所の補強を含めた対応、対策は考え、具体的に改修対策を求めているのか。これはさきの齋藤さんも質問されたんですが、具体的にやっぱりそういう作業を町としてやっているんですか、低減していくように。

ことしの台風、豪雨の教訓の一つは、外水氾濫、内水氾濫含め、行政による居住誘導区域の浸水が相次いだとも言われています。ここで言うと清流地区みたいなところですか。これを考えると、本町の対応というのは、特に清流地区の対策なんかは一定考えるべきことがあるんじゃないかなと思うんです。

といいますのは、九頭竜川には、先ほどほぼ堤防の未整備地区はないと言うん

ですが、五松橋左岸上流については堤防未整備地区だと聞いているわけですね、僕らは。規格どおりではないと聞いてはいるんですね。だからそういうこととか、また、福井震災のときには、やっぱり九頭竜川左岸の堤防が切れて、その後の豪雨でかなりの洪水に見舞われてるっていう地域でもあるわけですね。要するに活断層が走っていると。さっき見た図面でもピンク色とオレンジ色との差が明確に出てたと思うんですが、そこが活断層の差ですね。となると、町としては、じゃ、どういうところをどう補強していくのかという計画を持つべきだと私は思っているんです。そして、国、県にやっぱりきちっと要望する。

その一つが、私が言いたいのは、例えば、桜を植えるということで志比塚の河原に団地ができましたよね、区画整理事業で。あそこは桜の木を植えるために堤防を補強して、そこに桜を植えてると。堤防の補強になっているわけですね。そういうことも含めて、今、町として要望したり、対策を早急に打つことも大事なんじゃないかと思うところから私は質問しているところがあるわけですが、その辺、私の提案についてどうですか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず、本町のハザードマップの浸水区域であるとか深さにつきましては、これは九頭竜川と荒川の氾濫といいますか、これに基づいた図面、マップとなっております。

今度新たに来年つくるといのが、県が管理するほかの河川、荒川以外の河川、例えば永平寺川とか河内川、犀川とありますけれども、そちらの洪水、氾濫予想といいますか、ここらを、浸水区域とかを反映させたものをつくってくるわけなんですけれども、当然高確率といいますか、1, 0 0 0年に一度のマップも作成させていただきます。

本町、はっきり申し上げまして、今、国、県が管理する九頭竜川につきまして、うちが整備、あそこをどうのこうのという計画といいますか、考えておりませんが、今のご意見お聞きしまして、例えば、今おっしゃった五松橋の左岸の上流側ですか、確かにそれらも何か昔聞いたことあるなとちょっと思ったんですけど、これは国管理になりますんで、先ほど私が申し上げたのは、県管理の、県から聞いてるということでお答えさせていただきました。国はまだ未整備といいますか、計画断面を確保していないところがあるって回答をいただいておりますので、そこらはまたうちのほうでそれなりの、計画というんでもないですけど、提案といいますか、そういったのをまとめて、今後、国及び県のほうに提案していきたい

というふうに思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今そういうことで、国にきちっとやっぱり早急に、不安だから計画してくれということも要望しながらね、住んでる人たちが安心して暮らせるような条件づくりをやっぱり行政の仕事としてやってほしいなと思います。

それに、このハザードマップ見ますと、九頭竜川左岸域、右岸域もそうですが、余り九頭竜川に関係しない河川については、いわゆる浸水域が記入されていないというのは先ほど答弁ありましたが、特に僕が不思議やと思うのは、永平寺川については、単純に暴れ川です。橋が落ちるくらいの洪水を何回も出していると言われていて、ダムがつくられたんですね。でも、このダムって余り容量の大きいダムでないですよ。去年、ことしのいわゆる問題で言うと、ダムができて安心ということはない。

僕の友達のいる愛媛県なんかでは、ダムの放流で、下流域でね、六、七人亡くなってるんやってね、去年。僕らの友達の家なんかも土石流で洗われて床も全部張りかえとか、横にあった谷側の小川がでかい荒川みたいな大きさの川になったって話があるくらいですが、そういう豪雨災害があるわけですから、永平寺川なんかは本当は10年前にきちっとやっぱりそういう計画をすべきだったんじゃないか。ただ、ダムができていたので安心ということを考えていて、県なんか少し弱いところがあるんだろうかという不安があるんですが、そこはどうなんですか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これは、永平寺ダムにつきましては、県のほうにちょっと確認をさせていただきますけれども、これはダムの完成によりまして、ダム下流の治水安全度は向上している。確かにつくったことによって向上はしていると思います。ダムの洪水調整能力には限界がありまして、施設の能力を超える洪水に対する備えは重要であるというふうに考えております。

このダム流域の永平寺川につきましては、来年の財源、先ほどから何回も申し上げてますけれども、浸水想定区域図に相当しますリスク図というものを作成いたしますので、付近住民の方々にこの周知を十分行っていきたいというふうに思っているところであります。

また、河川改修等につきましても、我々も当然災害復旧も含めまして、一部予防しているところ等もありますので、いつもちょっと越水といいますか、という

ところもありますんで、これはちょっとまた県のほうに引き続き、継続して要望していきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町もしっかりと弱い場所を国、県に伝えていくのも大事ですし、去年の西日本豪雨と今回の関東の台風の被害でやっぱり国、県も一生懸命やってくれてまして、大体、九頭竜川流域ずっと、どこが弱いかというのを順次工事をしていただいています。また、県につきましても、今、中のあの木をずっと順次これから切っていく方向でということで、真ん中中の真ん中はちょっと難しいらしいんですが、機械、機材を入れるのが。切れる範囲はずっとこれから計画的にやっていくとか、これから河川については、どンドンドンドンそういった安全対策といいますか、そういった対策をしていくのかなというふうに思っています。

ただ、それに任せるのでなしに、しっかり町としても危ない箇所をしっかりと伝えていきたいなと思っています。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、こういう小さい町ですから、本当に見回せば本当に手のひらに乗ってくる状況があると思うんで、そこはきめ細かい点検もできると思うんです。

ただ、心配なのは、今、全国的に言われている一般的なことですよ、平成の大合併と行政やあらゆるサービスの民間委託化を進めてきた中で、県も含めた市町村の農林、土木担当者の職員は全国的には3割減ってるって言われてるんですね。だから、要するに、直接そういう目で見れる人の数も減ってるということを考えたほうがいいと思うんです。ここは大事なことです。だから、今や技術系職員がいない事態は、これまた3割にも上っているということですから、ここは十分、本町も対応を考えていろいろ採用もお願いしたいなと思っていますところなんです。

ただ、これまでの台風や豪雨災害の教訓に学び、本町で示されているハザードマップは何のためにつくられているのかの原点に立ち返り、起きてからでない何もできていなかったことがわからない、起きてみないと「何や、ここやってなかったんか」というのがわからないという状況にだけはならない対策をお願いしたいということです。脆弱な堤防、簡単に起きる内水被害、ダムの無節操な放流、停電や風による生活への支障が今回も繰り返されてきました。

例えば荒川などを見ましても、下流域からの改修も今、重立でいろいろ問題が

あってとまっています。これがもし先に進んで改修されたとしても、吉野小学校の下、もとのマエダ工業へ入るあの道路までの改修となっています。確かに土地改良事業、圃場整備をやったおかげで荒川の大部分が、上流域が補強されました。しかしね、僕らが見ていて、やっぱりここが切れるんでないかなと思ってるところはああるんですね。以前に切れてたところ。それは学校の上にある小畑へ行く道路の左岸ですね。去年、ちょっとしゅんせつみたいなことをしていたんですが、大量の土石を川の中へ積んでいきます。やっぱり余り考えてやっているわけでないやなということを感じてはいたんですが、そこらは地元の人に聞くとね、一定のところはわかる場所もあると思うんですが、要はそこらが。そういうことを、ぜひやっぱり、役場の職員だけでなしに、この山はいつ出てくるかわからんということも含めて状況をつかんでいく、そんなことを考えていってほしいと思います。

とにかく、このハザードマップを活用するという意味では、身の安全を守るためのハザードマップであることが第一ですが、これを起こさせないために、該当する自治体がどういう役割を果たすかということをおね、ぜひやっぱり今度の、これまでの教訓も含めて強化していただきたいと思います。

それで1つ目の質問終わります。

次、2つ目入りますか。

○議長（江守 勲君） どうぞ。

○4番（金元直栄君） ただ、一言。足羽川のいわゆる洪水のときに言われたのは、堤防は、戦後築堤してから一度も見直されたことも補修されたこともなかったという話でしたよね、木田のほうで洪水が出てきた。それと同じようなことにはならないようにということをおね、ぜひお願いしたいと思います。

2つ目の質問です。幼稚園、幼稚園の統廃合問題から。

町長がこうしたいと子育て支援やまちづくりの方向性を示すべきだがというのがこの問題の第1です。

本町の子育て支援は充実していると保護者や町民からも好評だ。特に、子育ては町が責任を負いますとの宣言は、保護者も、保育士など保育関係者などからも安心感を与えられたと言われていました。が、この間、町は、保育士の身分や配置される保育士の数、さらには施設の老朽化、そして施設ごとの子どもの数の偏り等の問題が発生する中で幼稚園・幼稚園施設の長寿命化計画を示し、あわせて幼稚園、幼稚園の適正規模適正配置として、この3月には園施設再編検討委員会

——委員長は松川恵子氏ですが——が取りまとめた園施設の再編についての答申が出されました。ここに第2の問題があると指摘したいと思います。

この中では、保護者の乳幼児教育、保育に対するニーズの多様化のもと、乳幼児教育・保育のあり方として、園は、多様な考えを持つ友達と切磋琢磨することで、主体的に学びを広げ深める施設であることが望まれるとし、3歳児以上の同年齢のークラスの園児数は20名程度が適当であるとししました。この答申に基づいて、この9月には町から4案の統廃合の方向性が示されたんですが、それは現状と1案、2案、3案と4通りの案が示されている内容です。ある意味、この内容は、私は非常に強引な内容になっているなどということを感じました。上志比は今のままの1園で、永平寺は現状か、1案、2案、3案とも志比幼児園への統合、松岡は現状か、1案、2案、3案には市街地町内の幼稚園、幼児園の幾つかを統廃合し、特に1案では松岡幼稚園と東幼児園の統合、2案では松岡幼稚園、東幼児園、西幼児園を統合し新築する。これでは200名を超える保育園になると言われています。3案では松岡幼稚園、東幼児園、西幼児園の統廃合をし、これを1園にし、吉野幼稚園、なかよし幼児園の統廃合を行い、そういう統廃合を進めるとしています。御陵園は残すということですが、これを聞いて3月までに結論をとということ行政は示しているところであります。

これは急過ぎますし、私は本当に問題だと思っています。その方向を示すには、この町をどうしていくのか、また周辺地域をどうしていくのか、どうなっていくのかの論議をおざなりにしたまま進めてよいのかと私は思っているところです。町が示した方向性では、今年度中に幼保の方向性、つまり再編の方向性をまとめる、さらに来年度中には小学校、中学校の適正配置、言いかえれば統廃合の方向性も打ち出していきたいと行政はしているところです。それに先立って、この一歩が本町内の周辺地域の未来を左右する、厳しく言えば閉ざすことにはならないか。この点の十分な論議もなくして進めるには問題があると私は思っております。

以上、前置きとして、30年度の決算への討論でも指摘しましたがけれども、町長、ここしばらく、特に最近周辺地域のまちづくりや地域振興の方向性が語られていないし、方向性を町長の口から語っていないのではないかと私思っているんですが、いかがでしょう。今の状況だと、具体的な対策に取り組まないと周辺地域の人口はどんどん減っていきます。こんな現状があるからこそ、周辺地域も含め地域振興の方向性を示すのは、私は、町長のやっぱり仕事だと思っています。だからこそ、私は町長に対して、こうしてはどうか、こうすべきではないかとい

うことを質問もし提案しているつもりでいるんですが、周辺地域の縮小や地域じまいにつながる、それを早める方向の進め方は、今の状況では町として発信すべきではないと私は思っているところです。

私のこの思い、町長も私は同じだと思っているんですけども、どうなのか。その上で、これらの方向性に直結すると思われる取り組みや方向性の発言については、議会に任せるではなく、町長がみずからの口で語るのが筋ではないかと私は思っているところです。この内容を議会が判断する、町民とともに判断するということになるんですが、だからこそ。町長はどうしたらいいのか、それをまずお聞きしたいと思っています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域振興につきましては、全ての政策、それはやっぱり永平寺町の振興、発展のために結びつけていると思っています。そういった点で、ジャンルがいろいろある中でどういうふうやっていくかというのはしっかりやっていっているつもりです。まだ至らない点があれば、またより一層頑張っていきたいなというふうに思います。

そして、この振興と幼稚園の再編の話、僕の考えがまだないという中で、まず僕の考えがあるのであれば諮問をする必要はない。ただ、自分がいろいろな角度のところから、どういうふうな状況でどういうふうこれから園をしていくのかという中で諮問をさせていただきました。その中で、もちろん議会からも入っていただいて、地域振興のこともありまして、じゃ、地域振興についてもしっかりアンケートをとろうということで、その諮問委員会ではしっかり議会の提案も受け入れて、本来ですと5回を6回開催して、本当に細かくやっていただきましたし、各界各層からの代表の方、また金元議員からもご指摘あった、園の先生も入れたらどうか、そういったのもどんどんどんどん採用させていただいて、子育て支援課がお願いしてよりよいものを、よりよい答申をしていただくということで答申が出てきました。

やはり行政として、そこまで答申をしていただいていますので、それに向けて、これが本当にこれからの永平寺町の子育てに必要なのかどうかということを経済に一度立ちまして、それが基本中の基本になります。それで進めていく中で、もう一度、住民の代表である議会にどうですかということ、またどういった意見がありますかということをやっぱりしっかり聞いていかなければいけないなと思っております。現に今回も、先ほどからいろんな議員さんのいろんな角度でのご

提案もいただいて、そういう角度もあって、じゃ、そういうふうにしていかなければいけないのかなというのも思いながら、3月に期限を切らせていただいておきます。ただ、この3月といいますのも、行財政改革大綱の中で、今年度までにやっぱりしっかり方向性を出していくという、その計画にのっとってやっております。ただ、もう一度、どこの議会だったか、ちょっと今確認できませんが、学校の適正配置もあるので、これとあわせる中では少しちょっとずれるかもしれませんというお話もさせていただいています。

ただ、金元議員、早く僕の考えを言え言えと言いますので、いろいろなお話を聞きながら分析してまとめて出せるのが3月かなというのがありますが、その適正配置の関係、今、学校教育課でいろいろな角度でどういうふうに行うか、また今回の幼稚園のこのいろいろなやり方を分析して、本当に勉強して進めようとしている中で、そういったのもあわせてお示しすればいいなと思っておりますので、決して私が考えを示さないというのではなしに、しっかりとした手順を踏んで、その手順を決して言いわけにしてるのではないですって。手順をして、いろいろな方々のご意見をもとに進めていきたいというふうな思いがありますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） じゃ、一つ確認だけ。

この幼稚園、幼稚園、地域の核になる、子どもたちを見守る地域のよりどころでもありますけれども、これがやっぱり統廃合されたりして、今、現状と1案、2案、3案出てますが、地域からそういう園がなくなったときに、地域の将来はどうなるとお考えですか。

○議長（江守 勲君） 山口副町長。

○副町長（山口 真君） 地域の将来がどうなるとお考えですかということなんですが、私の希望としては、幼稚園、幼稚園がなくなったので、この地域、先ほど地域じまいというお言葉を使っておりましたけれども、決してそんなことはないだろうというふうに思ってます。そして、そういうことがないような地域であってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、学校についても、幼稚園、幼稚園についても、地域の協力があって成り立ってきたと思うんですね。そういうみんなで作って上げてき

たものが地域からなくなるというのは、ある意味、その心のよりどころがなくなるといことでは、地域にとっては非常に衝撃的になるのではないか。それは、今は車社会だから車で送ればいいという先ほどの話ですが、僕は通園バスを設けても、それは決してそれだけでは済まないでしょう。いろんな問題が生じて、それもどうか見て、長い目で見れば途中でなくなる可能性がある。その結論は何かというと、やっぱり子どもがいなくなると。子どもがいなくなるといことは、その地域に若い人たちがやっぱり住まなくなるということですよ。

ここを、やっぱりこういう方向に一步出ることによってどうなっていくと考えているのかというのをね、さらっと副町長は言われますけど、僕はそういう問題も含めて、町長は地域振興のことを町長の公約として言われてきたわけですから、どうい手順で地域振興をやっていくか、その中でのこの保育園や学校なんかの位置づけはどうなるのかというのを、やっぱり町長の口からそれは聞きたいです。

だから、これを、じゃ、統廃合をどの案で進めるんやというのは3月にしか町長まとまらんとしても、そういうなのはいかがでしょう。ある意味、そういうのをしっかりと聞いておく時期に来てるんでないかなと私は思ってるんですが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、学校の適正配置の諮問も始まろうとしてます。この中で私の考えをここでこういうふうに示してしまいますと、その諮問委員会が何かちよっと、町長の何々とか、そういうふうな考えでとか、全然そんな考えがなくてもそれが出てきた答申はその答えがそんたく、そんたくされているとか、そういうふうにとられかねません。

ということで、決して私が逃げているとかそういったのではなしに、しっかり手順を踏んで、ただ、その手順にはいろんな方々の意見が入る。一政治家、一誰々の意見ではなしに、議論をしていただいて、それが入ったこと、答えを答申していただくということがありますので、今ここについてどういうというのは、私個人の思いというのにはありますが、あえてそれについては言わないほうがいいのかな、それが公平というか、本当の町の声というものが上がってくるのかなとも思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町長はそこまでしか今は言えないというか、言わないといこと確認しておきたいと思ひます。

もう一つの大問題。いわゆる3月の答申の示す中に、幼児教育のときから適正

人数で切磋琢磨というのは、僕はこれは本当に教育長あたりにも聞きたいんですが、本来の教育論にはあるのか。私は切磋琢磨って、高学年になればそういうこともあると思うんですが、幼児教育にはなじまないと率直に思ってます。

何でそんなことを言うかという、幾ら何でも、幼児期からストレスにさらす意味がわからない。競争に打ち勝つ子を育てる、協調性を育てるとか、子どもから学ぶとかっていろいろ言いますけれども、そういうことをさらっと言う人がいるとしたら、教育者とはちょっと言いがたいと僕は率直に思います。僕のこれまでの学んできた中では。というのも、今日、大人も子どももストレスをため込んだことが大きな社会問題になってると私は思っています。3歳以上は多人数で、さらにマンモス園が効率がよいなど、これらはもはや教育の分野へ単純な効率、つまり経済論へのすりかえではないかと思うんですが、その辺も率直に私思っていることを言ってるんですが、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 答申の中で切磋琢磨という言葉が出てます。議員さんもそれについては以前からご指摘ございましたが、その切磋琢磨という言葉自体を何か競争原理に当てはめているような節も私は感じるところでございますが、この切磋琢磨という意味につきましては、私も改めて広辞苑とかを調べてみたんですけれども、まず、当然、道徳やら学問に励むということもありますし、そのほかにも大事なのが、仲間同士互いに励まし合って学を磨くという言葉も入っているということです。

幼稚園の子どもたちにとっては、遊びの中で学ぶということが主体となっています。遊びの中で学ぶという点では、仲間同士励まし合い学ぶという点では、やっぱり一定の人数がいたほうが、子どもにとっては当然いいと思いますし、そのことを踏まえた保育の中での考え方として捉えていただきたい。

この文も前段も後段もありますから、その文をつなげていただければ当然わかってくると思いますし、うちの保育士も当然こういうことは理解した上で、保育の中で子どもたちに遊びの中で学びを与えているというふうなところで私は理解をしております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） そう書いてあるんですからそう言うと思うんですが、ただ、繰り返し言いますが、幼い時代から、教育上の大きな弊害いわゆる競争にさらすようなことがあってはならないと私は率直に思っています。愛情たっぷりに保

育することが豊かな心を育む大きな力になる、それが最大だということを一方では言っているんですね。親が育てるのが大事だと言う人たちもいらっしゃいます。

そういう中でね、経済、効率、こういうふうなところへ誘導するような、そういう論理というのを、教育基本法が変わってきた経過の中でもそういうことが言われていましたけれども、そこは大きな、特に幼児教育の分野では問題だと思っています。

さらに、これは町長、副町長に聞きたいんですが、周辺地域、少数者の地域の問題に偏りがちなこういう学校や幼稚園の統廃合の問題ですが、特に地域の存亡にかかわることを軽々に議会で論じたり取り上げたりするものであってはならないと私は、要するに多数決の場で取り扱ってならないと私は率直に思っているんですね。その辺は率直にどうお考えですか。

○議長（江守 勲君） 山口副町長。

○副町長（山口 真君） まず、先ほどの切磋琢磨という言葉ですが、私はそんなに好きな言葉ではありません。ただ、競争という意味をあおっている言葉ではなくて、先ほど子育て支援課長が申したように、集団の中で互いに励まし合ったり、刺激を受けたり、情報交換したりというようなこと、そういったことが大事だろうということだろうと思います。

我々が諮問した中身も、子どもたちにとってどういう環境が望ましいのかぜひ教えてほしいということを諮問して、その答申が結果的に、ある一定規模の集団の中で育てていく、そういった幼児教育が望ましいという答申をいただいたわけですので、まずその答申を尊重し、その答申に沿ってどうあるべきかということをお我々行政と、それから議会の皆さんとともに考えていきたいというような思いでございます。

したがって、今、3月までに計画をまとめようとしておりますけれども、毎月の全協には、中間報告という形で、これまでの議論をしてきたことを議会の皆さんに投げかけてご意見を伺うというようなこと、議会の皆さんの意見を聞きながら進めていくというようなことで進めているのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、行政と議会は執行権と議決権、町議会、市議会の場合には議事機関、議会は議事機関ということで、政策提言もしながら新しい政策を一緒につくっていきましょうという機関になっております。その中で多数決がどう

の、それはやっぱり最終的にはそこが民主主義の中では大事になると思うんですが、それまでの過程、プロセス、行政としてはやっぱり今副町長申し上げましたとおり、毎月の全協でお話しさせていただいてますし、また勉強会の中でこういった情報が欲しいという、それはどんどんどんどん積極的に出させていただいております。

多数決がどうのという、その中は、やはりそこは議会の中で話をぜひしていただきたいなというふうに思います。議員の多数決ではなしに、これはちょっと違うだろうということは、ちょっと議論が少ないのかな、僕らももっとしなければいけないなというふうに思いますので、ここは最終的にはそういうふうになっていくのかなと思いますが、納得した上での、また私たちが提案するのも、皆さんからの意見をいただいたのを織りまぜて、一人一人の皆さんが100%おなかいっぱいになる案件ではないと思います。それはもう行政側にとってもそうだと思いますが、議論をしていった中でこういうふうにまとめてきたんだというのをまた冷静に皆さんで判断をしていただいて、そこは民主主義のとした判断をしていただく、それが、プロセスが大事だなと思っておりますので、私たちもしっかりと出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） もうこの問題、言っても平行線だなと思うので。

ただ、一つだけ言います。これへの第一歩が地域の衰退につながる可能性があるということでは、やっぱりもっと事を大きく捉えてほしいと僕は思っています。ただ経済性の問題だけ、財政事情の問題だけでは片づけられない問題があると思うんです。特にこの間、大人の施設はいろいろ整備したりつくってきたりしました。一方、保育園の施設なんかにはきちっと視点を据えて、例えば改築も含めて行ってきたというのは現実的にはなかったわけですから、そういうなのは大人の責任ということの前からも言ってるんです。保育士の配置についても大人の責任、その身分についても大人の責任。しかし、じゃ、そういう中であっても本町の保育内容についておこなっていることは一つもない。

ただ、私が残念に思うのは、3月の答申で保育の専門家と言われる人から、いわゆるストレス社会に適応するような競争の原理を保育の中に持ち込むということ、これを平然と言われるという人がいるとしたらね、そこに疑問を呈する人がいなかったというのは僕は不思議でならん。それは、保育士なら保育論を学ぶ中でそういうことを、やっぱり愛情豊かに見ていくということは学んでいると思うんです

ね。そこもね、僕は不安なところです。

これから、やっぱり地域の問題がかかわってきますから、僕はこの問題等でも
いろんな声を出しつつ、この問題については取り組んでいきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時58分 休憩）

（午後 4時58分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会とすることに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす10日は午前9時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろし
くお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時58分 延会）